国史跡福岡城跡整備基本計画

平成26年6月

福岡市

国史跡福岡城跡整備基本計画

目　次

第１　整備基本計画策定の目的　1

１　沿革　1
２　目的　1
３　福岡市行政計画における本計画の位置づけ　2
４　計画の想定期間　2
５　計画の対象範囲　3
６　策定の体制と経過　3
７　計画の構成　5

第２　福岡城跡の概要と現状　6

１　史跡指定の概要　6
（1）指定の経緯　6
（2）指定面積　6
（3）指定理由　7
（4）指定範囲と土地所有状況　7
２　福岡城跡の歴史的変遷　8
（1）古代～中世　8
（2）近世　8
（3）近代以降　9
（4）史跡指定後の福岡城跡　13
３　福岡城跡の現状と価値　15
（1）歴史的環境　15
（2）自然的環境　33
（3）社会的環境　39
（4）景観　49
（5）福岡城の価値の整理　56
４　福岡城跡の整備上の課題　57
(1)本丸・二ノ丸周辺　57
(2)三ノ丸周辺　57
(3)門・堀・土塁周辺　58
(4)鴻臚館跡　59
(5)福岡城跡エリア全体　59

第3 整備の理念と基本方針 60

1 整備の理念 60

2 基本方針 61

第4 基本計画 62

1 地区区分計画（ゾーニング） 62

2 保存修復計画 64

(1) 基本的な考え方 64

(2) 歴史的建造物 64

(3) 石垣 64

(4) その他の遺構 64

3 復元整備計画 65

(1) 基本的な考え方 65

(2) 地割の表現 65

(3) 歴史的建造物の復元 65

(4) 石垣の復元 68

(5) その他の遺構の復元 69

(6) 庭園の復元 69

4 環境整備計画 71

(1) 動線 71

(2) 修景・植栽 76

(3) ガイダンス施設 82

(4) サイン 88

(5) 便益施設 89

(6) 維持管理施設 91

5 調査研究計画 93

(1) 基本的な考え方 93

(2) 保存状況の把握 93

(3) 発掘調査（考古学的調査） 93

(4) 文献資料等調査 93

(5) その他の調査研究 94

6 周辺地域の環境保全・整備計画 95

(1) 基本的な考え方 95

(2) 取組みの方向性 95

7 公開・活用計画 97

(1) 基本的な考え方 97

(2) 具体的な取組み 97

8 管理・運営計画 100

(1) 基本的な考え方 100

(2) 具体的な取組み 100

第5 事業計画 102

1 段階的整備計画 102
(1) 短期 102
(2) 中期 105
(3) 将来像(参考) 109
(4) 年次スケジュール 113

2 事業推進のための取組み 114
(1) 全容解明に向けた調査の実施 114
(2) 体制の充実 114
(3) 市民と一体となった整備の推進 114
(4) 関連計画との連携、調整 114

第1 整備基本計画策定の目的

1 沿革

昭和 32 年(1957)の国史跡指定を受けた福岡城跡の保存整備に関しては、史跡地内に所在する歴史的建造物や石垣等の保存修理、諸施設移転事業を推進するとともに、舞鶴公園として整備され、市民の利活用が図られてきた。

昭和 62 年(1987)に平和台野球場内で鴻臚館跡の遺構が発見されたことを受け、福岡市では平成 3 年(1991)、『舞鶴城址将来構想(中間取りまとめ)』(以下「将来構想」という。)を策定し、同構想に基づき平和台野球場や城内町住宅等の移転等を進めてきた。

平成 17 年(2005)、将来構想と整合を図りながら『福岡城跡保存整備基本構想』(以下「基本構想」という。)を策定し、将来の福岡城跡全体の保存整備や管理運営、活用等の基本的な方向性を定めた。

平成 24 年(2012)、史跡と公園の管理が異なる部局で行われていることや、史跡指定地内に裁判所や中学校、個人住宅等が含まれ、管理者が多数にわたることから、『国史跡福岡城跡　保存管理計画』(以下「管理計画」という。)を策定し、福岡城跡を史跡として適切に保存・管理するための共通の方針を定めた。

一方、近年、歴史的遺産を活かした観光、まちづくり、地域振興への期待が高まり、福岡市においても、平成 24 年(2012)12 月策定の『第 9 次福岡市基本計画』で、以下のような施策の方向性を定めた。

・市が有する歴史文化資源を市民の財産として保存・整備し、貴重な観光資源として磨き上げること
・大濠公園・舞鶴公園の一体的な活用を図り、市民の憩いと集客の拠点づくりを進め、特に舞鶴公園については「鴻臚館跡」、「福岡城跡」の二つの国史跡を活用した整備を進めること

こうした経緯を踏まえ、今後、福岡城跡整備を着実に具体化していくための計画として、『国史跡福岡城跡整備基本計画』を策定することとしたものである。

2 目的

本計画は「基本構想」と「管理計画」の理念と方針を引き継ぎ、「国史跡福岡城跡」を適切に保存し、確実に次世代にその歴史的価値を継承することにより、本市の歴史・文化・まちづくりに資することを目的として、整備・活用を推進するための整備基本計画を策定するものである。

3 福岡市行政計画における本計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりであり、各計画との整合を十分図りつつ、本計画を策定する。

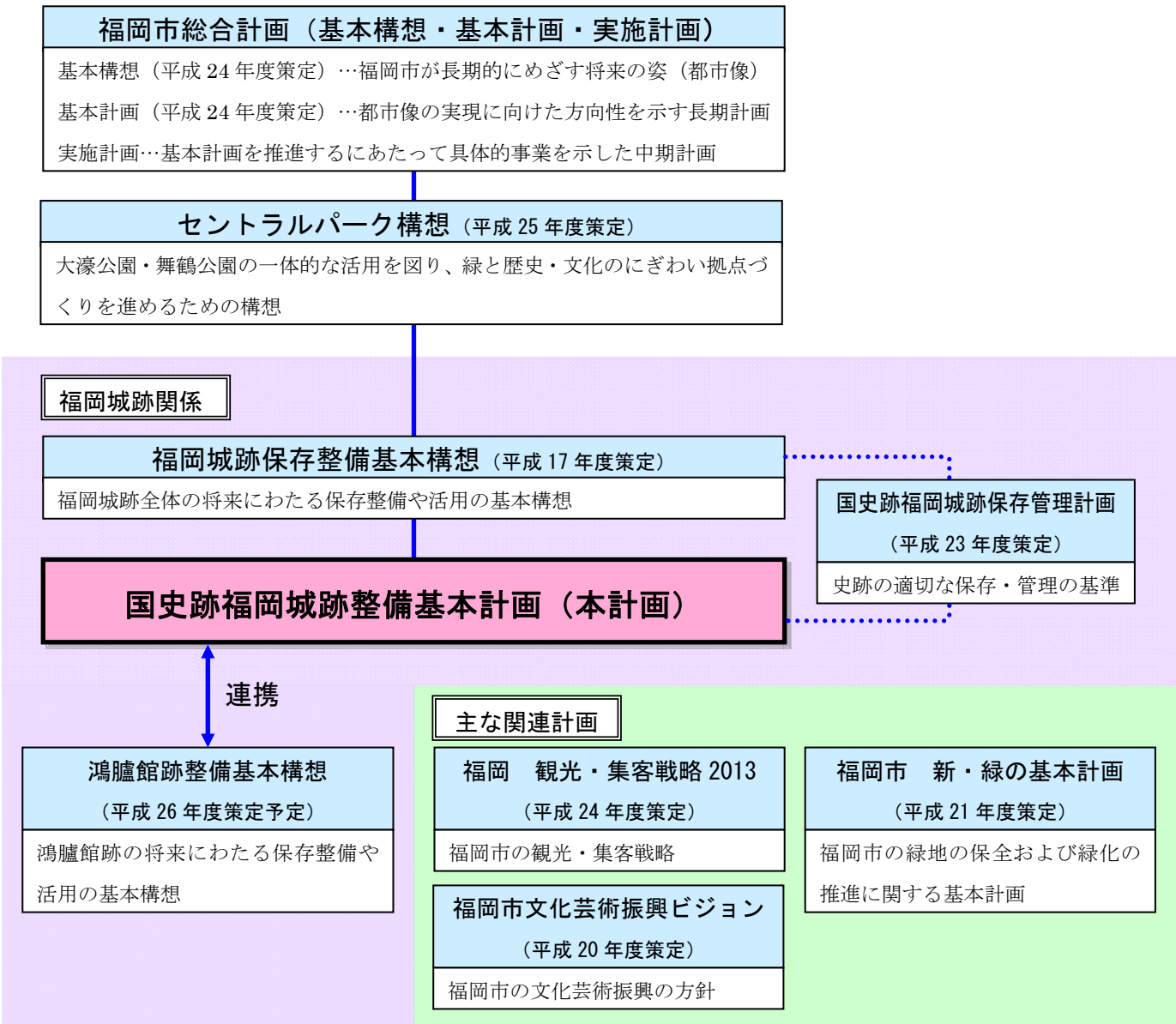

4 計画の想定期間

計画期間は平成 26 年度(2014)～平成 40 年度(2028)までの 15 年間とする。

平成 41 年度(2029)以降については、社会状況の変化や調査研究の進展、短・中期整備の実施成果を踏まえながら、必要な時期に計画を見直すものとする。

なお、本計画では 5 年後を「短期」、15 年後を「中期」として記載しており、また、参考として最終的に理想的な整備が全て実現する時期（※具体的年次はなし）を「将来」として記載している。

5 計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、原則として国史跡としての福岡城跡の範囲とする。

ただし、史跡の保存、あるいは景観保護のための史跡周辺の環境整備については、基本構想で示した福岡城の城下エリアの範囲を対象とし、その内容については「第４　基本計画」の「６　周辺地域の環境保全・整備計画」で述べる。

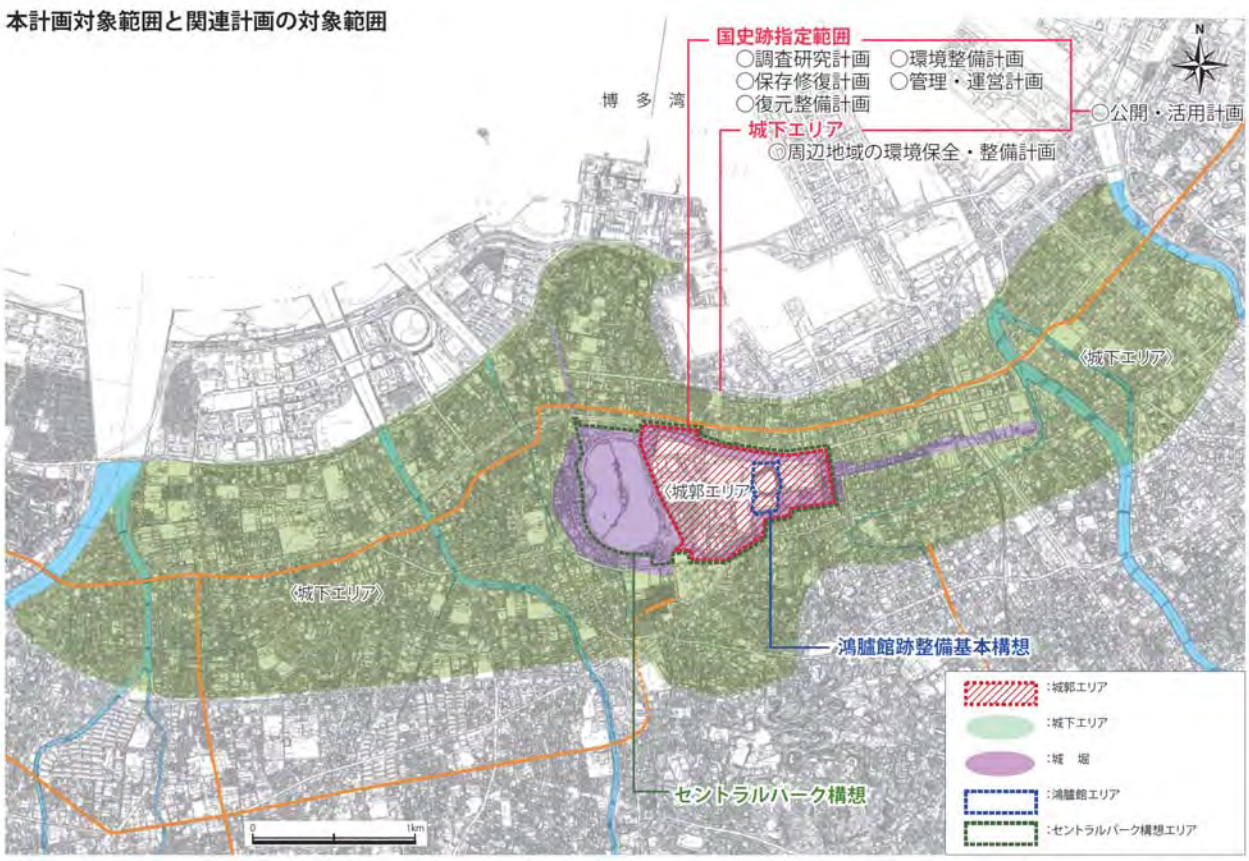

図1-1:計画対象範囲図

6 策定の体制と経過

適正な基本計画策定のため、国史学、考古学、造園学、建築学および土木工学の分野の学識経験者、市民代表並びに行政の代表者からなる「福岡城跡整備基本計画検討委員会」を設置し、その指導・助言を受けながら策定した。

また、福岡城跡は国指定史跡であるとともに、その約９割が都市公園法による総合公園となっていること、また観光との連携の必要性から、関係機関と十分な協力体制をとった。

この基本計画の策定の手順および「福岡城跡整備基本計画検討委員会」の議事等については、次頁に示すとおりである。

【福岡城跡整備基本計画検討委員会】

○議事等

回	開催日時	場所	議事等
第１回	平成 24 年 8 月 30 日 13：00～15：30	福岡市赤煉瓦文化館 会議室 3	①委員長・副委員長の選任について ②福岡城跡整備基本計画（案）について
第２回	平成 24 年 12 月 26 日 13：00～16：30	福岡市役所 15 階講堂	①福岡城跡整備基本計画（案）について
第３回	平成 25 年 7 月 5 日 13：30～17：00	福岡市役所 15 階講堂	
第４回	平成 25 年 11 月 26 日 13：30～16：45	市民福祉プラザ 501 研修室	
第５回	平成 26 年 3 月 13 日 10：00～12：00	福岡市役所 15 階講堂	①パブリックコメント等を踏まえた福岡城跡整備基本計画（案）の修正について

○構成

＜委員＞

役職	氏　名	専門等	所属・役職等
委員長	丸山　雍成	国 史 学	九州大学　名誉教授
副委員長	西　　和夫	建 築 学	神奈川大学　名誉教授
	杉本　正美	造 園 学	九州芸術工科大学　名誉教授
	高瀬　哲郎	考 古 学	元・佐賀県立名護屋城博物館　学芸課長
	西谷　　正	考 古 学	海の道むなかた館　館長
	服部　英雄	国 史 学	九州大学大学院　比較社会文化学府長
	林　　重徳	土木工学	佐賀大学　名誉教授
	岡部　定一郎	市民代表	NPO 鴻臚館・福岡城歴史・観光・市民の会事務局長
	角銅　久美子	市民代表	一級建築士
	千　　相哲	市民代表	九州産業大学　商学部長
	中嶋　楨吉	市民代表	赤坂校区自治連合会　会長
	合野　弘一	行　　政	福岡市経済観光文化局　理事
	伊藤　　亘	行　　政	福岡市住宅都市局　理事

（敬称略、順不同）

＜国・福岡県＞

国　：山下　信一郎（文化庁文化財部記念物課（史跡部門））
　　内田　和伸　（文化庁文化財部記念物課（整備部門））
　　中井　將胤　（文化庁文化財部記念物課（整備部門））
福岡県：田上　　稔　（福岡県教育庁総務部文化財保護課）
　　入佐　友一郎（福岡県教育庁総務部文化財保護課）

＜福岡市＞

事務局：経済観光文化局文化財部大規模史跡整備推進課

7 計画の構成

本計画の構成を以下に示す。

図1-2：計画の構成フロー図

第2 福岡城跡の概要と現状

1 史跡指定の概要

福岡城跡は、昭和 32 年(1957)8 月 29 日に国史跡指定を受けている。指定の経緯は以下のとおりである。

（1）指定の経緯

① 仮指定

官報告示　昭和 27 年(1952)4 月 30 日官報第 7592 号

県 公 報　昭和 27 年(1952)3 月 29 日福岡県教育委員会告示第 11 号

② 指定

官報告示　昭和 32 年(1957)8 月 29 日文化財保護委員会告示第 62 号

指定面積　477,312.90 ㎡

③ 追加指定

官報告示　昭和 57 年(1982)10 月 14 日文部省告示第 146 号

指定面積　3,112 ㎡（内堀石垣公開施設 150 ㎡、6 号濠 2,962 ㎡）

（2）指定面積

480,424.90 ㎡

※参考「史跡鴻臚館跡」

指定日	平成 16(2004)年 9 月 30 日
指定面積	48,027.0 ㎡

図2-1：指定と追加指定の範囲図（出典：『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

（3）指定理由

福岡城跡の国史跡指定は、次の事項が該当することによる。

「特別史跡名勝天然記念物および史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26(1951)年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第 2 号)」に述べる「史跡 左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。」のうち「二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡」であることによる。

さらに、福岡城跡指定時の説明には、次のような内容が示されている。「慶長 6(1601)年、黒田長政が福崎の地に築成、改めて福岡と号した。城主黒田氏は、以後歴代相継ぎ、明治維新に至った。城は低い独立の丘陵に拠り、その裾をとり入れ、西南海につづく大堀を天然の要害として築かれたもので、北面を大手とする。丘陵の頂部に本丸を置き、天守台を設け、本丸東に一段低く、東丸・二ノ丸・水の手を配し、さらに一段低く西に三ノ丸、南に南丸、北に北丸を設けた。建物としては、多聞櫓・角櫓が遺存する。」

（4）指定範囲と土地所有状況

福岡城跡の国史跡指定の範囲は、図 2-1 に示すとおりで、指定面積は 480,424.90 ㎡である。土地所有状況については、図 2-2 に示すとおりで、財務省、福岡市、福岡県・福岡市共有および最高裁判所が所有している。

現在の地番では、福岡市中央区城内 1－1～205、5-2・7・9・12、18-2～6、および中央区赤坂 1 丁目 1001 にあたる。

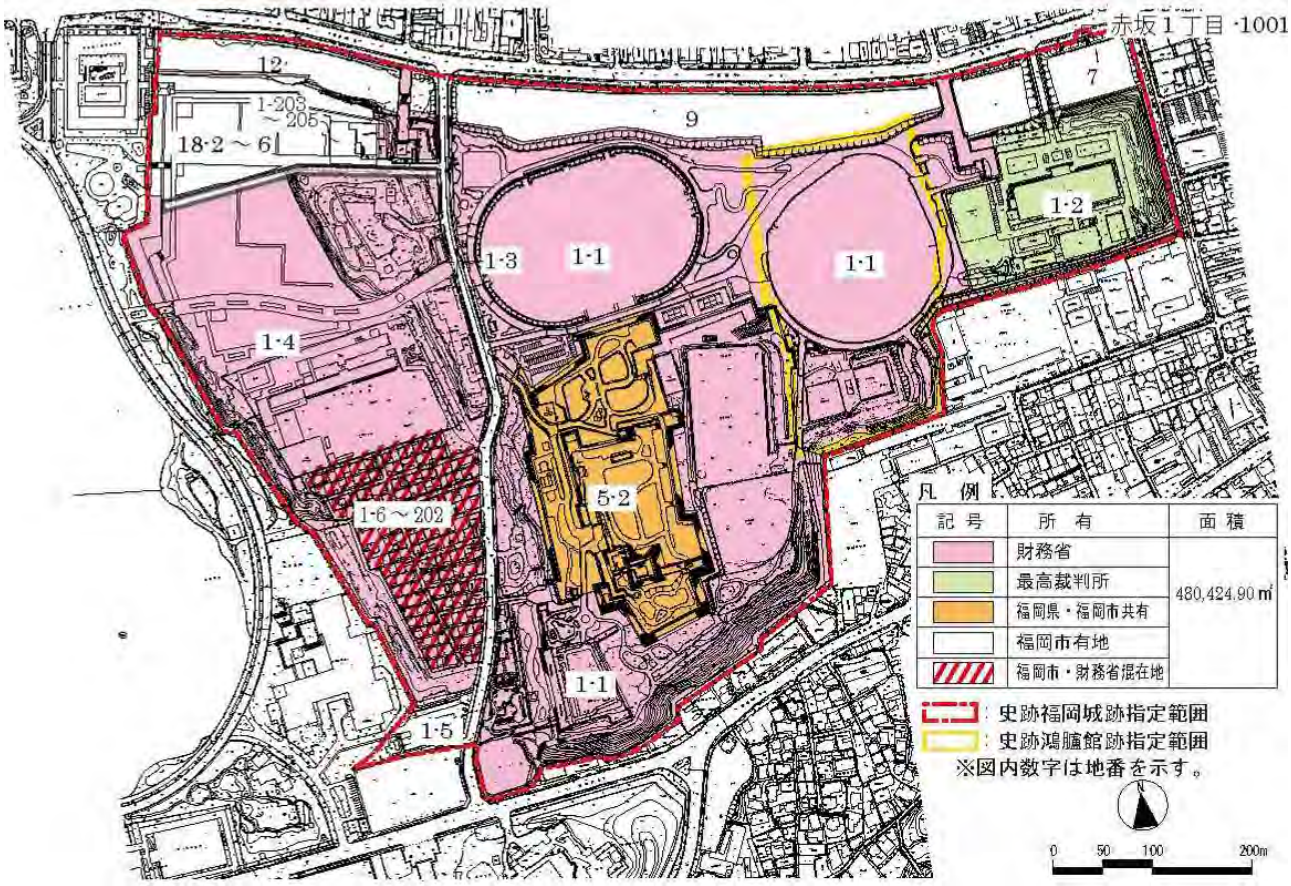

図2-2:指定地内の土地所有状況（出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』）

2 福岡城跡の歴史的変遷

福岡城跡および福岡城跡が立地する場所の歴史的変遷は以下のとおりである。

（1）古代～中世

福岡市域は、古代には東から筑前国糟屋郡、席田郡、那珂郡、早良郡、怡土郡、志摩郡に所属していた。『三国志』「魏書」東夷伝 倭人条等に見られる「奴国」や、『日本書紀』仲哀天皇 8 年正月 21 条にみえる「儺県」等、古くより「な」の音を冠した地名が、福岡市付近につけられたと考えられている。

博多湾には那津・娜大津と呼ばれる古代の外交の窓口になった港が存在し、福岡市の歴史に大きな影響を与えた。宣化天皇元年(536)5 月に那津官家が現在の博多区比恵遺跡群に置かれたとする説が有力である。また、中央区西公園付近は荒津と呼ばれ、その近くに筑紫館（後の鴻臚館）が置かれて、新羅・唐・宋の公使や商人、遣唐使・遣新羅使等が滞在した。

平安時代後期には、博多の町に外国商人たちが居住し、後に「博多津唐房」と呼ばれるようになる。寛仁 3 年(1019)の刀伊の入寇の際には、怡土郡から志摩郡を経て早良郡・那珂郡、能古島に至るまで掠奪を受けた。

鎌倉時代の初めにも、博多や今津は引き続き日宋貿易の拠点として栄えたが、二度にわたる蒙古軍の襲来（文永の役・弘安の役）で、博多湾岸が合戦の舞台になっている。

この時に築造された石築地の一部が、元寇防塁として国史跡指定を受け、西区今津・今宿・生の松原等に残る。この後、博多に鎮西談義所（後の鎮西探題）が設置され、九州統治の役割を担った。これにより異国防御の体制が整ったとされる。

（2）近世

天正 15 年(1587)、豊臣秀吉による九州平定後筑前国には小早川隆景が入国し、博多湾東部に名島城を築城するが、慶長 5 年(1600)の関ヶ原の戦後、小早川秀秋の移封に伴い、豊前国中津の黒田長政が筑前国 15 郡、50 万余石（後には 52 万余石）を徳川氏から与えられ、福岡藩初代藩主(1600～1623)となった。長政は当初名島城に入城するが、新たに那珂郡警固村福崎の地に城郭を築くこととし、慶長 6 年(1601)築城に着手した。新城は、長政自らが設計し、野口佐助一成を普請奉行に命じた。また、城名は黒田氏の故地、備前国邑久郡福岡からとって福岡城とした。

築城は慶長 12 年(1607)まで 7 年を要したといわれる。城郭の形式は梯郭式の平山城で、西日本有数の規模を有する。外郭の南側は赤坂山から伸びる丘陵を切断して堀を設け、北側は潟を埋め立て城下町を形成した。また、城の西側は大きく湾入する草ヶ江の入り江を利用して大堀を造り、東側は那珂川に通じる中堀（紺屋町堀）、そして佐賀藩鍋島氏の助力により掘削された肥前堀を連結した。

城内は天守台を中心とした本丸、二ノ丸、三ノ丸に分かれ、江戸時代後期には潮見櫓、花見櫓をはじめとする 47 以上を数える櫓が配置され、本丸には本丸御殿を、二ノ丸には二ノ丸御館、南丸を配する。三ノ丸の北面には有力家臣の屋敷が整然と並び、また、下之橋御門の南側には、黒田孝高（如水）（慶長 9 年(1604)没）の隠居所である御鷹屋敷が構えられていた。城下町に面した堀には上之橋・下之橋、南西搦手側には追廻橋を設け、城外への通路とした。

城内の様々な構築物は、朽損や火災による焼失、大風による転倒その他の理由によってしばしば建替えが行われた。特に 3 代藩主光之(1654～1688)の時代には、三ノ丸の御下屋敷が寛文 11 年

(1671)に北側に場所を移し建替えられ、以後、藩主の館および藩政の中心となった。その後、下屋敷は宝暦 13 年(1763)に焼失し、翌年規模を縮小し再建された。さらに、7 代藩主治之(1769～1781)を江戸から迎えるため、明和 6 年(1769)に新たに造作された。これらが築城後の最も大きな作事であったと思われる。

城下町には、城内に面した堀端に上中級家臣の侍屋敷が、その北側に建築・武具関係の職人や生活物資を扱う商人が居住した町屋が並んだ。追廻しから赤坂には、下級武士の屋敷が置かれ、さらに南東郭外の春吉町や西郭外の地行町は足軽町となった。北側の海岸部や東側の那珂川沿い、西側の樋井川沿い等には、寺院が多く配置され、城下の随所に見られる鉤形(かぎがた)や丁字路とともに防御的性格をもたせた。

また、家臣団は黒田氏の入封(にゅうほう)に従って、商工業者とともに福岡に移住して来たものと考えられ、分限帳の元禄 3 年(1690)改めでは、福岡の家数 1,525 軒、人数 15,009 人（男 8,416 人・女 6,593 人）とある。家臣は約 530 人を数え、文化 3 年(1806)改めでは福岡の士官屋敷 838 軒、下屋敷 24 軒、町屋 1,629 軒、74,770 人余となっている。ちなみに、元禄 3 年(1690)の博多町の家数は 3,118 軒、人数 19,468 人（男 11,138 人・女 8,330 人）であった。

以後、福岡城は福岡藩の藩庁として機能する。その城域は福岡城下および博多と、その周辺の村々、博多湾沿岸の浦から構成された。幕命で寛永 18 年(1641)以来、佐賀藩と隔年交代で行った長崎警備は恒常的な財政負担を強いたが、文化元年(1804)のロシア使節レザノフの長崎来航、同 5 年のフェートン号事件ではその対応に追われ、藩財政も急速に悪化した。

幕末期の 11 代藩主長溥(ながひろ)(1834～1869)は、開港論を唱え、洋学の導入も積極的に進めた。政治的には朝幕関係の周旋に努めたが、幕府の嫌疑を恐れ、尊攘派を弾圧、一掃したため、幕末・明治維新の政局の対応に遅れをとる結果ともなった。この間、須崎浜をはじめ博多湾沿岸に台場が築造され、その一部が現在も残る。

（3）近代以降

明治 4 年(1871)、廃藩置県で福岡藩は福岡県となり、三ノ丸の御下屋敷は福岡県庁として使用されたが、同 9 年(1876)県庁の天神町への移転に伴い解体された。同 5 年(1872)城内は陸軍省の管轄となり、翌年起こった筑前竹槍一揆を契機に同 7 年(1874)歩兵第 11 大隊が分遣され、同 9 年(1876)歩兵第 14聯隊(れんたい)第 3 大隊が管内分営所として設置されて以来、昭和 20 年(1945)の終戦まで陸軍が駐屯した。

この間、城内の建物は腐朽著しいものは解体され、兵舎の修繕材料に充てられたり、旧藩主黒田家や同家菩提寺に払い下げたりされ、その多くが失われた。

肥前堀は、県庁の天神町移転以後その東端部分が埋め立てられ、残りの部分は明治 43 年(1910)に開催された第 13 回九州沖縄 8 県連合共進会会場地とするために埋め立てられた。中堀は、大正 12 年(1923)から大正 14 年(1925)の間に埋め立てられている。大堀は、昭和 2 年(1927)開催の東亜勧業大博覧会会場地として一部が埋め立てられ、博覧会終了後の昭和 4 年(1929)に県営大濠公園となった。また、桝形門以南の那珂川西岸石垣は明治 8 年(1875)に撤去、同以北の石垣と桝形門は明治 22 年(1889)に撤去された。

戦後、福岡城跡は米軍の駐屯するところとなるが、引き揚げ者住宅（城内町住宅）が昭和 21 年(1946)に設置され、昭和22(1947)年には市民運動場として初めて市民に開放された。翌23年(1948)、第 3 回国民体育大会の主会場として、平和台陸上競技場、舞鶴球技場（現サッカー・ラグビー場）

が整備され、同年 11 月 29 日に総合公園舞鶴公園として都市計画決定（平成 7 年 1 月 4 日計画変更）された。昭和 25 年（1950）に平和台野球場、その後学校、国立中央病院、福岡高等裁判所等が設置されている。

昭和 32 年（1957）8 月 29 日、福岡城跡は国史跡に指定（477,312.90 ㎡）され、同 57 年（1982）10 月 14 日には追加指定（3,112 ㎡）を受けた。現在、その大半は舞鶴公園（42.4ha）の区域と重複している。同 62 年（1987）年には、平和台野球場の改修工事に伴い、鴻臚館跡の遺構が発見され、平成 16 年（2004）に鴻臚館跡が国史跡として福岡城跡指定地内に二重指定（48,027.0 ㎡）された。

また、福岡城の西側城堀跡である大濠公園は、平成 19 年（2007）2 月 6 日に登録記念物（名勝地）として登録された。

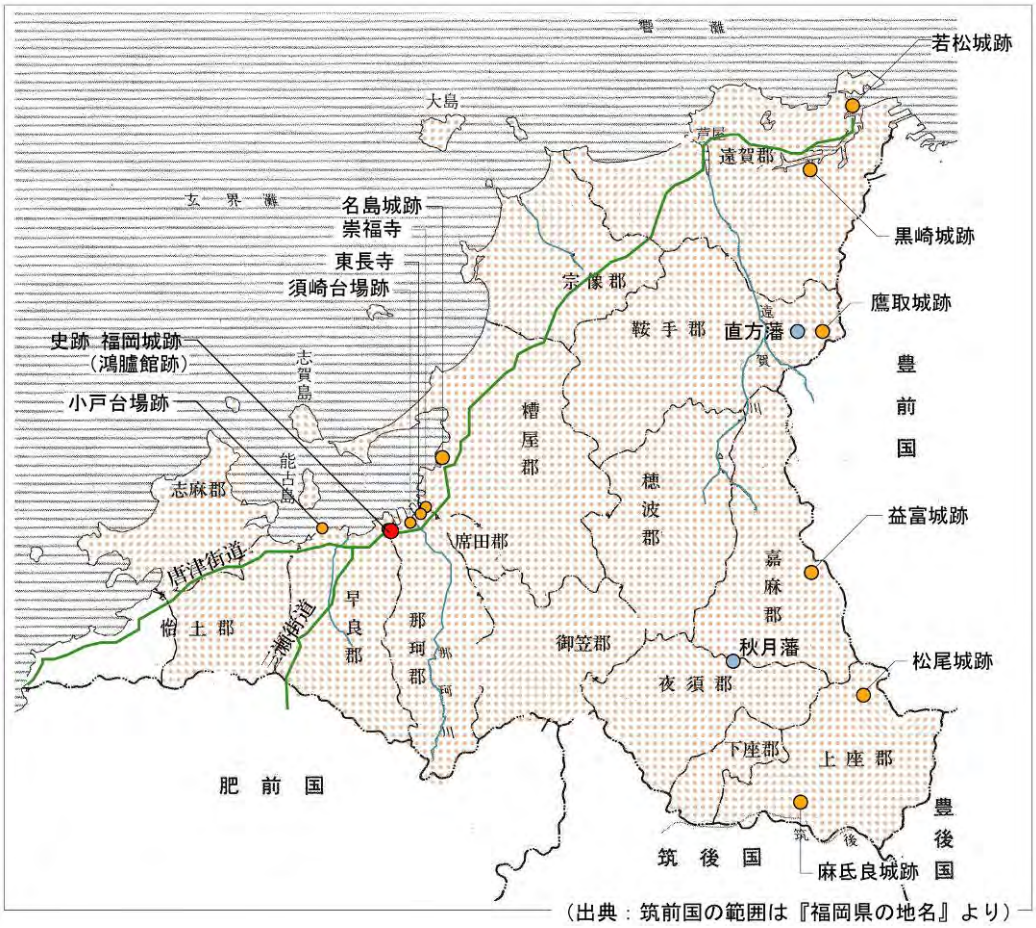

図2-3:福岡藩領地図(慶長年間) （出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

図2-4:福岡城域の範囲図 （出典:『福岡城跡保存整備基本構想』）

図2-5:福岡城下図 （出典:『福岡御城下絵図』<元禄年間(1688～1704)福岡県立図書館蔵>）

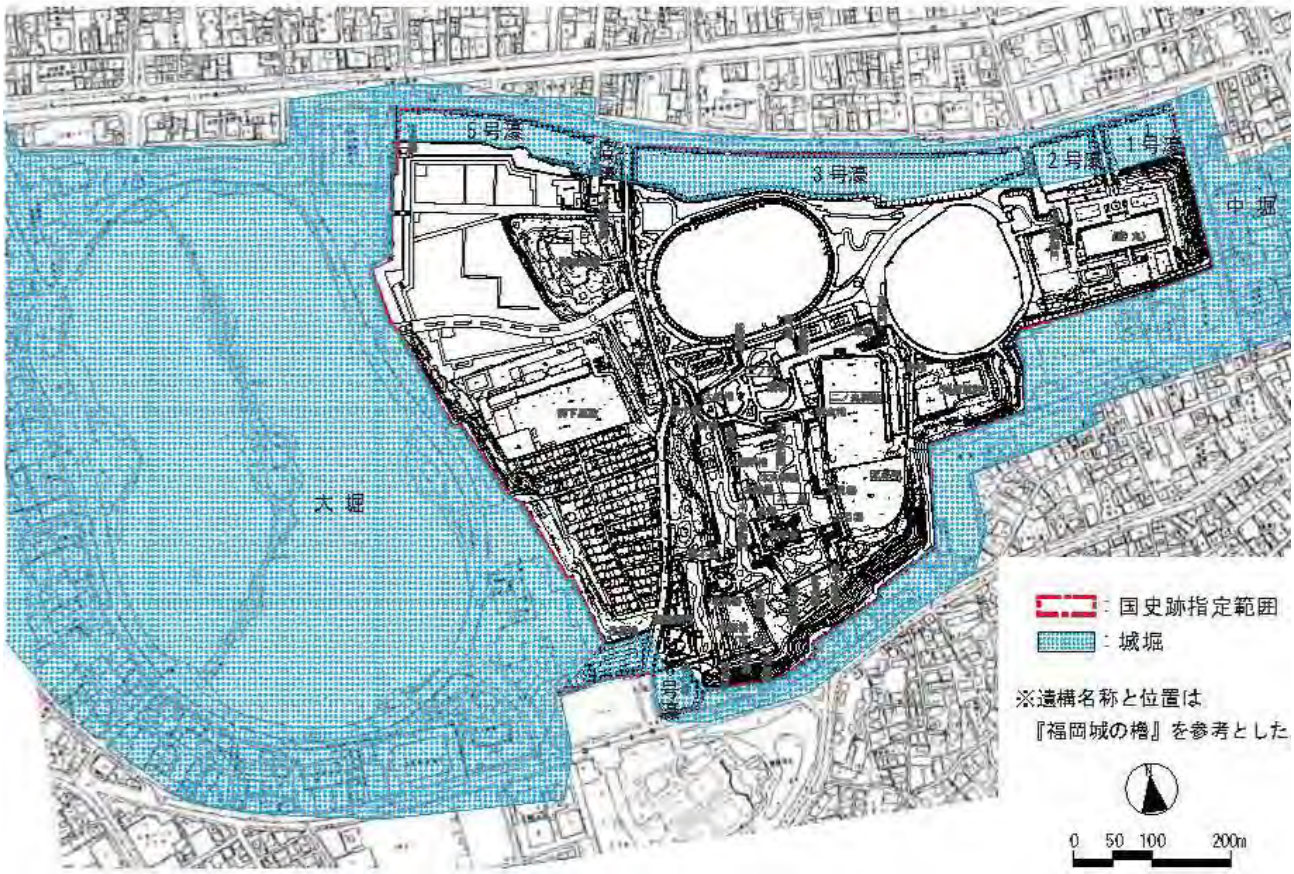

図2-6:福岡城跡の主要遺構位置図 （出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

（4）史跡指定後の福岡城跡

福岡城内の諸施設の移転経緯については表 2-1 に示したとおりであるが、昭和 32 年(1957)の史跡指定後も、三ノ丸の博多工業高校跡地に舞鶴中学校が設置（昭和 35 年）され、本丸にあった国立病院が三ノ丸の米軍病院跡地に移る（昭和 38 年）が、以降は施設の城外移転は進んでいない。三ノ丸にあった北九州財務局や福岡国税局、また昭和 45 年(1970)に南丸の多聞櫓を使用していた西日本短期大学が移転した後、多聞櫓が重要文化財として国指定され、この前後にようやく施設の城外移転が本格化する。主な施設では、昭和 50 年(1975)に福岡大学（～51 年）と九州英数学館が移転、平成 3 年(1991)策定の『舞鶴城址将来構想（中間とりまとめ)』に基づき、平成 10 年(1998)には平和台野球場が取り壊され、平成 14 年(2002)に公園整備事業に伴い国立福岡中央病院および自衛隊福岡地方連絡部が移転している。城内町住宅についても、公園整備事業により用地取得・移転を進めており、平成 23 年(2013)12 月現在、全体の約 7 割が移転を完了している。

表2-1:諸施設の移転経緯

郭	藩政時代	利用の変遷			整備		土地所有	管理者
		指定当時（昭和 32 年 8 月 29 日）	途中	現状（平成 23 年 3 月末）	年度	面積		
三ノ丸	御下屋敷・家老屋敷・馬場	米軍 118 病院跡	国立福岡中央病院（昭和 38 年本丸より移転 1.83ha）	西側広場	平成 14 年	1.83ha	福岡市	福岡市（600 ㎡）
			自衛隊福岡地方連絡部（昭和 32 年 026ha）			0.26ha		福岡市
		北九州財務局 福岡国税局	公園園地	西側広場	昭和 44 年～	—	財務省	福岡市
		博多工業高校	—	舞鶴中学校（昭和 35 年移転）	—	2.14ha	財務省	福岡市
		城内町住宅（196 戸）（昭和 21 年）	—	取得済み：市所有 137 未取得：59(H23 年 12 月現在)	—	2.64ha	財務省 福岡市	個人 福岡市
		福岡大学(体育館)	—	フジ棚	昭和 55 年	約 5,000 ㎡	財務省	福岡市
	御鷹屋敷	福岡大学(校舎)	—	ボタン・シャクヤク園	昭和 55 年	約 17,000 ㎡	財務省	福岡市
	家老屋敷	平和台運動場	—	平和台陸上競技場（昭和 23 年）	—	約 21,200 ㎡	財務省	福岡市
		平和台野球場	—	鴻臚館跡（発掘中）	—	25,500 ㎡	財務省	福岡市
				鴻臚館跡暫定整備地	平成 22 年			
		挙斗場	バレー・テニスコート公園・園地	鴻臚館跡(「鴻臚館跡展示館」)	平成7年	約 7,000 ㎡	財務省	福岡市
	家老屋敷（東ノ丸）	—	弓道場（昭和 62 年）	テニスコート	平成 5 年	—	財務省	福岡市
		福岡高等裁判所（昭和 43 年）	—	—	—	3.09ha	最高裁判所	福岡高等裁判所
	その他（追廻橋御門付近）	溜池		6 号濠	平成 8 年		財務省	福岡市
		国家公務員宿舎	—	ショウブ園	昭和56年	—		
		川島女子学園	九州英数学館	ツツジ園	昭和53年	—		
		都市計画道路舞鶴公園線（昭和 24 年計画決定、供用済）	—	—	—	幅員 15m 延長 750m	福岡市	福岡市
		福岡大学運動場	—	樹林地、駐車場	—	—	財務省	
南ノ丸		戦災復興会	西日本短期大学	多聞櫓	昭和53年	—	財務省	福岡市
御館水の手		ラグビー場(スタンドとも)（昭和 23 年）	—	舞鶴球技場(サッカー、ラグビー場)	—	1.49ha	財務省	福岡市
		舞鶴野球場（昭和 25 年）	—	—	—	0.67ha	財務省	
本丸		国立病院(前身は昭和 20 年軽重病院)	昭和 38 年三ノ丸西側に移転	サクラ園	—	—	福岡県 福岡市	福岡市 福岡市
		—	—	展望台	昭和40年代前半	—	福岡県 福岡市	福岡市 福岡市

（出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

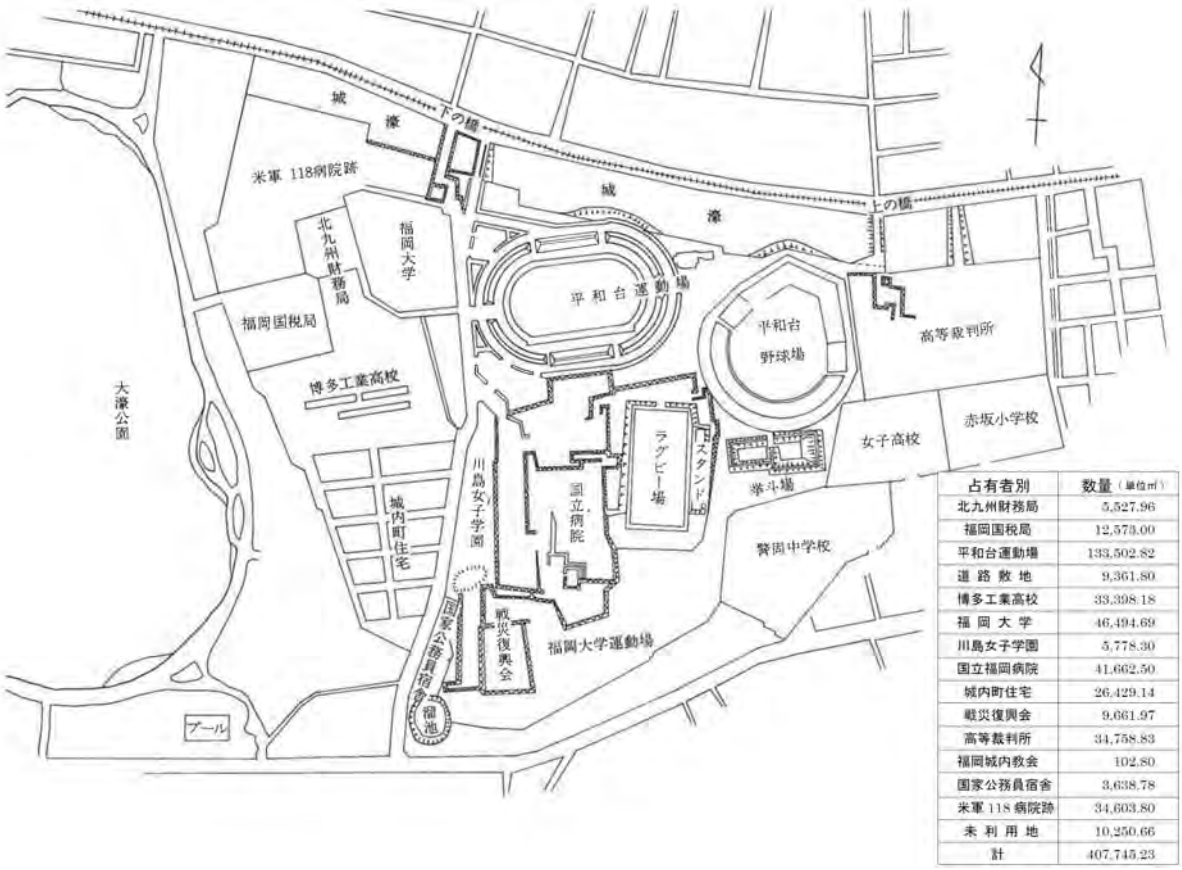

占有者別	数量（単位㎡）
北九州財務局	5,527.96
福岡国税局	12,573.00
平和台運動場	133,502.82
道路敷地	9,361.80
博多工業高校	33,398.18
福岡大学	46,494.69
川島女子学園	5,778.30
国立福岡病院	41,662.50
城内町住宅	26,429.14
戦災復興会	9,661.97
高等裁判所	34,758.83
福岡城内教会	102.80
国家公務員宿舎	3,638.78
米軍 118 病院跡	34,603.80
未利用地	10,250.66
計	407,745.23

図2-7:国指定当時(昭和32 年頃) の福岡城跡 （出典:『史跡福岡城跡環境整備報告書』）

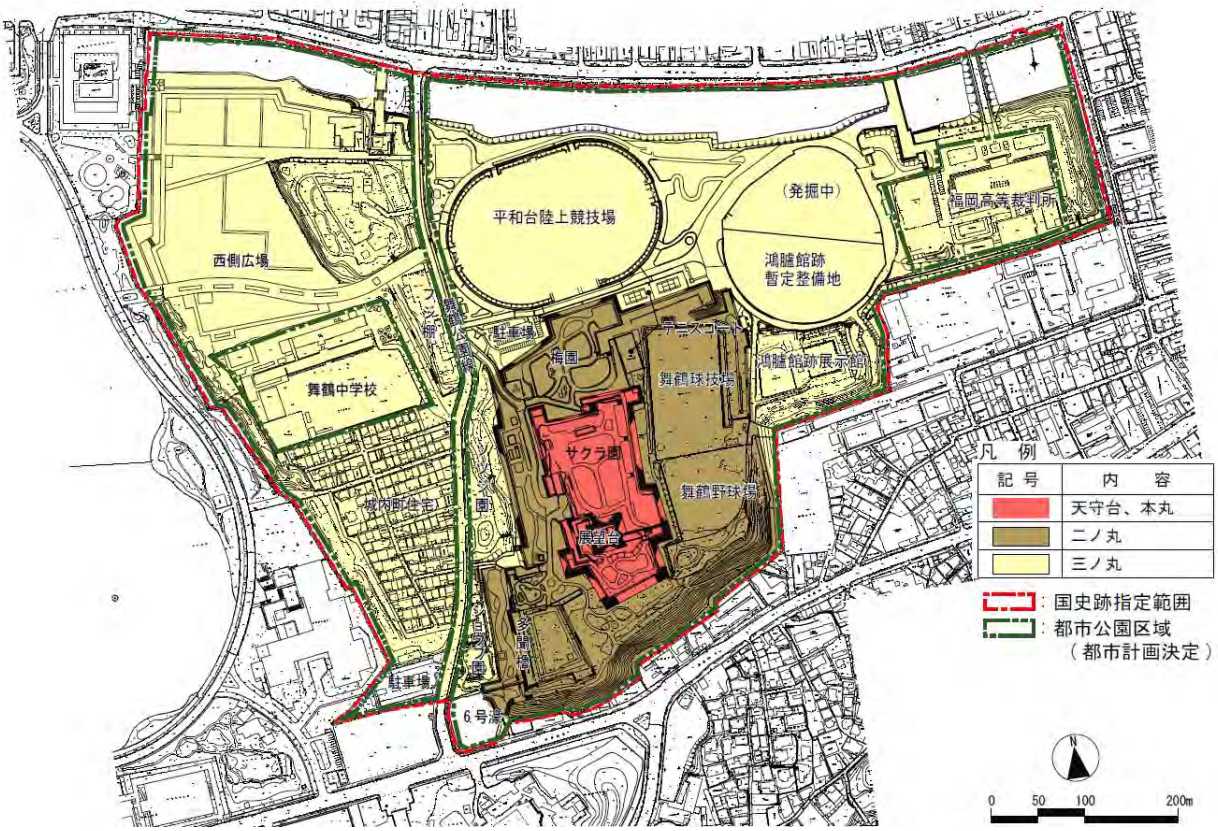

図2-8：現在の福岡城跡 （出典:『国史跡福岡城跡 保存管理計画』）

3 福岡城跡の現状と価値

（1）歴史的環境

① 発掘調査の状況

福岡城跡の発掘調査は、昭和 26 年(1951)に行われた九州文化総合研究所による三ノ丸の鴻臚館跡に関する調査を嚆矢とし、昭和 62 年(1987)の鴻臚館跡遺構発見のあと急増している。ここでは、福岡城築城前の状況と、福岡城跡の調査との２項目に分けて、発掘調査の概要を述べる。

ア 福岡城築城前の状況

福岡城跡は、福岡市のほぼ中央部にあり、南方の大休山（現動植物園）から博多湾の海岸線の中央部に向かって突き出した丘陵上に位置する。この丘陵は、貝原益軒が残した『筑前国続風土記』によれば、かつて「福崎」と呼ばれていた。

この福崎丘陵における人間の活動の痕跡は、縄文時代にさかのぼり、かつて大濠公園で縄文土器が採集されている。平和台野球場跡では弥生時代後期～古墳時代前期の土器が出土しているが、遺構は未確認である。古墳時代前～中期になると副葬品や埴輪をもつ古墳（前方後円墳か）、後期の円墳群が営まれたとみられ、天守台ではかつて箱式石棺が見つかり、三ノ丸の鴻臚館跡の発掘調査でも後期古墳１基を確認したほか、赤色に塗られた石棺材等が出土している。7 世紀後半には、鴻臚館の造営に伴い丘陵が平坦にならされ、古墳群は消滅している。鴻臚館は、東へ伸びる枝丘陵とその間の谷を活かして築造され、以後日本の古代外交施設として機能したが、11 世紀半ばには廃絶したとみられる。中世には、15～16 世紀を中心とする建物や溝等が鴻臚館の跡地に造られており、かつて板碑が採集されたことや懸仏等の出土遺物、梵鐘鋳造遺構等から、寺院の存在が推定されている。文永・弘安年間の元寇の際には博多湾岸に石築地（元寇防塁）が築かれたといわれ、福崎一帯にも何らかの防御施設が構築された可能性があるものの、その手がかりは得られていない。

『筑前国続風土記』には福岡城築城前の地形についての記述があり、また、鴻臚館跡の範囲確認を目的とした三ノ丸における発掘調査や、史跡地内のほぼ全域で実施したボーリング調査によって、以下のような旧地形を推定することができる。すなわち、南の鴻巣山～大休山から博多湾に伸びる丘陵の先端部が福岡城の立地する「福崎」であり、堀切りで丘陵を断ち切って城郭の基礎を造った。この丘陵は北西方向に伸びており、天守台と御鷹屋敷の２箇所に頂部があり、御鷹屋敷はかつて本丸よりも高い小山であった。丘陵の西側は草香江と呼ばれる入海で、造成を加えて平地（三ノ丸西側）と大堀（現大濠公園）を造った。対岸（西岸）から荒戸山（現西公園）に砂洲が伸びていたとみられ、荒戸山の直下は水深のある海で、古代から大型船の停泊地になっていた。東側は、天守台～御鷹屋敷に伸びる丘陵から枝別れした２筋の小枝丘が東へと伸びており、古代に鴻臚館が造営された。その東側には谷部を隔てて小丘陵（三ノ丸東側・現高等裁判所）があり、小丘陵の周辺には陸地化して間もない沖積地が広がっていたものと推定される。なお、以上の枝丘陵の北辺には海浜砂丘が形成されており、遠浅の干潟であったのを埋めて城下町とした。一方、枝丘陵の南辺は二ノ丸水の手から本丸中央に向かって深い谷が食い込み、この地形を利用して水の手に池（御花畠）が造られた。

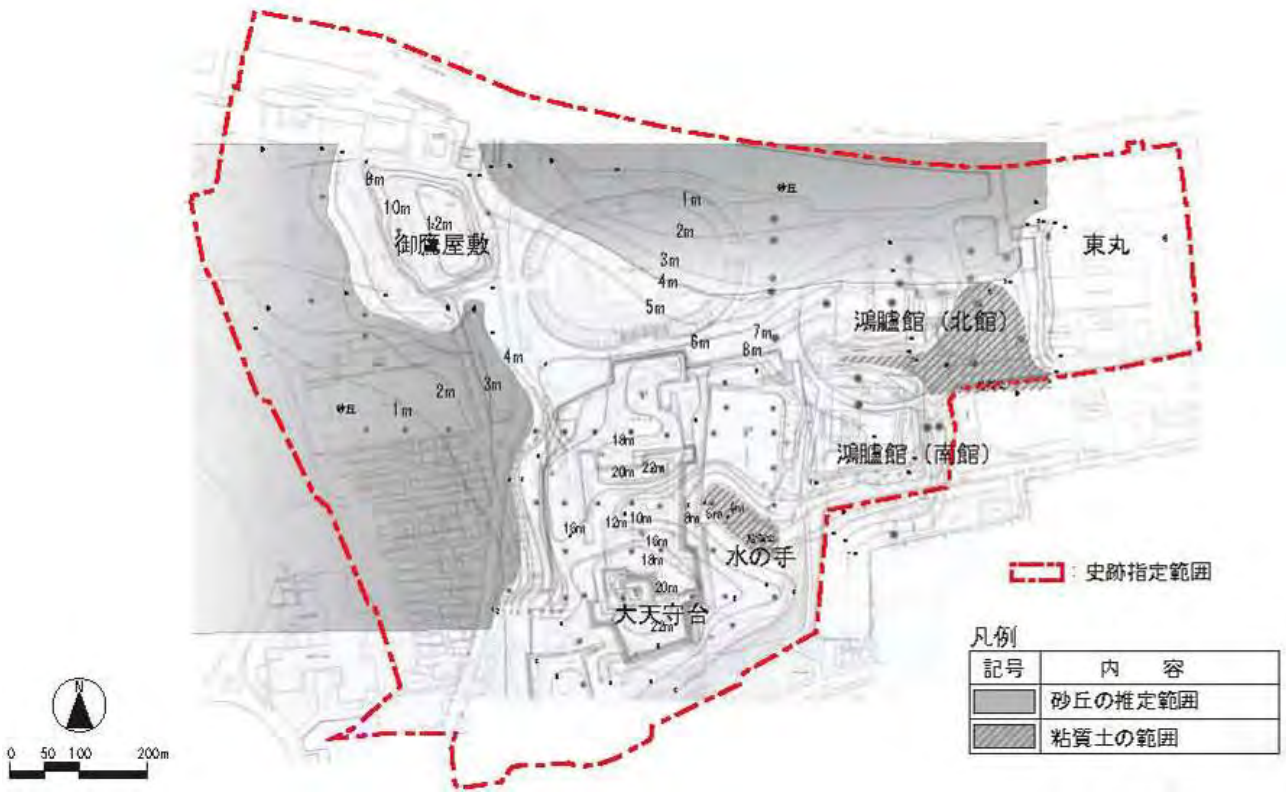

図2-9：福岡城跡内のボーリング調査・発掘調査に基づく造成前の旧地形推定図　（出典：『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

イ　福岡城跡の調査

福岡城跡に関係する遺構の調査概要については、地区ごとに述べる。（ ）は調査次数を示し、図 2-10 の番号に一致する。

天守台・本丸地区では、祈念櫓(6)・月見櫓(16)・時櫓(18)等で遺構確認調査を行い、櫓台の規模や付属施設の有無等が判明した。また、天守台礎石列の測量等を行っている。公園整備に伴う調査(24)や園路整備に伴うトレンチ調査(64)では、本丸地区の遺構面の深さ等を確認した。

二ノ丸地区では、一部でトレンチ調査(63･64)を行っているが、地下遺構の状況はほとんど不明である。

三ノ丸西郭では、潮見櫓(25･38)・花見櫓(21)の櫓台調査や、下之橋御門復元に伴う調査(55)、鴻臚館跡範囲確認調査(22･28)等を行っている。特に、焼損した下之橋御門の復元整備を目的とする調査(55)では、枡形部分において門の下部構造とともに瓦坂等の路面遺構や暗渠について明らかとなり、石垣についても調査を行った。

鷹屋敷跡（４）や西広場の調査(22･28)では、溝・塀石基礎・土坑等を検出したが、戦後の攪乱により屋敷の構成は不明であった。他に、土塁(33･34)や腰巻石垣(11)のトレンチ調査等を行っている。

三ノ丸中央部では、鴻臚館跡範囲確認のための発掘調査が集中している。平和台野球場跡地、および南側緑地・テニスコートの調査において、礎石建物や石組井戸等の武家屋敷遺構や屋敷境の区画溝、城内道路の一部を確認している。建物の礎石は抜かれており、井戸も上部が破壊され埋められていた。区画溝には大量の瓦が含まれており、瓦屋根の板塀による区画が考えられる。東西方向に走る城内道路には南北両側に石組側溝があり、路面には砂を敷いている。側溝内の漆喰片から屋敷地側に漆喰塀を想定できる。他に、屋敷区画内において、掘立柱建物跡、土坑、ゴミ穴、犬の埋葬遺構、便槽、溝、石組護岸をもつ池等を確認している。また、築城時の造成土を

断ち割った結果、鴻臚館廃絶後の地形を利用して一気に埋め立て造成していることや、外周（土塁）側から盛土を運び入れていること等がわかった。この他、土塁についても調査を行い、版築工法を用いていないこと(30)、土塁内部に埋め殺した土留め石垣があること(13)や、17～18 世紀にかけて土塁補修が数次にわたって行われた可能性があること(11･31･35)を確認した。土塁盛土が４m以上であること(39)、近代以降に土塁の改変が繰り返された可能性があることもわかった。

三ノ丸東郭（東丸）では、福岡高等裁判所建設に伴う調査(1)や増築に伴う調査(29)を行い、城内道路の一部等を確認している。下之橋御門復元検討のために行った上之橋御門の枡形部分の調査(48)では、下之橋御門とほぼ等しい規模・構造の門であったことを確認し、二層門としての復元整備に資するところが大であった。上之橋御門では、南側石垣についても調査を行っており(56)、石垣内部から古い石垣が出土し、縄張りの変更があったことが判明した。北側石垣については、崩壊のおそれがあることから発掘調査と修復工事に取組んでいる(67)。城堀については、公園整備に伴う調査(11･23･40)により、土塁下部に腰巻石垣が全周することや、要所に石垣を配すること等を確認した。史跡地内の発掘調査によって出土した遺物については、いずれにおいても多量の瓦がある。建造物復元の資料としてのみならず、刻印を有するもの等は生産や供給を探る資料として重要である。その他、史跡指定地外の主な発掘調査としては、内堀外壁や薬院新川石垣を対象とした市営地下鉄建設に伴う調査(2)をはじめとして、同じく内堀外壁(5･37･53)や赤坂門石垣(26)、中堀(36･46)・肥前堀を対象にした民間や公共事業に伴う調査が行われている。

内堀については城絵図との対比によって概略の把握が可能であるが、内堀外壁調査(2)では縄張りの変更（堀幅の変更）があったことがわかっている。赤坂門石垣(26)では内堀が東（中堀方向）へと曲がる石垣出隅が良好に残っており、地下に保存されている。

中堀（紺屋町堀）の調査では、各地点で石垣を確認している。肥前堀（佐賀堀）は犬走りをもつ素掘りの堀であり、門等の要衝に石垣を配する。また、頁岩風化土で一気に埋められた状況が確認されている。若干ではあるが、城絵図とは位置がずれる。

以上述べたように、福岡城跡については、これまで史跡整備や公園整備、あるいは裁判所等の施設整備に伴う発掘調査を行っているが、福岡城跡の全容解明を目的とする計画的な調査は行われてこなかった。上之橋・下之橋の門遺構やいくつかの櫓台の調査も行っているが、調査地点が偏っており、本丸や二ノ丸の遺構の残存状況についてはほとんどが不明である。今後、整備計画に合わせながら、計画的な発掘調査を実施していく必要がある。

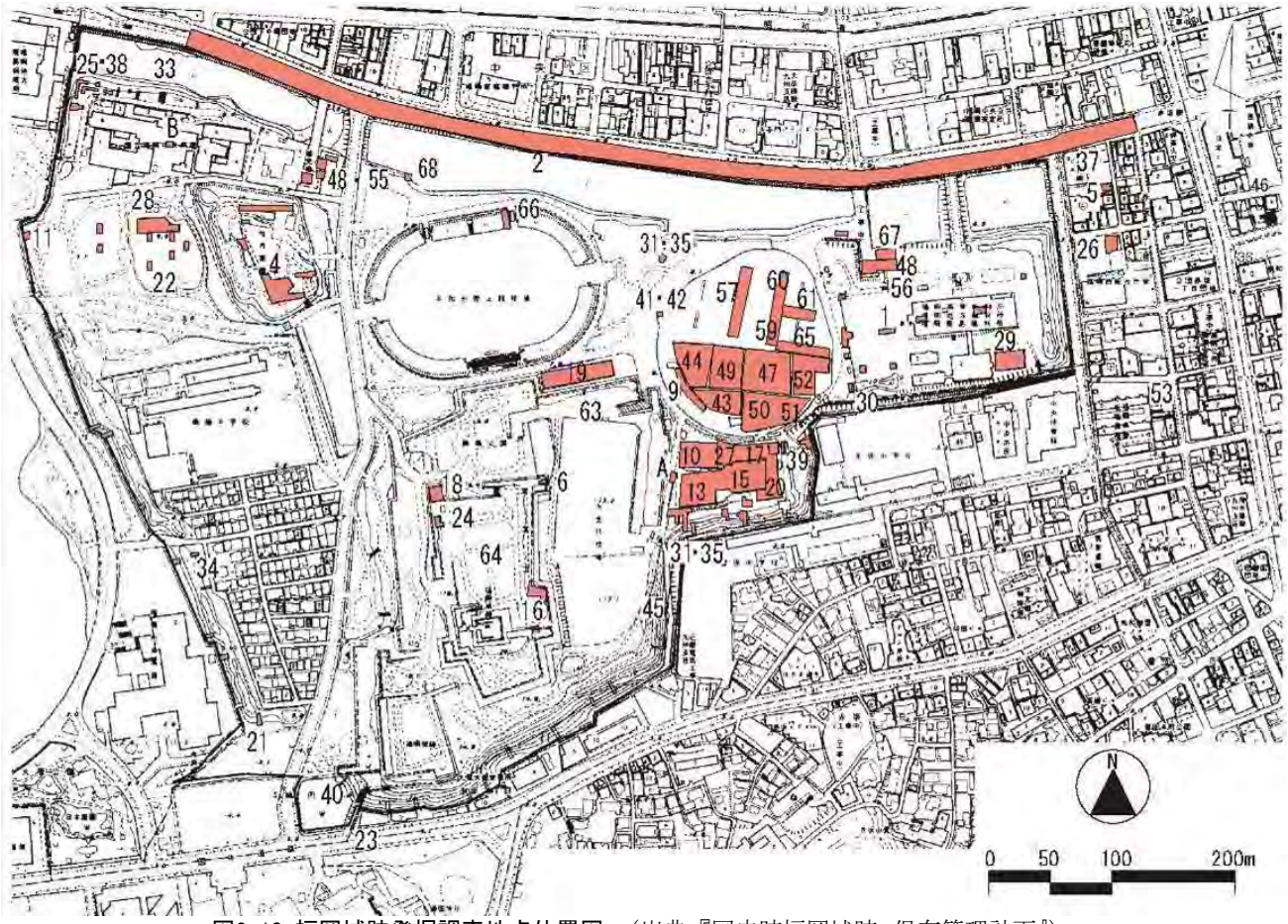

図2-10:福岡城跡発掘調査地点位置図　（出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

表2-2-1:福岡城跡関係発掘調査一覧(1/2)　（平成25年3月31日現在）

調査番号	調査次数	地区	史跡内外区分	調査原因	調査面積(㎡)	調査期間(西暦の上2桁は省略)	調査主体	鴻臚館跡調査次数
－	A	三ノ丸中央部	史跡内	ﾃﾆｽｺｰﾄ建設		51年8月の3日間	九州文化総合研究所	1次
－	B		史跡内	国病院建設		590626 ～ 590702	文部省他	
6301	1	三ノ丸東郭	史跡内	裁判所建設		631007 ～ 631105	県教育委員会	2次
7605	2	内堀外壁	史跡外	地下鉄建設	14,900	640327 ～ 640331	市教育委員会	
7728	3	薬院新川	史跡外	地下鉄建設	500	761201 ～ 771008	市教育委員会	
7948	4	御鷹屋敷跡	史跡内	史跡整備	2,200	780301 ～ 780630	市教育委員会	
8134	5	赤坂門北側内堀	史跡外	ビル建設	70	790719 ～ 790811	市教育委員会	
8343	6	祈念櫓跡	史跡内	史跡整備	36	820317 ～ 820326	市教育委員会	
8449	7	肥前堀東端部	史跡外	県公園建設	580	840201 ～ 840612	市教育委員会	
8533	8	肥前堀東部	史跡外	市庁舎建設	150	840601 ～ 840612	市教育委員会	
8747	9	三ノ丸中央部	史跡内	野球場改修	650	850700 ～ 850800	市教育委員会	3 次
8829	10	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	856	871225 ～ 880120	市教育委員会	4 次
8865	11	西～南縁土塁	史跡内	公園整備	500	880727 ～ 881210	市教育委員会	
8840	12	肥前堀東部	史跡外	ビル建設	650	880727 ～ 881210	市教育委員会	
8910	13	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	1,200	881107 ～ 881126	市教育委員会	5 次
8950	14	肥前堀東部	史跡外	市庁舎建設	700	890420 ～ 891207	市教育委員会	
9005	15	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	1,300	891011 ～ 891021	市教育委員会	6 次
9065	16	月見櫓跡	史跡内	確認調査	190	900409 ～ 910131	市教育委員会	
9130	17	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	1,000	910301 ～ 910331	市教育委員会	7 次
9146	18	時櫓跡	史跡内	確認調査	250	910501 ～ 920331	市教育委員会	
9218	19	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	1,670	920301 ～ 920331	市教育委員会	8 次
9236	20	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	430	920615 ～ 921030	市教育委員会	9 次
9262	21	花見櫓跡	史跡内	確認調査	200	920910 ～ 930331	市教育委員会	
9326	22	三ノ丸西郭	史跡内	確認調査	450	930301 ～ 930331	市教育委員会	10 次
9345	23	追廻門南側	史跡外	公園整備	220	930816 ～ 940228	市教育委員会	
9353	24	本丸西縁部	史跡内	公園整備	80	931213 ～ 940228	市教育委員会	

表2-2-2:福岡城跡関係発掘調査一覧(2/2)

調査番号	調査次数	地区	史跡内外区分	調査原因	調査面積(㎡)	調査期間(西暦の上 2 桁は省略)	調査主体	鴻臚館跡調査次数
9363	25	潮見櫓跡	史跡内	史跡整備	65	931211 ～ 931221	市教育委員会	
9412	26	赤坂門石垣	史跡外	変電所建設	430	940301 ～ 940328	市教育委員会	
9420	27	三ノ丸中央部	史跡内	史跡整備	50	940525 ～ 940806	市教育委員会	11 次
9432	28	三ノ丸西郭	史跡内	確認調査	850	940606 ～ 940731	市教育委員会	11 次
9451	29	三ノ丸東郭	史跡内	確認調査	1,024	940801 ～ 950320	市教育委員会	
9463	30	三ノ丸東郭土塁	史跡内	確認調査	60	941101 ～ 950130	市教育委員会	11 次
9537	31	三ノ丸西郭・中央部	史跡内	確認調査	300	950201 ～ 950217	市教育委員会	12 次
9546	32	中堀	史跡外	共同住宅建設	154	951101 ～ 960329	市教育委員会	
9561	33	三ノ丸西北部土塁	史跡内	公園整備	500	951211 ～ 960329	市教育委員会	
9617	34	三ノ丸西南部土塁	史跡内	駐車場整備	32	960621 ～ 960702	市教育委員会	
9620	35	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	450	960704 ～ 961204	市教育委員会	13次
9630	36	中堀	史跡外	共同住宅建設	46	960823 ～ 960823	市教育委員会	
9639	37	中堀北岸石垣	史跡外	事務所建設	10	960912 ～ 960912	市教育委員会	
9671	38	潮見櫓跡	史跡内	史跡整備	300	970220 ～ 970318	市教育委員会	
9736	39	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	204	970818 ～ 980131	市教育委員会	14次
9751	40	追廻門南側内堀内壁	史跡内	確認調査	135	971027 ～ 971107	市教育委員会	
9807	41	平和台球場解体	史跡内	公園整備	230	980410 ～ 980416	市教育委員会	15次
9831	42	平和台球場跡地	史跡内	試掘調査	930	980922 ～ 990120	市教育委員会	16次
9910	43	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	3,500	990422 ～ 000315	市教育委員会	17 次
0008	44	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	1,750	000425 ～ 010316	市教育委員会	18 次
0060	45	警固中学校脇土塁	史跡内	公園整備	110	010105 ～ 010131	市教育委員会	
0064	46	中堀	史跡外	ビル建設	160	010302 ～ 010330	市教育委員会	
0109	47	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	2,000	010521 ～ 020329	市教育委員会	19 次
0129	48	大手門(上・下之橋)	史跡内	確認調査	545	011002 ～ 020329	市教育委員会	
0218	49	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	1,200	020513 ～ 030331	市教育委員会	20次
0309	50	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	2,425	030506 ～ 040331	市教育委員会	21次
0415	51	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	2,110	040401 ～ 050331	市教育委員会	22次
0502	52	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	2,110	050404 ～ 060331	市教育委員会	23次
0503	53	内堀	史跡外	共同住宅建設	156	050404 ～ 050520	市教育委員会	
0514	54	肥前堀	史跡外	ビル建設	288	050425 ～ 050526	市教育委員会	
0554	55	下之橋御門	史跡内	石垣修復	70	051115 ～ 060303	市教育委員会	
0615	56	上之橋御門	史跡内	石垣修復	100	060517 ～ 070323	市教育委員会	
0617	57	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	820	060701 ～ 070330	市教育委員会	24 次
0634	58	肥前堀	史跡外	ビル建設	42	060706 ～ 060710	市教育委員会	
0706	59	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	504	070401 ～ 080307	市教育委員会	25次
0821	60	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	860	080709 ～ 090331	市教育委員会	26次
0906	61	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	900	090401 ～ 100331	市教育委員会	27次
1013	62	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	970	100602 ～ 110331	市教育委員会	28次
1037	63	二ノ丸 ・三ノ丸	史跡内	確認調査	41	110126 ～ 110325	市教育委員会	
1106	64	本丸・二ノ丸	史跡内	確認調査	58	110401 ～ 110729	市教育委員会	
1116	65	三ノ丸(平和台野球場跡)	史跡内	確認調査	500	110601 ～ 111222	市教育委員会	29 次
1122	66	三ノ丸(平和台陸上競技場)	史跡内	暗渠修理	54	110819 ～ 111031	市教育委員会	
1137	67	上之橋御門北側石垣	史跡内	石垣修理	242	120116 ～ 120331	市教育委員会	
1141	68	3号濠腰巻石垣	史跡内	石垣修理	18	120116 ～ 120315	市教育委員会	
1205	69	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	1180	120412～130329	市	30 次
1222	70	上之橋御門北側石垣	史跡内	石垣修理		120924～	市	

(出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』に加筆)

② 遺構等の状況

ア 歴史的建造物

歴史的建造物の保存整備は、昭和 30 年度(1955)の福岡郷土博物館建設委員会による福岡県指定有形文化財「潮見櫓」の移築や、同「福岡城大手門（下之橋御門）」の修復を端緒とし、国指定重要文化財「福岡城南丸多聞櫓」他を対象に、表 2-3 のとおり実施されている。

福岡城は、江戸時代後期には 47 以上の櫓と 10 を超える門を有し、九州の代表的な城郭であった。現在は、南ノ丸多聞櫓が原位置に保存され、昭和 59 年(1984)に祈念櫓の移築復元、平成 3 年(1991)に花見櫓・潮見櫓部材の買収、平成 12 年(2000)に下之橋御門の焼損により、平成 18 年(2006)～平成 20 年(2008)にその復元を行っている。この他、本丸表御門は、黒田家の菩提寺でもある博多区の崇福寺の山門として残る。

表2-3:歴史的建造物保存整備一覧

分類	建造物指定名称 分類	指定状況 （指定年月日）	建造物現況	整備実施年度	内容
福岡城跡内に所在する建造物	福岡城 南丸多聞櫓	国指定 重要文化財 (昭和46.12.28)	現存	昭和47～ 49年	老朽化した建造物を解体し、修復。併せて石垣修復や防災設備工事。
				平成13年度	防災設備改良工事。
	北角櫓	未指定（復元）	復元	昭和49年度	多聞櫓に付随する角櫓を建設。
	潮見櫓 (伝)潮見櫓	県指定 有形文化財 (昭和27.3.29)	移築復元	昭和30年度	大正時代に浜の町黒田家別邸に移築されていたものを、検察庁建設に伴い、福岡郷土博物館建設委員会が現在地に移築。
				昭和45年度	防災設備工事。
				昭和55年度	瓦葺替え、漆喰補修等の工事。
	福岡城 下之橋御門 (旧称：福岡城大手門)	県指定 有形文化財 (昭和31.4.3)	現存 (二階は復元)	昭和30年度	潮見櫓移築時に、福岡郷土博物館建設委員会が修復工事。
				昭和45年度	防災設備工事。
				昭和57年度	土間の改修および排水設備工事。
				平成18～ 20年度	平成12年度の焼損に伴い、二層櫓門として復元整備。
	旧福岡城祈念櫓	県指定 有形文化財 (昭和32.8.13)	移築復元	昭和57～ 59年度	大正時代に北九州市大正寺に移築されていたものを、再移築。併せて防災設備工事。
福岡城跡外に所在する福岡城跡の建造物	崇福寺仏殿 〈潮見櫓・花見櫓〉	県指定 有形文化財 (昭和30.4.5)	部材保存 未整備	平成3年度	崇福寺に移築されていたものを平成2年度に福岡市が買い取り、解体調査。現在、部材を保管中。
	崇福寺山門 〈本丸表御門〉	県指定 有形文化財 (昭和30.4.5)	部材保存 未整備	大正7年	大正7年に同寺山門として本丸表御門を払下げ。二層の櫓門。
福岡城内に所在する他の建造物	旧母里太兵衛邸 長屋門	県指定 有形文化財 (昭和31.4.3)	移築復元	昭和39年度	昭和27年に中央区天神の母里太兵衛屋敷跡地から撤去され、舞鶴中学校に解体保存していたものを、長屋門建設委員会が現在地に移築復元。
				昭和45年度	防災整備工事。
				昭和52年度	土間改修および排水設備工事。
				昭和56年度	屋根および外壁の改修工事。
	名島門	市指定 有形文化財 (昭和53.3.30)	移築復元	昭和36年度	名島城の脇門であったと伝わる。明治期に中央区天神にあったが、戦後現在地に移され、舞鶴中学校の校門として利用。
				昭和52年度	瓦葺替え、壁面補修等の工事。

(出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』)に一部加筆

表 2-4-1:福岡城跡関係建造物一覧(1/2) (番号は図 2-11、図 2-12 に対応)

種類	番号	位置		城絵図・文献に残る江戸期の状況(名称・形態・用途)			発掘調査(整備)	古写真の有無	備考
				建造物名称(別称)	形態(※1による)	管理者(用途)(※以外は1による)			
城内の櫓	1	三ノ丸		御門櫓(上ノ橋御門櫓)	1カ所、戸前2ツ	播磨殿預り(源左衛門並立花平左衛門御両家受持※2)			元文2年焼失後再建
	2			平向櫓	1カ所、戸前1ツ	―			
	3			下ノ橋御門櫓	1カ所、戸前2ツ	座敷奉行預り(屏風入※2)			
	4			潮見櫓	1カ所、戸前1ツ、2階、平附櫓有り	庭方預り	H6.3.1～20		崇福寺より平成2年度買収、県指定文化財
	5			花見櫓(西物見櫓)	1カ所、戸前1ツ、2階、平附櫓有り	鷹方預り	H5.3.1～31		
	6			名称不明					
	7			名称不明					
	8	二ノ丸	二ノ御丸	東御門櫓(革櫓)	戸前3ツ、北側2階 中通り平櫓	2階1ツは武具櫓奉行預り 中通り1ツは作事奉行預り 御門櫓1ツは武具櫓奉行預り(鉄炮台木類※3)		○	
	9			炭櫓(高矢倉)(高櫓)	戸前1ツ、2階	作事奉行預り		○	
	10・11			平櫓	2カ所 東側戸前8ツ、南側戸前11	作事奉行預り		○	
	12		二之曲輪	渋紙櫓					
	13			萬櫓	戸前5ツ、北に2階有リ、南に附櫓有リ、南の方渋紙櫓とも云	北側;能方預り(能装束入※2) 東側;作事奉行・買物奉行預り			
	14			松原櫓(向櫓)	1カ所、戸前2ツ、平櫓	当時長崎御道具出入の節は大頭手元へ鍵受持になる 武具櫓奉行預り(長崎御番道具入※3)			文化9年建替
	15			大組櫓				○	(松木坂櫓の一部)
	16			向櫓				○	
	17			松木坂櫓(松木坂御門櫓)	3カ所、戸前5ツ、北側大組櫓とも云・南側屏風櫓とも云、南側1戸前は外に2間の雨戸有り	分間方、図形御用、武具櫓奉行・座敷奉行預り(屏風入※2)			
	18			屏風櫓				○	(松木坂櫓の一部)
	19			桐ノ木坂櫓	戸前1ツ、平櫓	武具櫓奉行預り(鎗柄木類※3)			
	20		樹木所	鉄物櫓(金物櫓・三味線櫓)	戸前1ツ、平櫓	武具櫓奉行預り(鉄物類※3)		○	10間×5間、M35年焼失
	21		南ノ丸	南三階櫓・南角櫓(三階櫓)	戸前1ツ、平附櫓有り	武具櫓奉行預り(諸道具※3)			
	22			平櫓	1カ所、戸前6ツ、南角櫓の続	武具櫓奉行預り			
	23			西角櫓(南角櫓)	戸前1ツ、2階	武具櫓奉行預り(諸道具※3)	(S47)	○	重要文化財
	24			西平櫓(多聞櫓・平櫓)	1カ所、戸前14	南の方より側筒頭(鉄砲方)・台所・宗旨方・御家・ 武具櫓奉行預り(数寄方受持)(新製道具類、8戸前※3)	(S47)		重要文化財
	25			北角櫓(西角櫓)	1カ所、戸前1ツ、2階	台所預り	(S49)	○	
	26			生捕櫓	1カ所、戸前1ツ、平櫓	御家預り			
	27			御門続櫓	6カ所、戸前6ツ、平櫓、御門より東1戸前、西5戸前	御家預り			
	28			名称不明	(一層多聞櫓)				
	29	本丸		表御門櫓	1カ所、南北戸前2ツ、2階	御家預り/分間方/相受持(御水帳2通り、絵図類入※2)			
	30			祈念櫓	1カ所、戸前2ツ、2階、平附櫓有り	御家預り(祈念御用品々入※2)	S59.2.1～6.12 (H5.3)	○	北九州市大正寺より昭和58年度買収 県指定文化財
	31			月見櫓	1カ所、戸前1ツ、2階、平附櫓有り	御家預り(御神器納※2)	H3.3.1～31		
	32			時櫓(時計櫓・時打櫓)	1カ所、戸前1ツ、2階	御家預り	H4.3.1～31		
	33			太鼓櫓(伊之助櫓・古時打櫓・本丸裏門櫓)	1カ所、戸前1ツ、2階	分間方　但し御図形御用受持 山本源助預り(乱冊御水帳古立具入※2)		○	
				裏御門櫓	1カ所、戸前1ツ、2階	同上(乱冊御水帳古立具入※2)			
	34			闕所櫓					
				平櫓	1カ所、時打櫓続、戸前11、但し南北附櫓の分とも、1戸前は麻木櫓とも云	時打櫓側より書物・御家・御用部屋・記録方・武具櫓奉行・書物方・記録方預り(書物入※2)			

表2-4-2:福岡城跡関係建造物一覧(2/2)（番号は図2-11、図2-12に対応）

種類	番号	位置		城絵図・文献に残る江戸期の状況(名称・形態・用途)			発掘調査(整備)	古写真の有無	備考
				建造物名称(別称)	形態(※1による)	管理者(用途)(※以外は1による)			
城内の櫓	35	本丸	武具櫓内	御門櫓	1カ所、戸前2ツ	武具櫓奉行預り			
	36			鉄砲櫓（鉄炮櫓）	1カ所、戸前1ツ、平櫓	武具櫓奉行預り			
	37			武具櫓（道具櫓・武器櫓）	戸前5ツ、戸前は東西附櫓の分とも、中通り2階	武具櫓奉行預り（2階通り；御番具入、廊下通り；諸道具入※3）		○	昭和20年焼失
	38			東三階櫓（南櫓）(太皷櫓)	3階、平附櫓有り	武具櫓奉行預り（御召具入※3）		○	昭和20年焼失
	39			西三階櫓（南櫓）（槍櫓）	3階、平附櫓有り	武具櫓奉行預り（御召具入※3）		○	昭和20年焼失
	40			矢櫓					
	41			鉄御門上へ櫓（平櫓・天守櫓）(直方櫓)	戸前1ツ 中通り2階	武具櫓奉行預り（直方御道具※3）			
	42			天目櫓					
	43			長局					20間余×4間余
	44			名称不明	（一層多聞櫓）				
	45			名称不明	（一層多聞櫓）				
	46			名称不明	（角櫓）				
	47			名称不明	（角櫓）				
	48			名称不明	（一層多聞櫓）				
城門	A	三ノ丸		上之橋御門	二階櫓門		H18.5～19.3	○	
	B			下之橋御門	二階櫓門		H17.11～18.5	○	県指定文化財
	C			追廻橋御門	平門			○	
	D	二ノ丸		水の手御門	平門				
	E			桐木坂御門	平門				
	F			松木坂御門	二階櫓門			○	
	G			扇坂御門	平門				
	H			埋門	二層				位置不明
	I			東御門	二階櫓門				
	J	本丸		武具櫓御門	平門？				
	K			埋門					
	L			鉄御門	不明				
	M			本丸裏御門	二階櫓門			○	
	N			本丸表御門	二階櫓門			○	県指定文化財(崇福寺山門)
城内の屋敷・社	O	三ノ丸		旧大身屋敷跡					
	P			大身屋敷			H6～7,H18～25		
	Q			御鷹屋敷			S53.3～53.6		
	R			御下屋敷			H5.3		
	S	二ノ丸		二ノ丸御館					
	T	本丸		本丸御殿				○	
	U			若一王子・警固大明神					
	V			聖照権現					
城外の主な建造物	イ	内堀		上之橋				○	
	ロ			下之橋				○	
	ハ			追廻橋				○	
	ニ	肥前堀・中堀		赤坂門・赤坂御門櫓※1	1ケ所、戸前2ツ	御家預り			
				薬院門					
				数馬門					
		その他		枡形門（東取入）				○	
				黒門（西取入）					
		外側		水ノ手御塩硝蔵※1	1カ所、戸前3ツ、2階	西1戸前は2階、置筒方御筒役受持、下、抱方、御筒役受持 中1戸前は武具櫓奉行受持 東1戸前は作事奉行受持			位置不明

三木隆行編『福岡城の櫓』1994年をもとに作成

※1：『御要害御門三ケ所御門定、外』伊丹家資料449、福岡市総合図書館蔵

※2：『御櫓諸口預之覚』三奈木黒田家文書1945「覚」のうち、九州大学蔵

※3：『御櫓奉行預御道具入覚』三奈木黒田家文書1945「覚」のうち、九州大学蔵

（出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』)に一部加筆

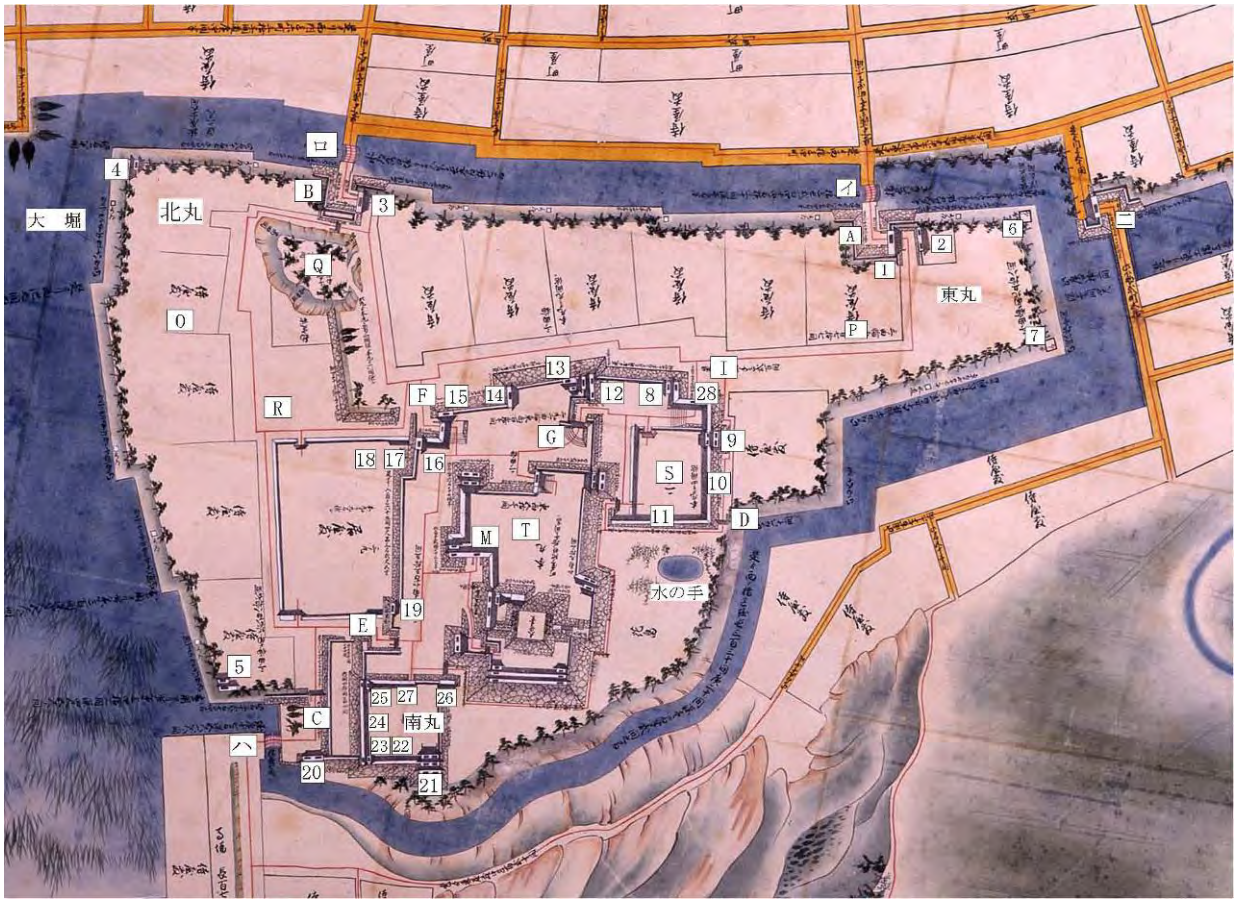

図2-11:福岡城の櫓の名称と位置 （出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

図2-12:福岡城の櫓の名称と位置（本丸部分の拡大） （出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

[古写真に見る建造物- 明治初年ころ撮影] （出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

写真2-1:本丸御殿(T)

写真2-2:武具櫓(37・38・39)

写真2-3:皮櫓(8)・炭櫓(9)・平櫓(10)・東御門(I)

写真2-4:上之橋御門(A)

写真2-5:松木坂御門(F)・大組櫓(15)・屏風櫓(18)

写真2-6:追廻橋(ハ)・鉄物櫓(20)・多聞櫓(23・24・25)

写真2-7:本丸表御門(N)

写真2-8:本丸裏御門(M)・太鼓櫓(33)

［現存または復元された櫓・門の現状］（出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

写真2-9:南丸多聞櫓(重要文化財)

写真2-10:下之橋御門(県指定有形文化財)

（城下から移築された門）

写真2-11:名島門(市指定有形文化財)

写真2-12:祈念櫓(県指定有形文化財)

写真2-13:旧母里太兵衛邸長屋門(県指定有形文化財)

写真2-14:崇福寺山門として使われている本丸表御門
(県指定有形文化財)

（別の場所で保存されている櫓・門）

写真2-15:崇福寺仏殿として使われていた潮見櫓と
花見櫓(県指定有形文化財)

写真2-16:(伝)潮見櫓(県指定有形文化財)

イ 石垣

福岡城の築城は、江戸城や大坂城の築城に加わった野口佐助一成が普請奉行を勤めた。現存する石垣の総延長は約 3,350m。石積みに用いた石は、主として野面の玄武岩や粗割りした花崗岩が使われており、一部は名島城や元寇防塁の石垣、あるいは市域周辺の古墳石室の石材を転用したといわれている。

石垣の様式については、「基本構想」で石材・加工方法から図 2-13 のように 4 分類している。石垣の孕み箇所や不安定な部分を対象とした改修や補強工事は、表 2-5、図 2-14 のとおり、昭和 46 年度(1971)から昭和 51 年度(1976)、および平成 17 年度(2005)、18 年度(2006)年度に、福岡市教育委員会によって行われた。しかし、舞鶴中学校東側、上之橋御門北側、鉄物櫓南側等の箇所では再び傷みが出ており、再修理が必要である。また、地下鉄建設に伴う内堀外壁石垣の調査に伴い、その一部が昭和 54 年度(1979)に保存公開されている。石垣の保存に課題がある箇所については、図 2-14 に赤丸で示している。

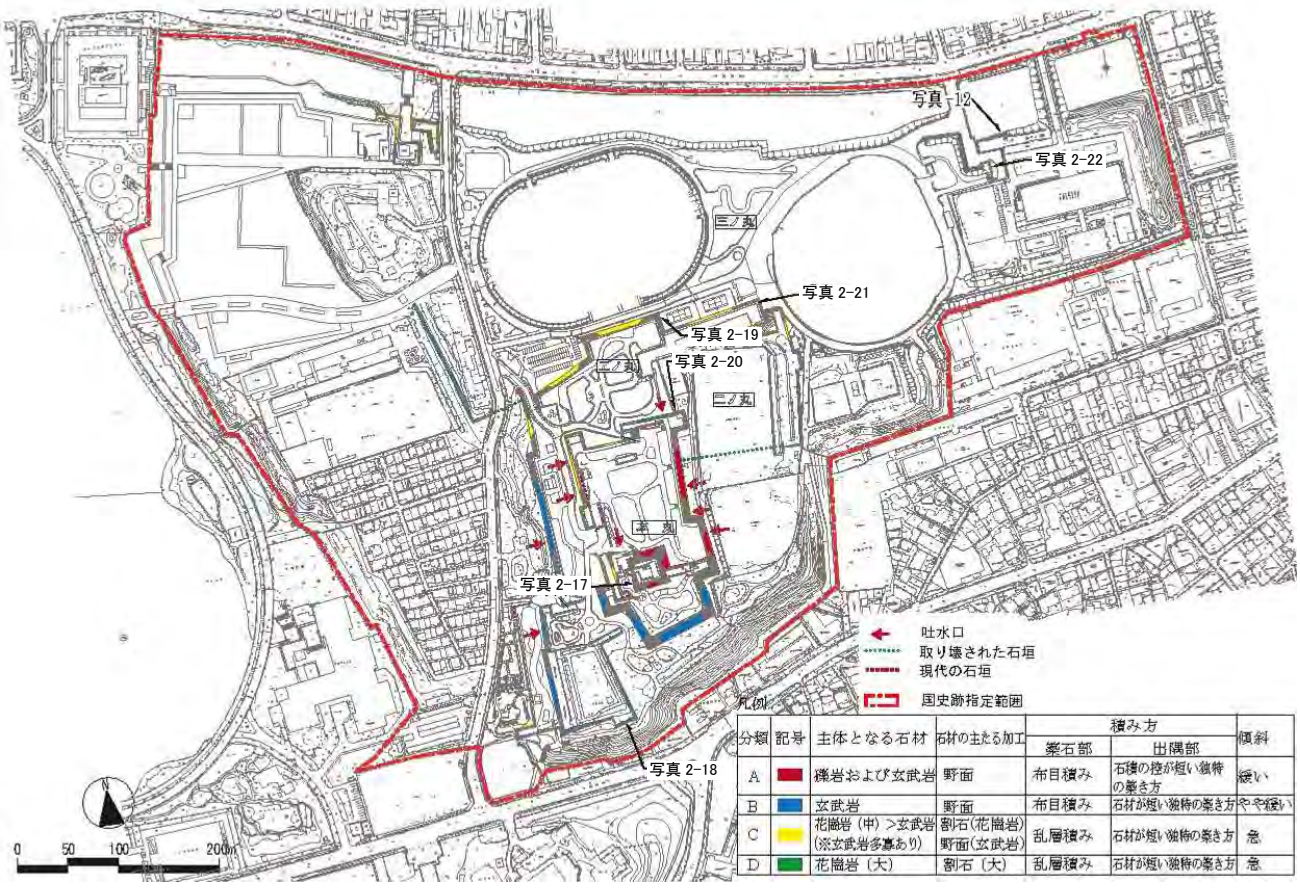

分類	記号	主体となる石材	石材の主たる加工	積み方		傾斜
				築石部	出隅部	
A		玄武岩および玄武岩	野面	布目積み	石積の控が短い強特の築き方	緩い
B		玄武岩	野面	布目積み	石材が短い強特の築き方	やや緩い
C		花崗岩（中）>玄武岩（※玄武岩多数あり）	割石(花崗岩)野面(玄武岩)	乱層積み	石材が短い強特の築き方	急
D		花崗岩（大）	割石（大）	乱層積み	石材が短い強特の築き方	急

図2-13:石垣の分類図 （出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

［石垣の分類］　（出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

写真2-17:A類（天守台）

写真2-18:B類（南三階櫓跡）

写真2-19:C類（二ノ丸萬櫓跡）

写真2-20:D類（祈念櫓跡）

写真2-21:算木積み（東御門）

（修理された石垣等）－伝統的工法による復元－

写真2-22:上之橋御門跡の石垣

表2-5：石垣保存整備一覧

位置	保存整備箇所	実施年度	内部	写真
①	舞鶴中学校東側石垣	昭和 46･47 年度	積替えおよびグラウト工事	—
②	上之橋御門北側石垣	昭和 47 年度	積替え工事	—
③	多聞櫓西側石垣	昭和 48 年度	建造物の修復工事に併せて積替え工事	—
④	本丸表御門石垣	昭和 49 年度	積替え工事	写真 2-31
⑤	城内町住宅東側石垣	昭和 49 年度	天端積替え工事	—
⑥	本丸裏御門東側石垣	昭和 49 年度	不明	—
⑦	鉄物櫓南側石垣	昭和 49 年度	積替え工事	—
⑧	生捕櫓周辺石垣	昭和 49 年度	不明	写真 2-30
⑨	追廻御門東側石垣	昭和 51 年度	積替え工事	—
⑩	堀外壁北東側石垣	昭和 54 年度	150 ㎡が現状保存され、展示施設として活用。 昭和 57 年 10 月に国史跡追加指定	—
⑪	下之橋御門石垣	平成 17 年	積替え工事(伝統工法による復元工事)	—
⑫	上之橋御門南側石垣	平成 18 年	積替え工事(伝統工法による復元工事)	—
⑬	上之橋御門北側石垣	平成 24～25 年度(予定)	積替え工事(伝統工法による復元工事)	—

(出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』)

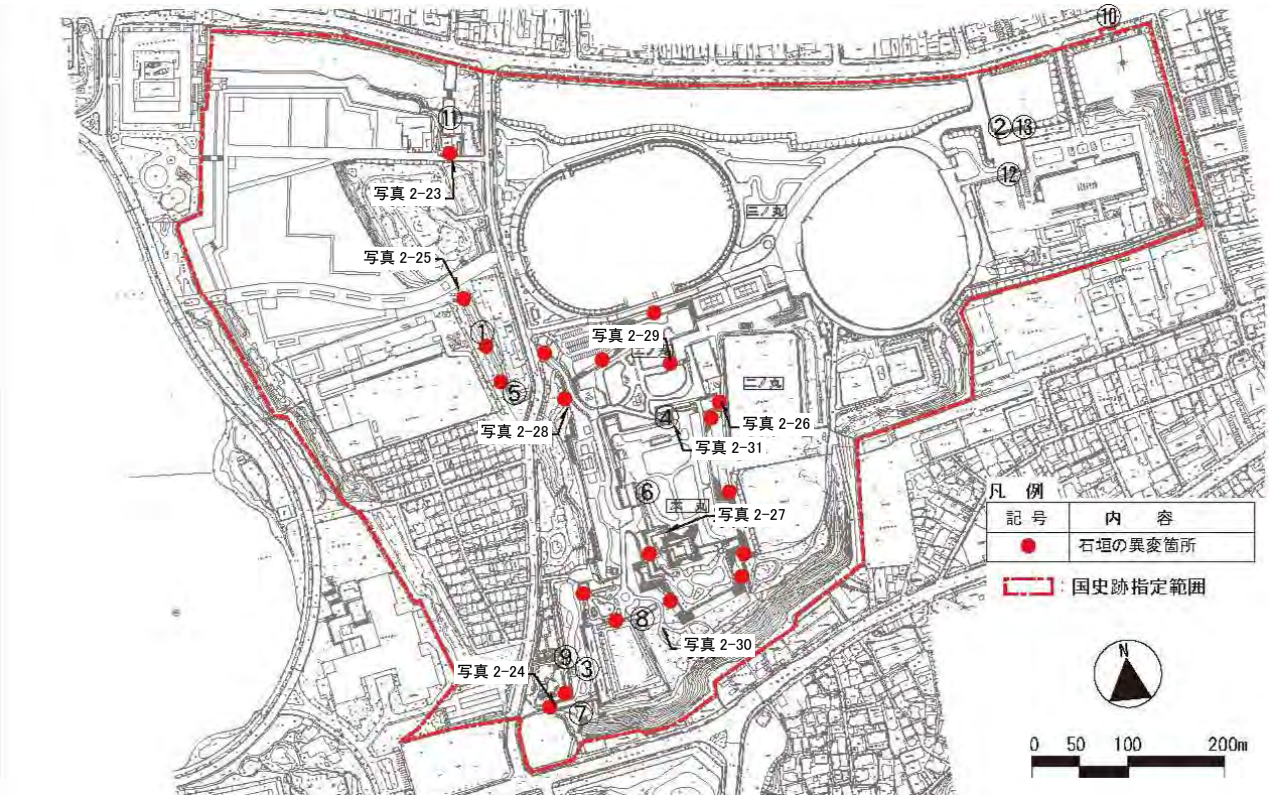

図2-14:石垣保存整備位置図　(出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』)

［石垣の傷み］（出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

写真2-23:間詰め石の抜け（三ノ丸西）

写真2-24:ずれと迫り出し（鉄物櫓跡）

写真2-25:壊されたままの石垣
（三ノ丸、名島門南）

写真2-26:迫り出し（祈念櫓）

写真2-27:裏込めに課題
（鉄御門跡）

写真2-28:裏込めに課題（向櫓跡）

写真2-29:裏込めに課題（扇坂御門跡）

－積み直された石垣－

写真2-30:生捕櫓跡の石垣

写真2-31:本丸表御門跡の石垣

ウ その他の遺構等

（階段）

表御門跡に通路の延段、階段、階段横の排水施設までが良好に保存されている。また、小天守台への野面石を使った階段と鉄御門跡への階段等がある。

城絵図を見ると東御門内、扇坂御門内、松木坂御門内の 3 ヵ所に階段が描かれているが、これらは現地では確認することができない。

（井戸）

福岡城跡内に残っている井戸で保存されているものは、本丸と南丸の井戸である。本丸に 3 ヵ所、南丸に 2 ヵ所、計 5 ヵ所が覆屋を架けて保存されている。他、三ノ丸 2 ヵ所については蓋をし、閉じられている。また、平和台野球場跡の鴻臚館跡発掘調査区内で 1 ヵ所を確認している。

（土塁）

堀で周囲を囲まれた城内は、外周に土塁を設けて囲み、3 ヵ所の門の周囲のみ高石垣が築かれている。特に南丸から水の手の南側は、高さが 7～8mの巨大な土塁である。下端部は土留めのための腰巻石垣で固められており、埋没した腰巻石垣が発掘調査で確認されている。

土塁の延長は約 2,600mである。

土塁は直線的に造られており、横矢掛かりも重層的に設けられ、守りを固めた構造となっている。現在、下之橋御門西側の北側土塁、平和台陸上競技場に隣接する北側部分、福岡高等裁判所南側部分、都市計画道路沿いの土塁の毀損が目立つが、他は比較的良好な形状で残っている。

（堀）

那珂川から水を取り入れた堀は、肥前堀、中堀と続き、城郭の外周に幅 50～70mの広大な水堀が巡らされ、西側の大堀に繋がっていた。現在、肥前堀、中堀は埋め立てられて完全に姿を消し、城郭の東辺と南辺の堀は、幅員 1.0m程度の水路となって名残を留めている。北面の堀は、都市計画道路の拡幅等によって一部が埋められたが大半を残し、東から 1 号～5 号濠と呼ばれている。堀の北辺には、堀沿いを散策するための遊歩道が整備されている。また、南西側にも堀が一部残り、6 号濠と呼ばれている。堀水面は、ハスやスイレン等が繁殖しているが、水質の悪化が進んでいる。

築城当時の堀面積は大堀以外が約 25 万㎡、現在残っている面積は約 4 万㎡である。

なお、近代以降の造成により、縄張りに変容等が見られる主な箇所は以下のとおりである。

- 福岡高等裁判所建設時に架けられた１～２号濠の間の土橋
- 上之橋南西側の埋め立て造成された道路および上之橋の西側への拡幅
- 平和台陸上競技場北側の埋め立て造成による敷地の拡張
- 都市計画道路舞鶴公園線建設の埋め立て造成による三ノ丸の分断
- 平和台野球場南東側および南側堀の埋め立て造成

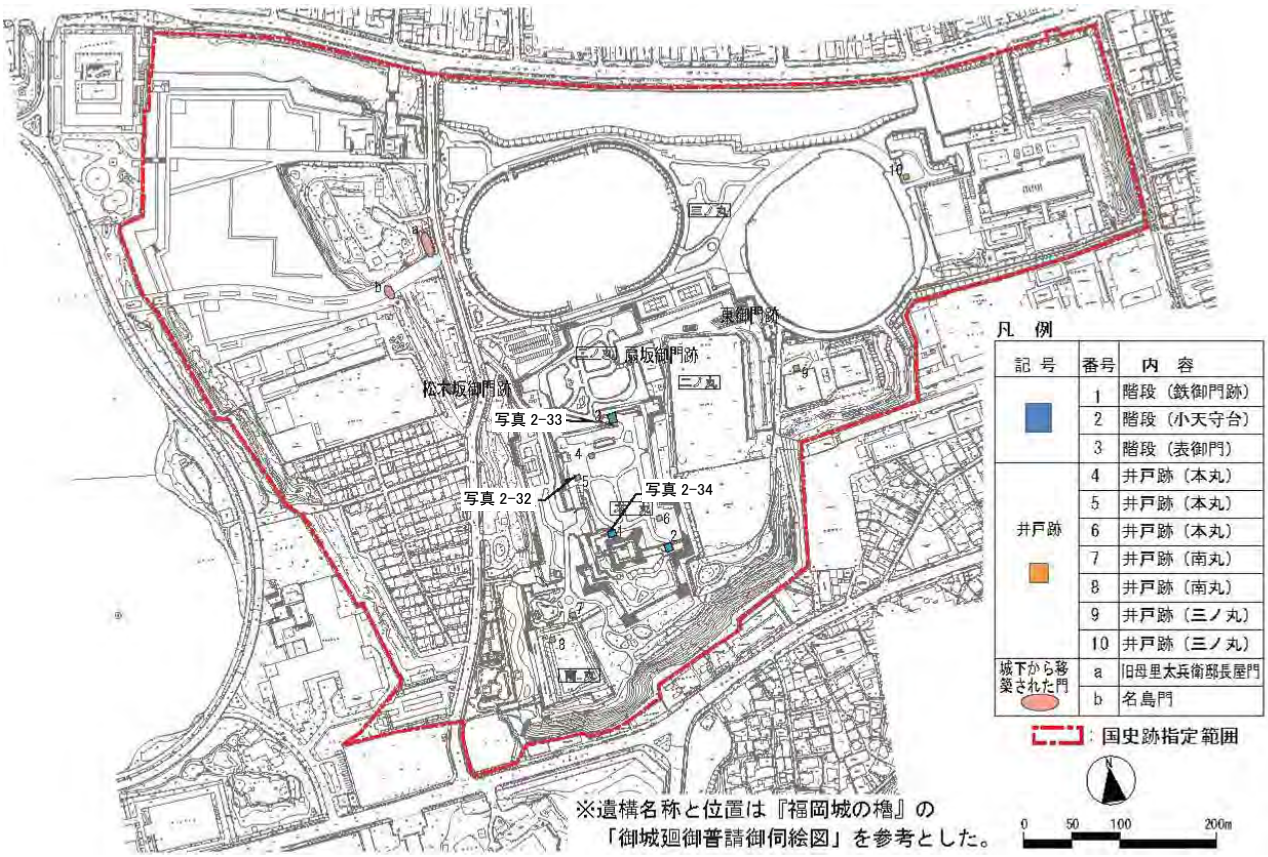

図2-15：その他の遺構の現況　（出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

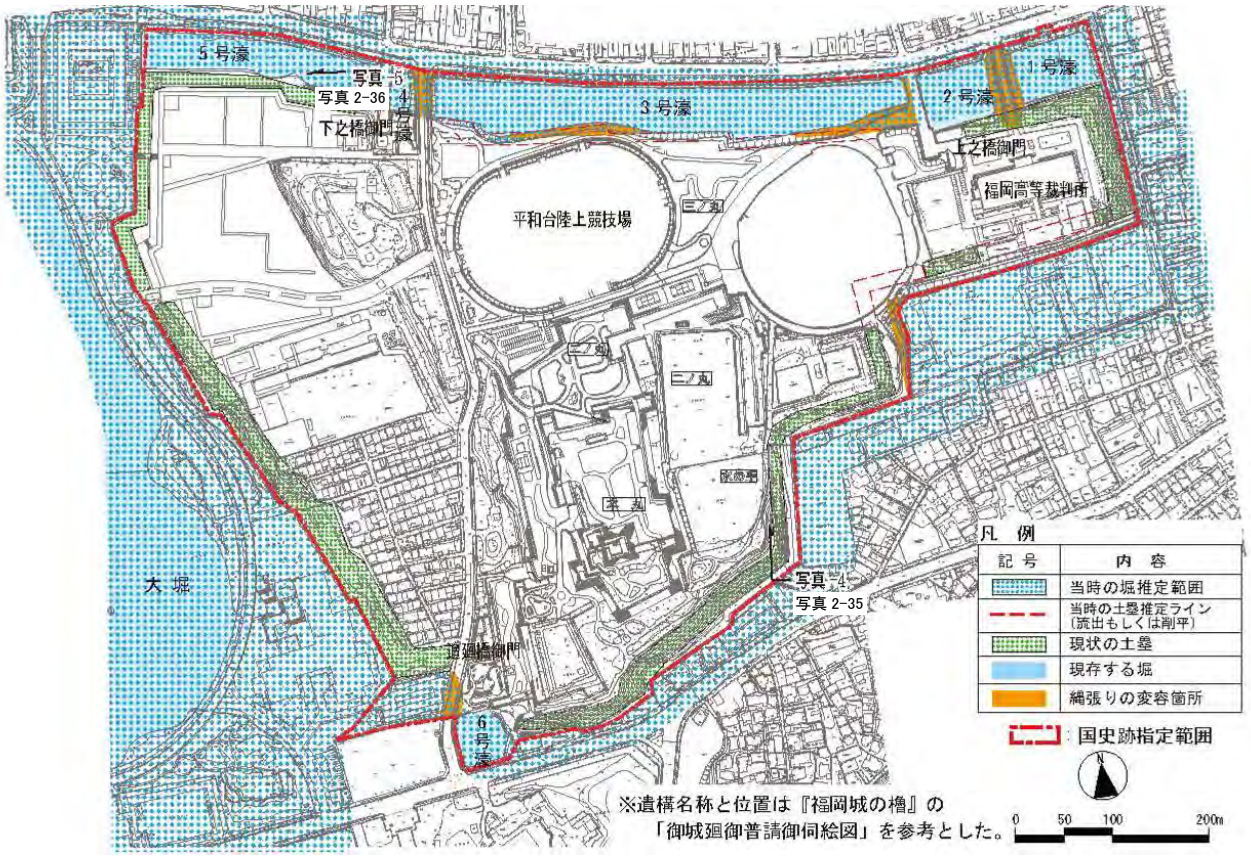

図2-16：土塁・堀現況図　（出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

［その他の遺構の状況］ （出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

（井　戸）

写真2-32:本丸の井戸(5)

（階　段）

写真2-33:本丸表御門跡の階段(3)

写真2-34:鉄御門跡への階段(1)

（土　塁）

写真2-35:水の手南側の土塁

（堀）

写真2-36:堀(5号濠)

（2） 自然的環境

① 地形・地質

福岡市の地形の特徴は、海岸線から山地までの奥行きが比較的短く、河床勾配が急なことから、扇状地が発達した沖積平野となっていることである。市の中央部には、油山山塊より派生した平尾丘陵が海岸近くまで延び、東側の福岡平野と西側の早良平野を画している。福岡城は、平尾丘陵の先端、福崎丘陵上に築かれている。

福岡市一帯の地質は、古生代の変成岩類と中生代に貫入した花崗岩類を基盤とし、その上位に新生代古第三紀の堆積岩類が覆うのが一般的で、おおむね福岡市の中心部は、北側は古第三紀層が、南側は花崗岩類が基盤となっている。

なお、福岡城跡の東側には「警固断層」と呼ばれる活断層が南北に想定されており、第三紀層上面の分布環境は南西から北東に向かって落ち込んでいる。一般的に断層の近辺においては、岩盤が脆弱化していることも多く注意が必要である。

福岡城跡においても、「警固断層」は史跡と極めて近い位置にあり、平成 17 年(2005)に発生した福岡県西方沖地震において、石垣等が影響を受けている。

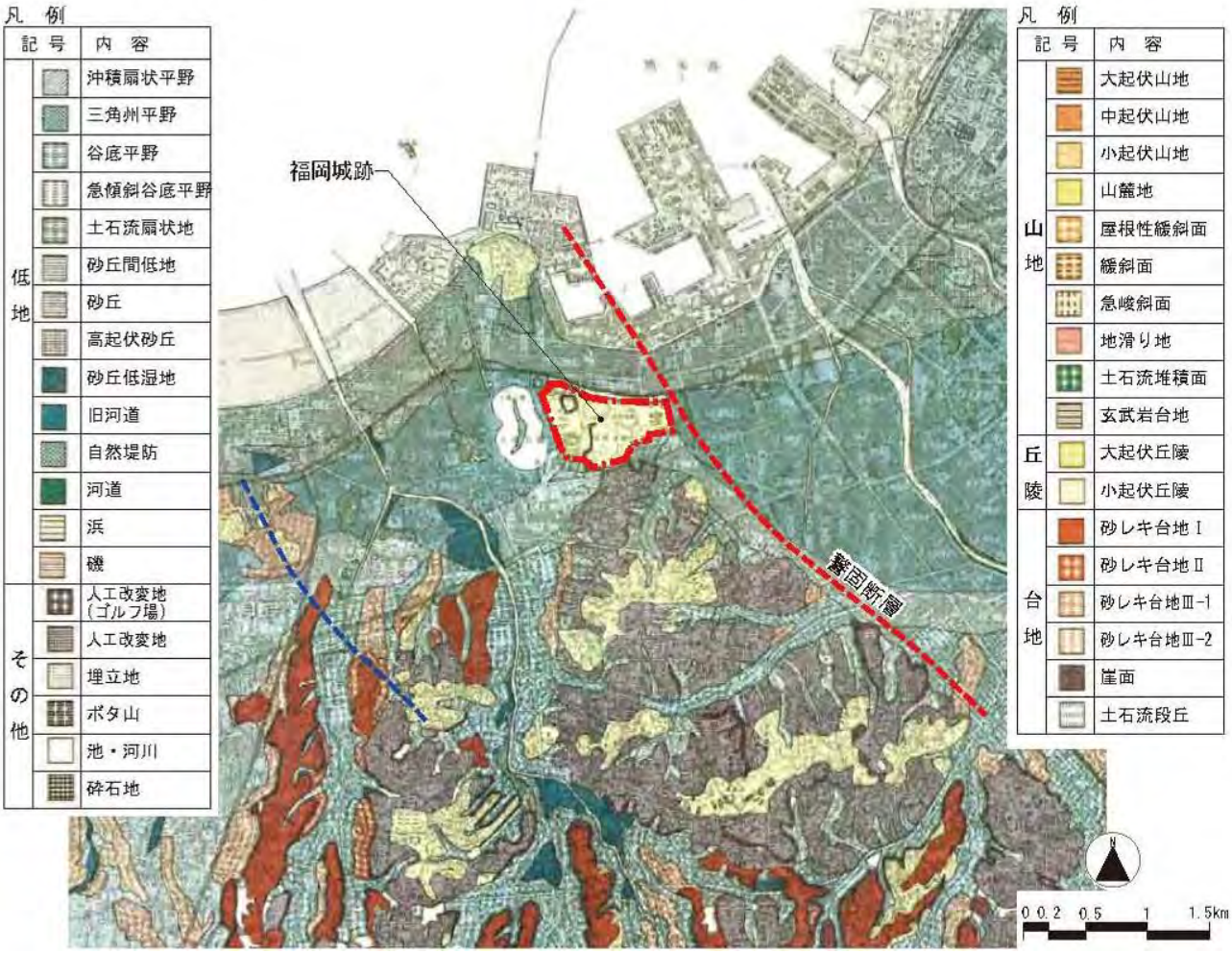

図2-17：福岡市周辺の地勢図　（出典：『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

② 植物

ア 史跡内の植生

現在の公園内の植物は、表 2-6 のとおりである。位置や範囲は図 2-18・19・20 に示す。

中には、直径 2.0m内外の大木（クスノキ）もあり、江戸時代中・後半期頃からのものと推定される。城内の植物のうち特に樹木は、公園として植樹、保全されてきたため、豊かな緑が形成されている。その一方、城の石垣への影響や、石垣の景観を遮蔽する等の問題を抱えるものも見受けられる。

表2-6：植物の現況

項目	調査状況	写真番号
樹木の概要	・城跡内の中高木の総本数は約4,000本である。 ・城跡内の中高木の樹種数は106種で、主な樹種は、常緑樹はクスノキ・ツバキ・クロガネモチ、落葉樹はサクラ・ウメ・ムクノキ・エノキ、針葉樹はマツ・カイヅカイブキで、その他イチョウがある。 ・城跡内の低木の総面積は約12,800㎡で、そのうちの9割が常緑樹である。樹種数は40種で、ツツジ類が多く、次いでサンゴジュ・アベリア・シャリンバイ・トベラが多い。	写真 2-37,2-38
花木等	・花木・草本類で、春夏秋冬の花が楽しめる配慮となっている。 ・特にサクラ(約1,000本)・ウメ(約350本)は市内の名所となっている。 ・フジ・ボタン・シャクヤク園も規模は大きい。 ・平和台陸上競技場や二ノ丸内に洋風花壇も整備されている。	写真 2-39～2-41
土塁周りの樹木	・土塁上の中高木の総本数は、約1,000本で公園全体の約1/4弱である。低木はほとんど見られず総面積は約250㎡である。 ・北側土塁上の樹木は、落葉樹(サクラ等)とマツである。 ・南西面の土塁上の樹木は、常緑樹(クスノキ・カシ・シイ)の大木が多い。	写真 2-42
石垣周りの樹木	・石垣内に自生した高木が、二ノ丸・本丸内の一部に見られる。 ・同上内の石垣の裾部分に低木が植栽されたところが多い。	写真 2-43,2-44
外来樹	・特に本丸・二ノ丸に多数植えられている。 ・昭和 30～40 年代に植栽されたもので、当時公園樹として多用されていた樹種である。(キョウチクトウ・サンゴジュ・イチョウ・メタセコイア他)	写真 2-45,2-46
堀の植物	・ツクシオオガヤツリ(福岡県指定天然記念物)が数カ所で群生する。 ・夏季を中心に一面にハスが群生し、冬季には水藻が多量発生する。	写真 2-47,2-48

（出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

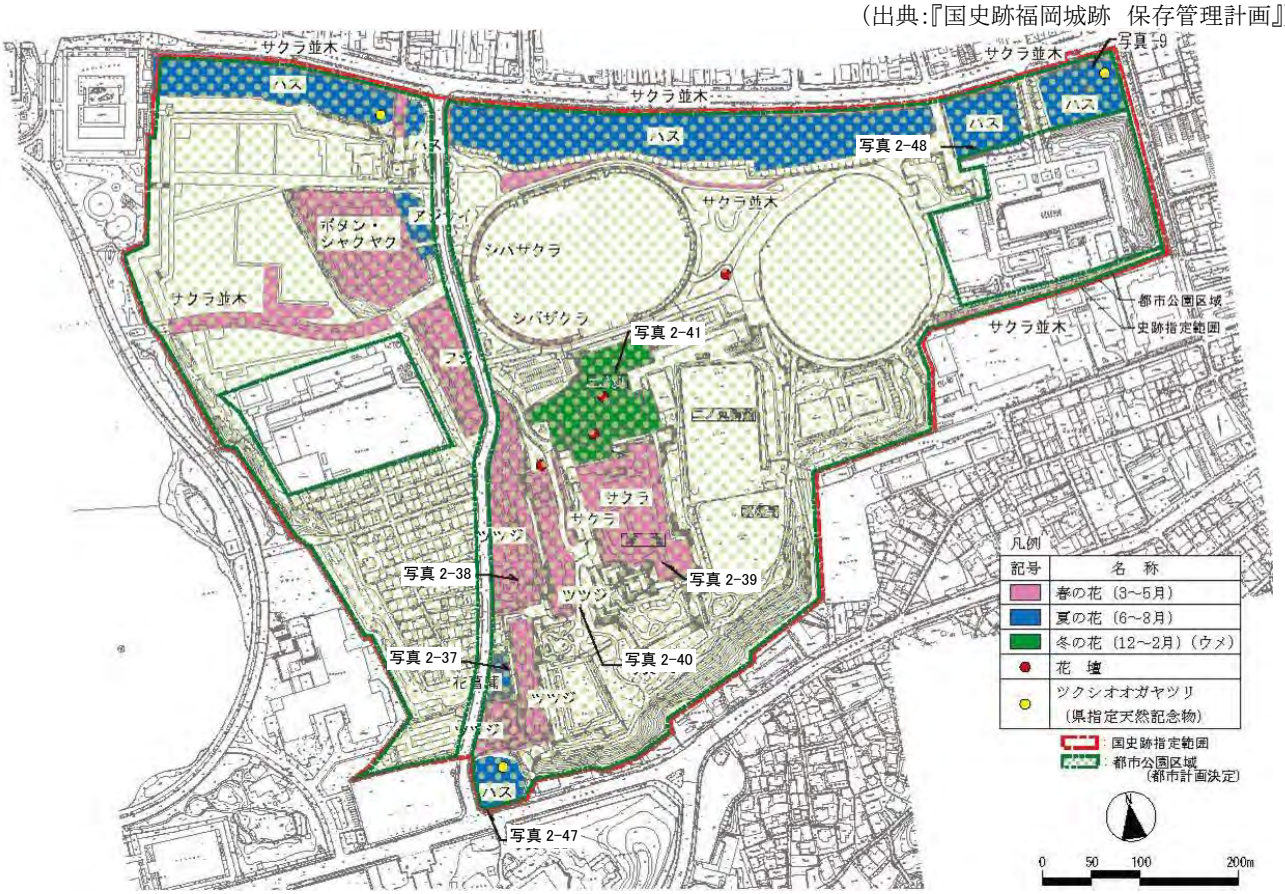

図2-18：緑の現況図（出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

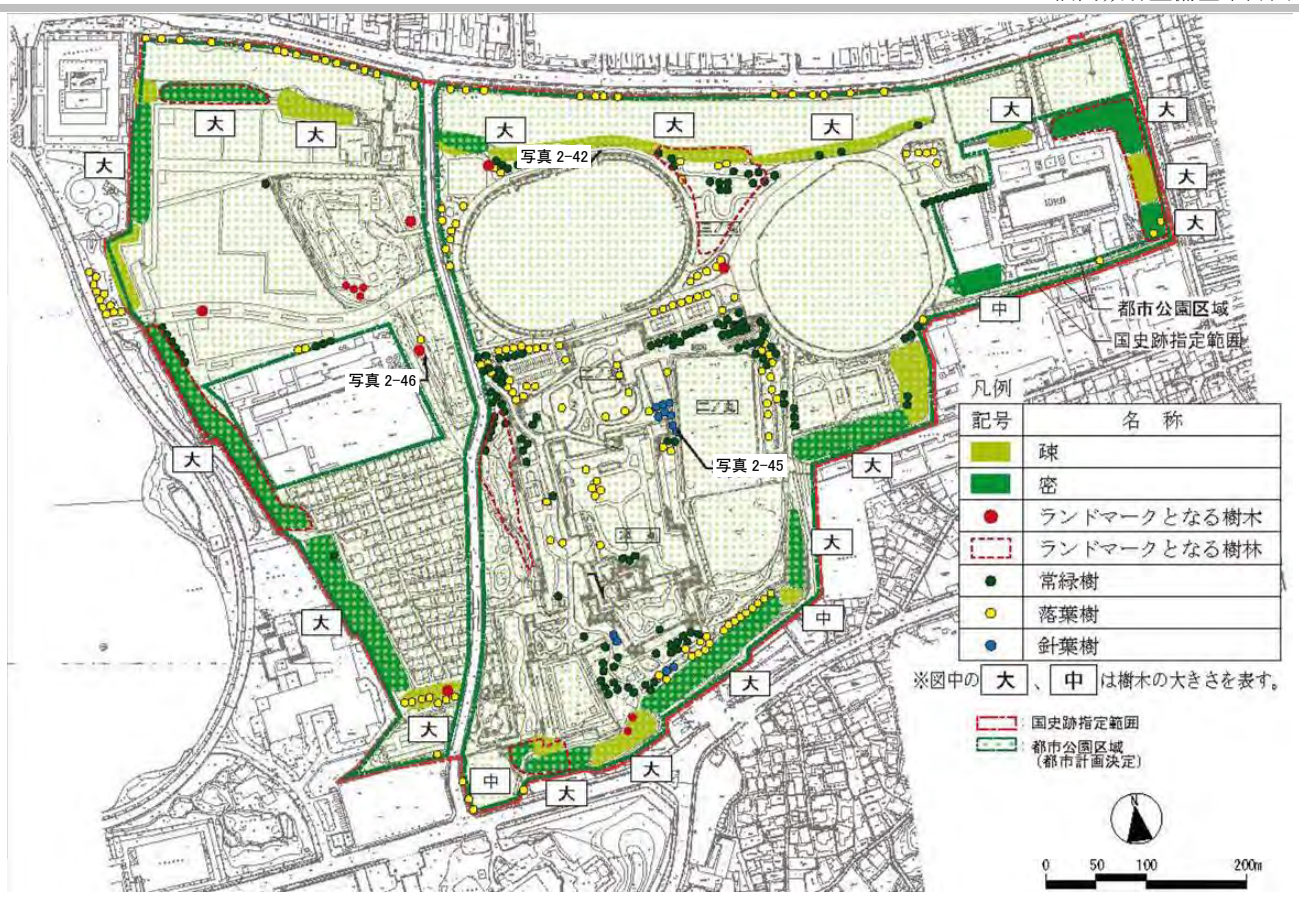

図2-19：土塁上の樹木と大木の分布図　（出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

図2-20：石垣周りの樹木調査図　（出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

[植物の状況] (出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』)

写真2-37:二ノ丸の石垣天端のクスノキの大木

写真2-38:三ノ丸の低木から高木までの植込み(この奥に石垣がある)

(花)

写真2-39:本丸のサクラ

写真2-40:二ノ丸の石垣前面のシダレザクラの列植

(土塁周りの樹木)

写真2-41:二ノ丸の梅園

写真2-42:三ノ丸平和台陸上競技場北側の土塁のマツ

（石垣周りの樹木）

写真2-43：ニノ丸の石垣天端の大木

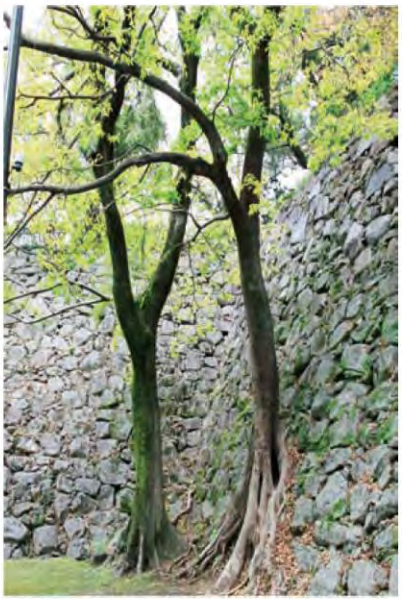

写真2-44：ニノ丸の石垣に自生したムクノキ

（外来樹）

写真2-45：ニノ丸の外来樹の大木（木の陰に祈念櫓がある）

（大木）

写真2-46：三ノ丸の名島門南のイチョウの大木

（堀の植物）

写真2-47：6号濠のツクシオオガヤツリ（県指定天然記念物）

写真2-48：上之橋御門東側2号濠のハス

イ 史跡内の樹木の変遷

築城当初から江戸時代末までの城跡内の樹木の変遷を絵図に描かれた状況から見てみる。全ての絵図に土塁上に樹木が描かれており、樹種はマツを中心とした構成のものが多い。石垣上あるいは前面には、基本的には樹木は見られないが、三ノ丸の米倉部分や御下屋敷部分の石垣の天端や前面に樹木が描かれているものもある。水の手の庭園、御鷹屋敷には樹林が表現されている（表2-8）。

古写真に記録された樹木では、三ノ丸、二ノ丸の一部でマツの大木が見られる。この他、南側の土塁では雑木が繁茂する様子が窺える。

『筑前筑後肥前肥後探索書』（寛永 4 年(1627)）には、南側の土塁上はマツ原であり、西側の石垣前（御花畠）にスギ並木が植えられ、竹藪等もあった様子が示されている。

表2-8:絵図に見る樹木の変遷

絵図	絵図名（時代）	樹木の状況		
		土塁	石垣上あるいは前面	各郭
	「福博惣絵図」 正保 3 年 (1646)	ほぼ全周にマツらしきものが並んでいる。	米倉部分で、石垣天端から少し下がった部分に針葉樹らしきものがある。	水の手は花畠と池、御鷹屋敷は台地の縁辺部に樹林がある。
	「筑前国福岡城図」 承応 3 年～元禄元年 (1654～1688)	ほぼマツおよびそれ以外の樹種が密生した状態で描かれている。	米倉部分は、石垣天端から下がった部分に樹林がある。	三ノ丸御下屋敷に大竹林が示されている。
	「御城内絵図」 元禄 12 年 (1699)	マツらしきものが描かれている。	(同上)	水の手は池と樹林が描かれている。
	「福岡御城下絵図」 寛政年間以前 (1789～1801 以前)	マツらしきものが並んでいる。	ない	(同上)
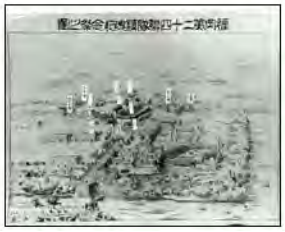	「福岡第 24 聯隊」 鎮魂記念祭之図 明治 18 年 (1885)	高密度な樹林がある。	石垣の前面にも樹林が見られる。	松木坂御門を入った所や、本丸月見櫓辺りにマツらしきものがある。

(出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』)

（3）社会的環境

① 交通

ア 広域的な交通網

福岡市は、九州の金融、サービス業、IT ソフト開発等の中心地として、大都市ならではの魅力と、博多湾や背後の山々に囲まれた美しい自然、長い歴史の中で培われた伝統工芸や祭り、歴史遺産等が豊富で、独自の個性をもつ都市である。

さらに、陸海空の広域交通の拠点となっており、九州・西日本各地からアジア方面への空の玄関、海の玄関の役割も担っている。陸路としては、九州縦貫自動車道や西九州自動車道、およびこれに接続する福岡都市高速道路、鉄道では博多駅を起点とする新幹線・ＪＲ在来線、天神を起点とする私鉄、地下鉄等が整備されている。空路では、天神・博多駅と地下鉄で直結する福岡空港からの国内線･国際線､海路では博多埠頭等を起点とする国内航路･国際航路が開かれている。

図2-21：交通網図

イ 福岡城跡周辺の交通網

福岡城跡周辺の公共交通機関の状況についてみると、北東に福岡市営地下鉄(空港線)赤坂駅、北西に大濠公園駅があるとともに、路線バスの停留所も福岡城跡周辺に設置されており、アクセス性は高い。また、福岡城跡内に市内観光バスルートが設定されていることにより、バスから見た観光名所としてのポテンシャルも有している。

一方、駐車場については、史跡区域内には、陸上競技場南側と福岡市美術館東側に、史跡区域外では、近接する護国神社の駐車場が整備されているが、舞鶴公園専用駐車場としては、陸上競技場南側（67 台）のみであり、規模が小さい。

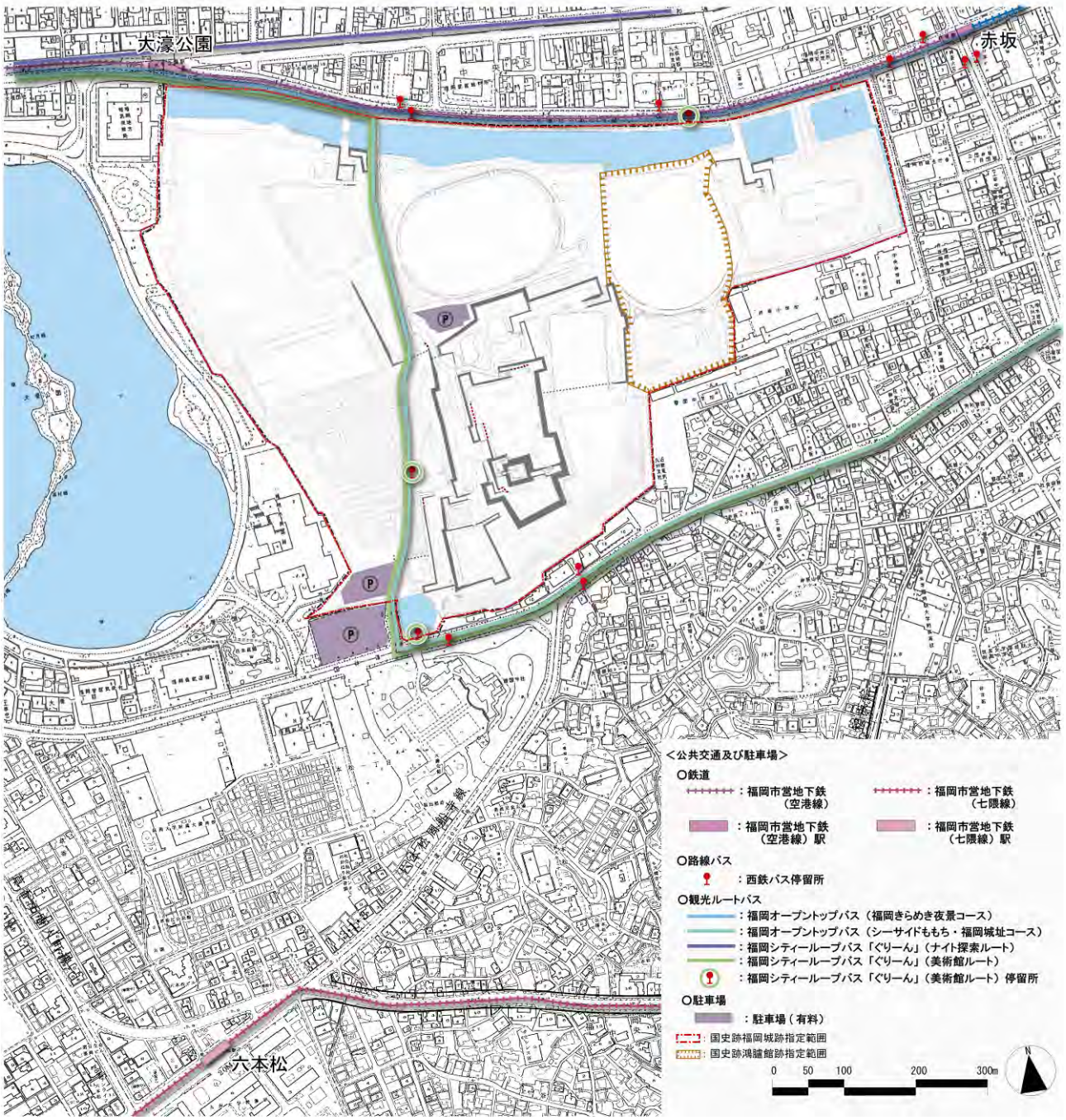

図2-22：福岡城跡周辺の交通状況

② 法規制

福岡城跡および周辺の用途地域は、下図のとおり商業地域と第一種・第二種住居地域となっている。

史跡指定地の法律等の制限は、文化財保護法のほか、都市公園法および風致地区条例、第二種15m高度地区が適用されている。史跡と緑の保全とともに景観的な保全、良好な住環境の保全が図られている。

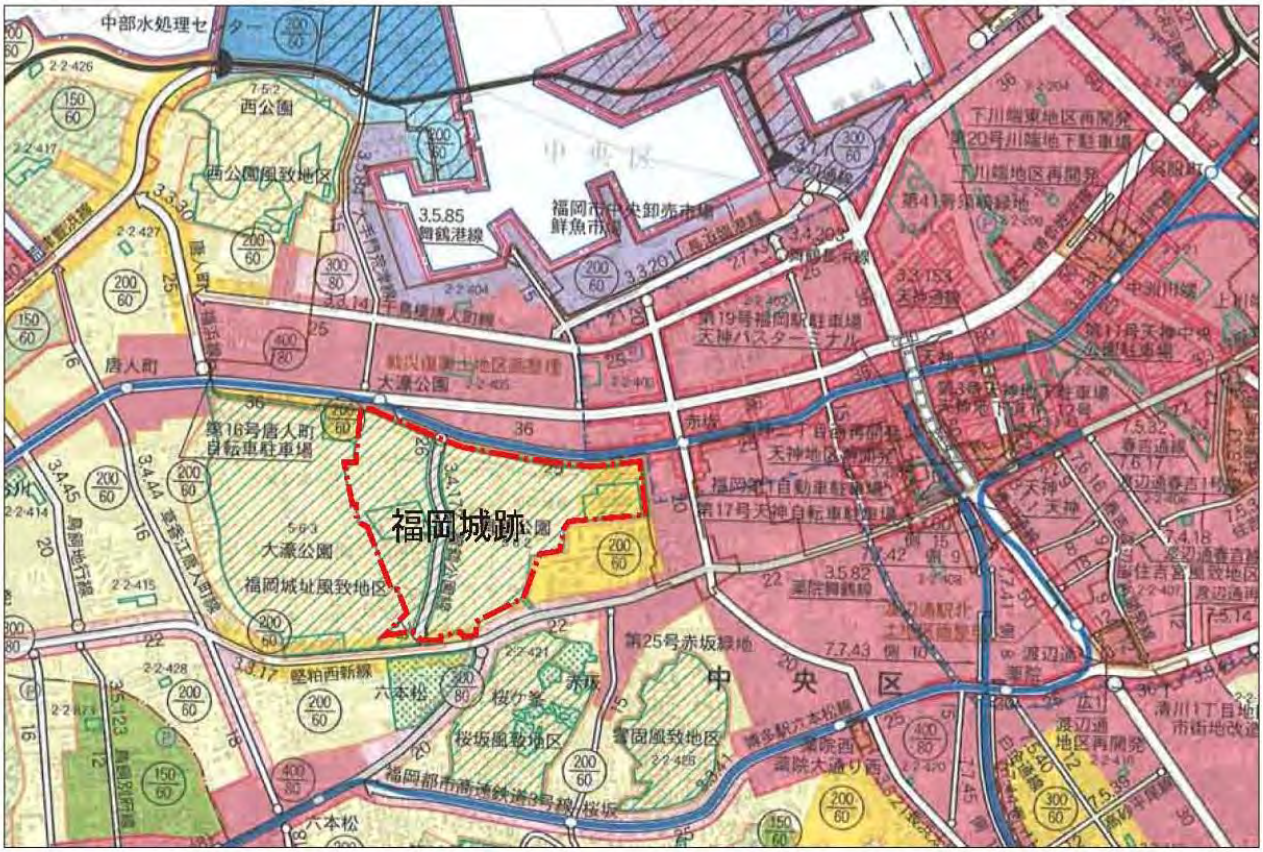

凡　例

	市街化区域および市街化調整区域界	
	第一種中高層住居専用地域	用途地域
	第二種中高層住居専用地域	用途地域
○	第一種住居地域	用途地域
△	第二種住居地域	用途地域
	近隣商業地域	用途地域
△	商業地域	用途地域
	準工業地域	用途地域
	工業地域	用途地域
	工業専用地域	用途地域
	上段容積率・下段建ぺい率	
○	第二種 15m 高度地区	
	防火地域	
	準防火地域	
○	風致地区	
	緑地保全地区	
	臨港地区	
	流通業務地区	
	駐車場整備地区	
○	都市計画道路	

		都市高速鉄道
○		公園・緑地・広場・墓園
	Ⓟ	ポンプ場
		市街地開発事業
		自動車専用道路

※○印は、福岡城跡に関係するもの。
※△印は、周辺地域に関係するもの。

図2-23:用途地域・法令図（出典:『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）

③ 施設の整備状況

ア 保存のための施設

福岡城跡および鴻臚館跡の文化財を保存するため、標識、説明板、境界標、囲さく、覆屋が整備されているものの、標識、説明板については、両国史跡指定地内外にわたって、系統立てたデザインがなされていないことから、今後の検討が必要な状況にある。

（図 2-24、表 2-9 参照）

イ 公開・活用のための施設

福岡城跡・鴻臚館跡の文化財を公開・活用するため、園路（展望台）、広場、解説板、案内板、休憩施設、便所、水飲み、緑陰（木陰）、ガイダンス施設、復元展示施設が整備されている。

園路（展望台）については、展望利用機能を充足しているものの老朽化してきており、今後の更新にあたっては文化財の保護や景観調和の観点からも再検討が必要である。

また、特に広場（西側広場）については史実に即した遺構表現と快適な広場空間利用との両立の観点から、解説板、案内板については系統立てたデザインの観点から、休憩施設、便所、水飲みについては効果的な利用とユニバーサルデザインの観点から、それぞれ再検討が必要である。

さらに、緑陰（木陰）については利用者に潤いと安らぎを、生物等には生息空間を、景観には彩りをそれぞれ与えるものとして重要であるが、一部で文化財の保存に影響を与えている、遮蔽している箇所も見受けられることから、これらについても再検討が必要である。（図 2-24、表 2-9 参照）

ウ 管理・運営のための施設

福岡城跡・鴻臚館跡の文化財を保存し、その公開・活用等の利用に対する管理・運営のため、防災設備、維持管理施設、水道設備、照明設備、電気施設、管理棟が整備されている。

照明設備は、夜間利用時の照度確保や防犯対策のため利用動線上の必要箇所に設置されるとともに、城郭内文化財のライトアップ等演出のため、石垣や櫓、御門（跡）等要所に設置されている。（図 2-25 参照）

また、管理棟は仮設事務所や倉庫が設置されているが、上記諸施設と併せ、文化財や景観との調和を図る観点からデザインや配置について検討が必要である。（図 2-24、表 2-9 参照）

エ その他の施設

福岡城跡・鴻臚館跡の公開・活用等のため、また両国史跡指定範囲が立地する舞鶴公園の利用のための駐車場が整備されている。

駐車場は史跡・公園利用にとって今や欠かすことのできない施設となっているため、歴史的な景観復元と快適な利用の両立の観点から、規模、配置の再検討が必要な施設である。（図 2-24、表 2-9 参照）

オ 各種公共施設等

福岡城跡・鴻臚館跡の両国史跡指定範囲内には、道路（舞鶴公園線）、舞鶴公園の運動施設、教育施設（舞鶴中学校）、司法施設（福岡高等裁判所）、住宅施設（城内町住宅）が立地しており、史跡に関連のない施設等が立地している状況である。（図 2-24、表 2-9 参照）

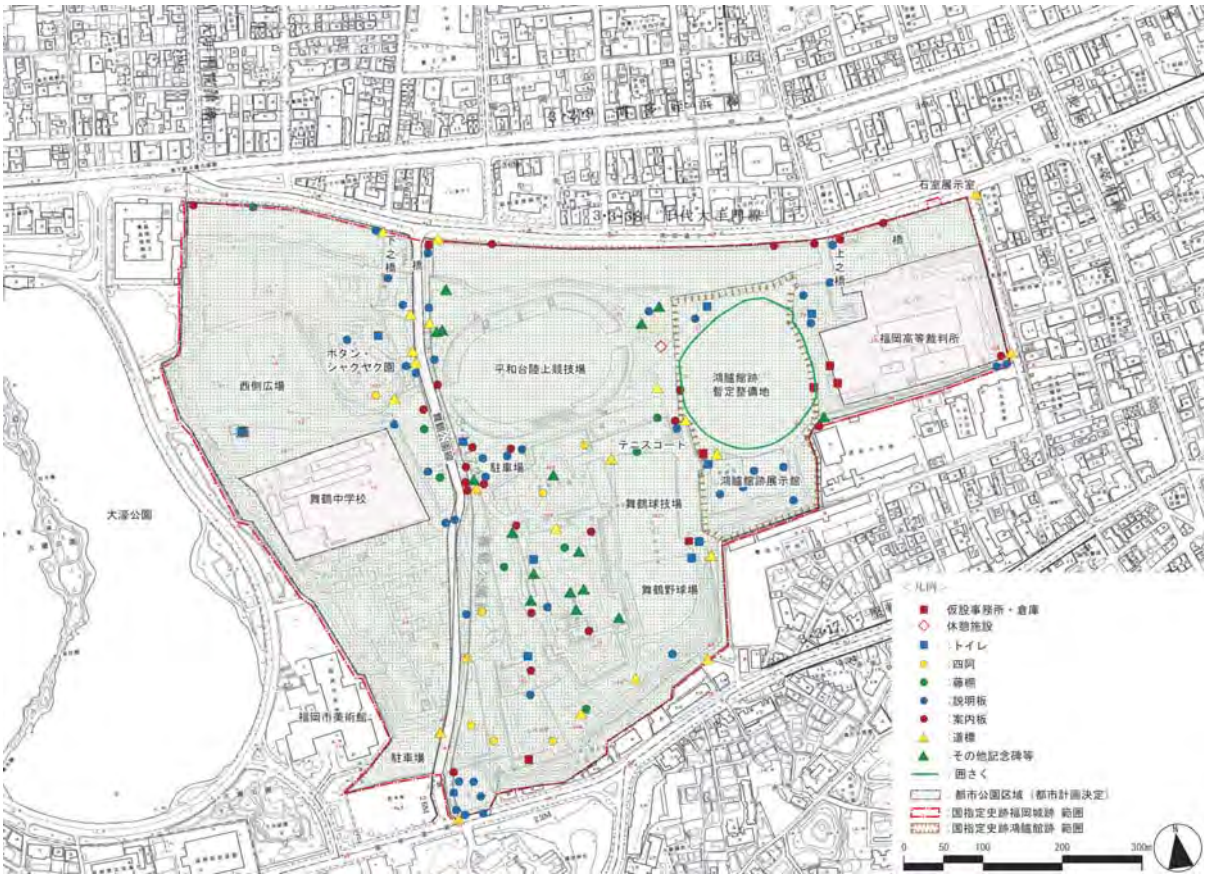

図 2-24：施設状況 （出典：『国史跡福岡城跡　保存管理計画』）に一部加筆

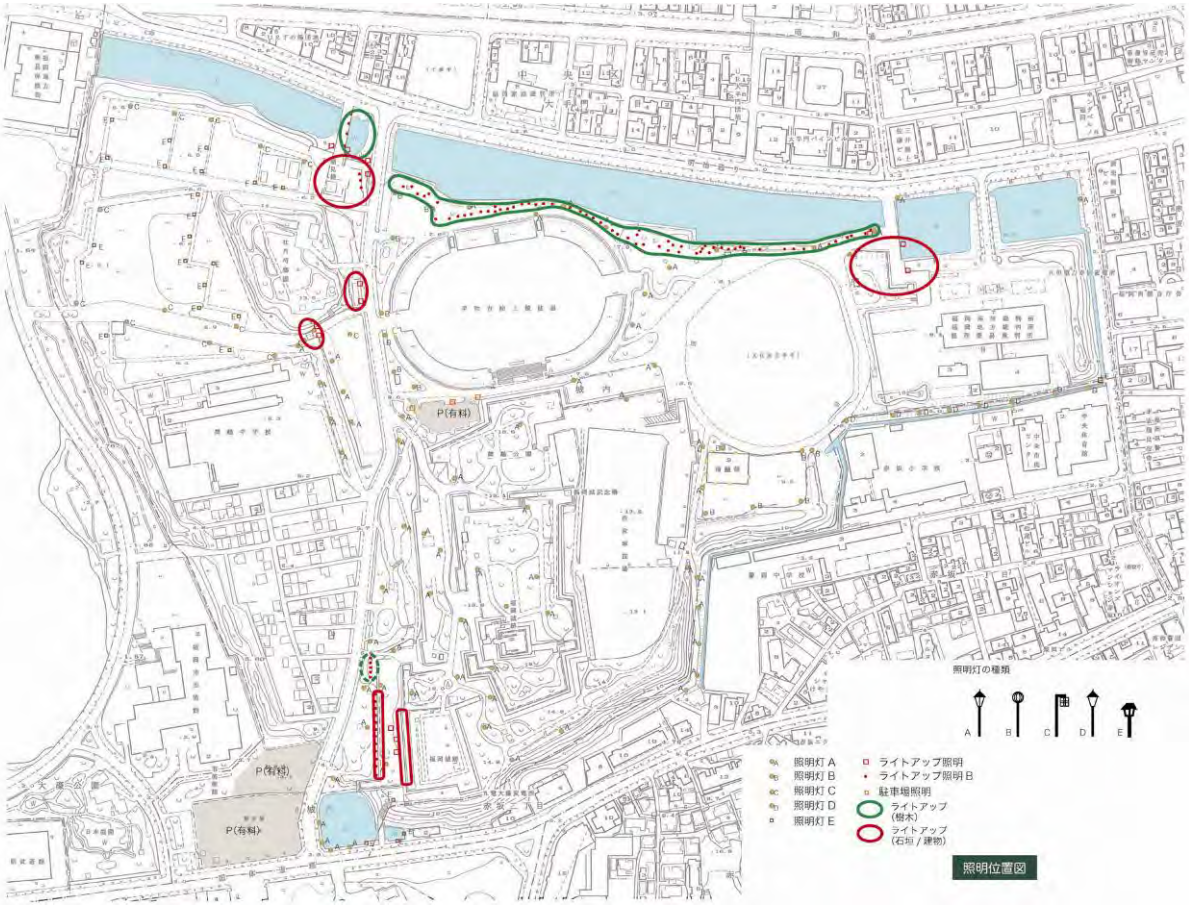

図 2-25：施設状況（照明設備） （出典：『舞鶴公園活性化検討』）

表2-9:施設の状況

種別		施設			整備年	施設管理者(上段)	備考
		名称	内容等	規模等	(移転年)	土地所有者(下段)	
ア 保存のための施設							
保存施設	標識	標識	史跡等の存在を示し、毀損から守るための施設			福岡市 財務省	
	説明板	説明板	史跡等の名称と指定年月日を明記した施設			福岡市 財務省	
	境界標	境界標	指定地の境界を示す施設			福岡市 財務省	
	囲さく	鴻臚館跡暫定整備地囲さく…三ノ丸	鴻臚館跡の発掘調査箇所、暫定整備地を保存するための柵(フェンス)			福岡市 財務省	
	覆屋	鴻臚館跡(「鴻臚館跡展示館」)…三ノ丸	鴻臚館南側遺構の保存のための覆屋および、検出された遺構や出土した遺物の展示を兼ねた施設	約1,000㎡(建築面積)	平成7年	福岡市 財務省	復元展示施設を兼ねる
		福岡城跡堀石垣保存施設	内堀外壁の石垣の保存と展示を兼ねた施設		昭和57年	福岡市	復元展示施設を兼ねる
イ 公開・活用のための施設							
公開・活用施設	園路	天守台展望台…本丸	天守台の鑑賞、周辺景観の眺望に資する鋼製デッキ		昭和40年代前半	福岡市 福岡県,福岡市	
	広場	西側広場…三ノ丸	旧大身屋敷跡に整備された、催事開催等に利用可能な広場	2.09ha	昭和44年～,平成14年	福岡市(600㎡) 財務省,福岡市	
	解説板	解説板	史跡等の本質的価値を構成する要素に関わる情報を伝達する施設	46基		福岡市 財務省	
	案内板	案内板	見学者を史跡等の中を適切に誘導、または見学上の注意を促すための施設	案内板15基,名称板35基,誘導標識30基		福岡市 財務省	
便益施設	休憩施設	四阿…本丸,二ノ丸,三ノ丸	利用者が利用中に休息をとるための四阿	9箇所		福岡市 財務省,福岡市	
		ベンチ等	利用者が利用中に休息をとるためのベンチ,野外卓			福岡市 財務省,福岡市	
	便所	トイレ…本丸,二ノ丸,三ノ丸	利用者が快適に利用を行うための便所	10箇所		福岡市 財務省,福岡市	
	水飲み	水飲み	利用者が快適に利用を行うための水飲み			福岡市	
	緑陰	樹林地…本丸,二ノ丸,三ノ丸	石垣、土塁周辺の樹林(樹齢数百年を経ていると推定される大径木を含み、城跡内の中高木総本数約4,000本、樹種数106種で構成)			財務省	
		サクラ園等…本丸,二ノ丸,三ノ丸	本丸の桜園、明治通り沿い堀端、牡丹・芍薬園、西側広場を中心に、約1,000本、18品種のサクラを植栽			福岡市 福岡県,福岡市	

種別		施設			整備年	施設管理者(上段) 土地所有者(下段)	備考
		名称	内容等	規模等	(移転年)		
便益施設	緑陰	フジ棚…三ノ丸他	三ノ丸御下屋敷跡付近に設置されたものを筆頭に、本丸、二ノ丸等合計8 箇所において整備	約5,000㎡ 他 7 箇所	昭和 55 年 他	福岡市 財務省	
		ボタン・シャクヤク園…三ノ丸	三ノ丸御鷹屋敷跡に設置	約 17,000㎡	昭和 55 年	福岡市 財務省	
		ショウブ園…三ノ丸	追廻御門跡付近に整備		昭和 56 年	福岡市 財務省	
		ツツジ園…三ノ丸	三ノ丸松木坂～桐木坂の斜面に整備		昭和 53 年	福岡市 財務省	
ガイダンス施設・体験学習施設	ガイダンス施設	福岡城むかし探訪館	福岡城・鴻臚館に関する情報をパネル、古地図、復元模型、バーチャルムービー等を用いて展示・紹介し、常駐スタッフによる解説・案内を行う施設。休憩室(茶房)を併設	約 120 ㎡ (建築面積)	平成 24 年	福岡市 財務省	
展示施設	復元展示施設	鴻臚館跡(発掘中)・鴻臚館跡暫定整備地…三ノ丸	調査が終了した野球場跡南半分について、芝張りや「遺構表示」等の暫定的な整備を行い公開	約 25,000㎡ (敷地面積)	平成 22 年	福岡市 財務省	
		鴻臚館跡(「鴻臚館跡展示館」)…三ノ丸	鴻臚館より検出された遺構や出土した遺物の展示、および南側遺構の保存のための覆屋を兼ねた施設	約1,000㎡ (建築面積)	平成 7 年	福岡市 財務省	保存施設／覆屋を兼ねる
		福岡城跡堀石垣保存施設	内堀外壁の石垣の展示と保存を兼ねた施設	約 81 ㎡ (展示室面積)	昭和 57 年	福岡市 福岡市	保存施設／覆屋を兼ねる
		鴻臚館跡調査事務所小展示室…三ノ丸	鴻臚館より出土した遺物の展示の他、発掘調査成果や事務所業務内容を紹介する施設	約 48 ㎡ (展示室面積)	平成 23 年	福岡市 財務省	鴻臚館跡調査事務所内の施設
ウ 管理・運営のための施設							
維持管理施設	防災設備	防災設備	火災、水害、盗難等による被害を未然に防止し、保全を期すための設備			福岡市	
	水道設備	水道設備	史跡指定地内の各種施設の維持管理に必要な水を供給するための設備			福岡市	
	照明設備	照明灯	夜間の防犯対策、公開時の照度の確保、演出(ﾗｲﾄｱｯﾌﾟ)を行うため、合計8 種類・221 基の照明の設備を設置			福岡市	
	電気施設	電気施設	史跡指定地内の各種施設の維持管理に必要な電力を供給するための設備			福岡市	
管理運営のための建物	管理棟	鴻臚館跡調査事務所(小展示室含む)…三ノ丸	鴻臚館調査の業務拠点、および出土した遺物の展示調査成果、事務所業務内容を紹介する施設		平成 23 年	福岡市 財務省	

種別		施設			整備年（移転年）	施設管理者(上段) 土地所有者(下段)	備考
		名称	内容等	規模等			
管理運営のための建物	管理棟	仮設事務所…二ノ丸（舞鶴球技場横）				福岡市	
		仮設事務所…三ノ丸（鴻臚館跡暫定整備地横）				福岡市 財務省	
	用具等の倉庫	倉庫…南丸	管理のために必要な用具等を収納するための施設			福岡市	
		倉庫…三ノ丸	管理のために必要な用具等を収納するための施設			福岡市 財務省	
		倉庫…三ノ丸	管理のために必要な用具等を収納するための施設			福岡市 財務省	
エ その他の施設							
駐車場		第1駐車場…三ノ丸（陸上競技場南側）	舞鶴公園利用者のための有料駐車場	67台収容		福岡市 財務省	
		第2駐車場…三ノ丸（福岡市美術館東側）	舞鶴公園利用者のための有料駐車場	72台収容		福岡市 財務省	
オ 各種公共施設等							
交通施設	道路	舞鶴公園線…三ノ丸	大手門～護国神社前間片側1車線車道	計画幅員21m（概成幅員15m）延長750m	昭和24年計画決定，概成済	福岡市 福岡市	
運動施設		舞鶴球技場…二ノ丸	市民向け球技場（サッカー、ラグビー等）	1.49ha	昭和23年	福岡市 財務省	
		舞鶴野球場…二ノ丸	市民向け野球場（軟式野球、ソフトボール等）	0.67ha（中堅87m，両翼82m）	昭和25年	福岡市 財務省	
		平和台陸上競技場…三ノ丸	陸上競技スタジアム（日本陸上競技連盟第1種公認競技場スタンド）	約21,200㎡（25,000人収容）	昭和23年	福岡市 財務省	
		テニスコート…二ノ丸	市民向けテニスコート	2面	平成5年	福岡市 財務省	
		テニスコート…三ノ丸	市民向けテニスコート	1面	平成5年	福岡市 財務省	
教育施設		舞鶴中学校…三ノ丸	中学校校舎・校庭	2.14ha	（昭和35年移転）	福岡市 財務省	小中連携校への移転により、平成24年度末までで利用終了。
司法施設		福岡高等裁判所…三ノ丸	裁判所施設	3.09ha	昭和43年	福岡高等裁判所 最高裁判所	
住宅施設		城内町住宅…三ノ丸	引揚者・戦災被災者の救済を目的として整備された住宅地。現在、史跡整備のため移転が図られている	2.64ha(196戸)	昭和21年	個人 財務省，福岡市	市所有137戸（未取得59戸）平成23年12月現在

④ 施設の利用状況

現在の福岡城跡は、舞鶴公園として様々な施設が利用されている。整備計画においては、これらの利用状況を踏まえつつ、史跡の保存・活用の面から諸施設の配置の見直しや継続利用の可否、更新の必要性等を検討する必要がある。

ア エントランス・動線

舞鶴公園での利用実態については、平成 2 年(1990)に実施された利用者行動調査後、諸施設の移転等、城内の土地利用に変化はあったものの、平成 25 年(2013)に実施された歩行者類交通量調査結果をみても、動線は変わっておらず平成 2 年(1990)の調査結果とほぼ同様の傾向が見られる。

その結果によると、公園への主な入口や人の流れは、右図のとおりであり、福岡城本来の入口や動線利用とは、異なる傾向にある。

イ 広場

舞鶴公園内で広場利用がなされているのは、三ノ丸西側にあたる西側広場である。広大な平坦地は市内でも貴重な広場であり、イベント等にも利用されている。その他、二ノ丸の梅園や本丸の本丸御殿跡の小広場で休憩利用が見られる。

ウ 便益施設

駐車場については、陸上競技場南側と福岡市美術館側の 2 箇所が整備されているが、土日、祝日はすぐに満車状態になる等、収容能力に課題がある。また、陸上競技場南側の駐車場は、松木坂御門跡や二ノ丸石垣に隣接しており、歴史的景観復元の面から配置上の課題もある。

便所については、運動施設付近に設置、利用されているものが多いが、今後施設移転に伴う配置の見直しが必要である。

休憩施設は、四阿、ベンチ共に老朽化した施設が多くみられ、更新が必要である。

図 2-26：計画地における既存の施設配置等

（4） 景観

① 景観を構成する要素

福岡城跡の景観は、地上に露出し視覚的に捉えることができる様々な要素の複雑な組み合わせによって形づくられ、それらの要素は、性質、つくられた時代等を踏まえると、大きく以下の3つに分類することができる。

○近世城郭を構成する要素　：　主として近世の福岡城の時代を起源とする要素。多聞櫓等の建造物、石垣、土塁、堀等。（復元展示建造物も含む）

○水と緑等の自然的要素　：　樹木（高木～低木）、水辺等。

○現代の構造物等　：　主として現代につくられた構造物等。

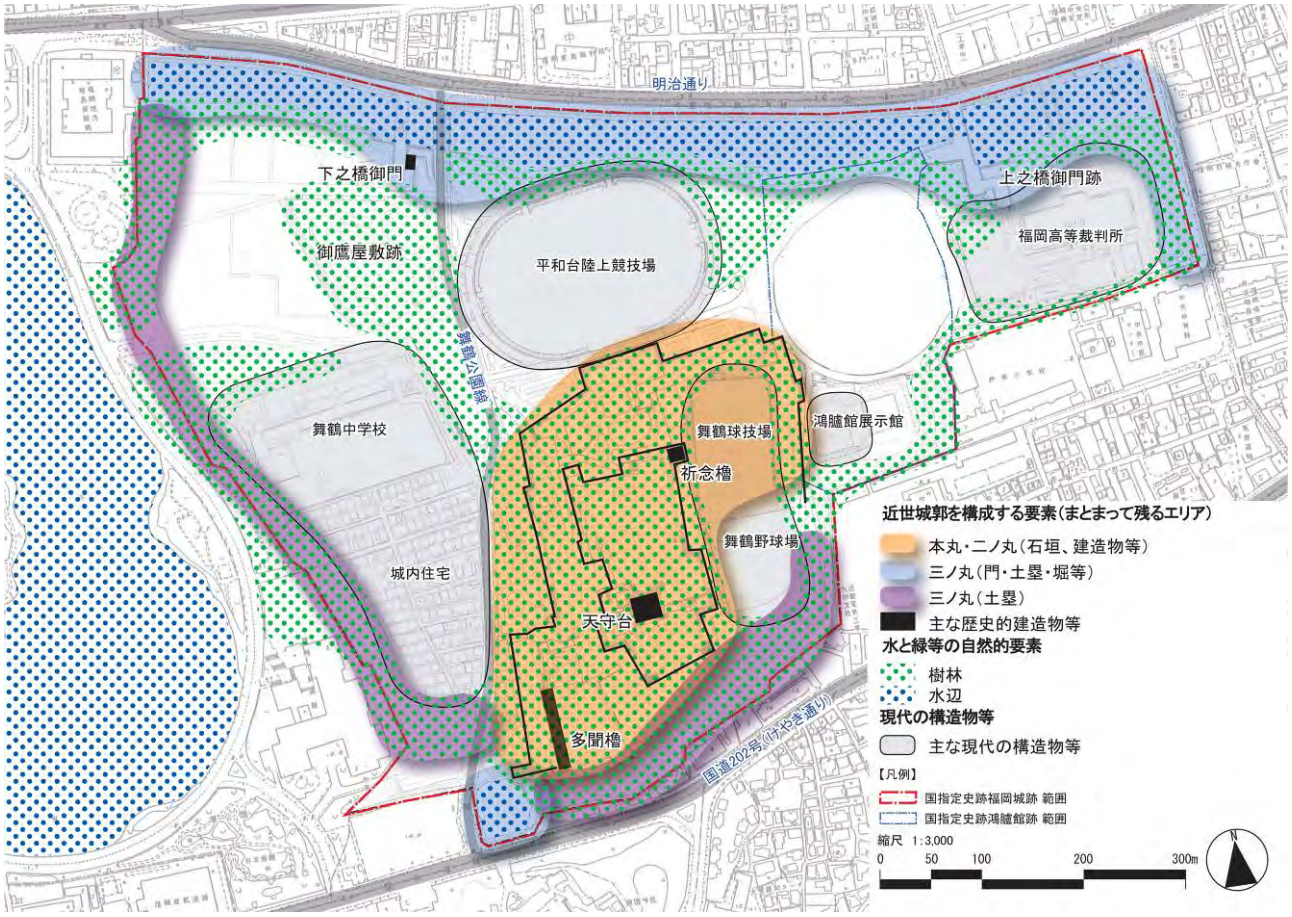

図 2-27：景観を構成する主な要素の分布

② 特性

ア 周辺地域から城郭への眺望

計画地北側の明治通りからは、道路沿いに東西に延びる城郭の堀と石垣を望むことができる。しかし、土塁上の樹木が土塁に覆いかぶさるように生育し、土塁そのものへの視認性は低い。

計画地西縁には近世城郭の土塁が存在するものの、現在は樹林地となっているため、土塁の様相を視覚的に捉えることは困難である。また、その樹林により、大濠公園側から計画地への視線は遮断されている。

イ 城郭内部の景観

（ア） 三ノ丸の景観

三ノ丸は、本丸・二ノ丸を取り囲むように大規模な平坦地が形成されている。現在、鴻臚館跡発掘調査地を取り囲むフェンスがあるものの、調査地付近からは、本丸・二ノ丸方向を見通すことができる。

しかし、それ以外の場所では、現代の構造物等が存在するため、本丸・二ノ丸方向への見通しは遮断されており、直近まで近付かなければ、石垣等の遺構を視認することが困難な状況である。

（イ） 二ノ丸の景観

二ノ丸の各所からは、本丸を取り囲む石垣を間近に望むことができる。また、二ノ丸南西端には重要文化財である多聞櫓が存在し、往時の景観の一端を感じることができる。

二ノ丸一帯には樹木（高木～低木）が生育しているため、建造物、石垣等が遮蔽されている場所が各所に見受けられる。特に、本丸の東縁にある祈念櫓の周囲には大木が生育し、二ノ丸からその存在を確認することができない。

（ウ） 本丸の景観

往時、本丸御殿があった本丸の平坦地にはサクラを主とする樹木が生育し、開花の時期にはサクラの名所として多くの市民に親しまれている。

しかし、本丸も二ノ丸と同様に、一帯に樹木が生育しているため、全体的に見通しが利かず、天守台を取り囲む石垣等は、直近でなければその存在を確認することが困難な状況である。

ウ 城郭内部から周辺地域への眺望

本丸・二ノ丸の石垣の上からは、城内～周辺部への眺望が開け、特に天守台からは、360 度のパノラマ景観を得ることができる。

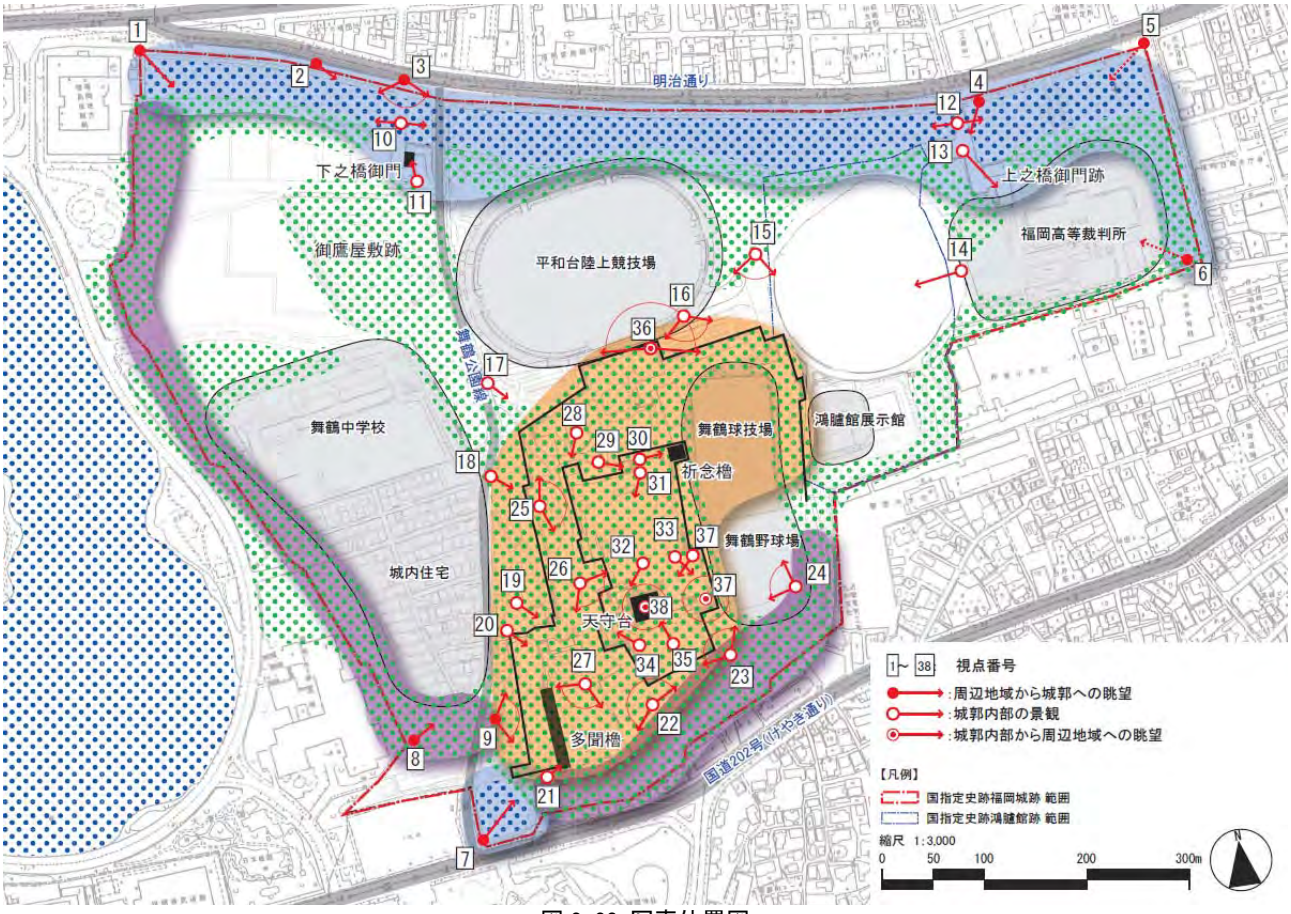

図 2-28:写真位置図

［周辺地域から城郭への眺望］ ⇒

写真 2-49:1明治通りより潮見櫓跡を見る
大濠公園駅からアクセスした場合の起点になる場所。樹木が覆いかぶさり、土塁は見えづらい。

写真 2-50:2明治通りより濠及び土塁を見る
腰巻石垣の状況がうかがい知れるが、樹木が覆いかぶさり、土塁は見えづらい。

写真 2-51:3 明治通りより下之橋御門・(伝)潮見櫓を見る 堀+櫓+城門+石垣が一体となった城郭らしい景観を見ることができる。

写真 2-52:4明治通りより上之橋を見る
3と同様に堀+石垣が一体となった城郭らしい景観を見ることができる。

写真 2-53:5 明治通りより三ノ丸北東端櫓跡を見る
赤坂駅方面からアクセスした場合の起点になる場所。樹木が覆いかぶさり、土塁は見えづらい。

写真 2-54:6三ノ丸南東端櫓跡を見る
史跡隣接地の歩道から、間近に土塁を見ることができる。

写真 2-55:7 6 号濠より鉄物櫓跡を見る
城郭南端の場所。樹木が繁茂し、石垣や土塁等の城郭を表す要素は見えない。

写真 2-56:8市立美術館より花見櫓跡を見る
市立美術館裏に位置し、土塁の形状をうかがうことができる。

写真 2-57:9 追廻御門跡より二ノ丸～本丸石垣を見る　重層的な石垣をうかがうことができる。樹木の隙間からわずかに多聞櫓を見ることができる。

写真 2-59:11 下之橋御門を見る
石垣とともに往時の城郭の出入口である門を唯一見ることができる。

写真 2-61:13 上之橋御門跡を見る
城郭特有の鍵型の道を見ることができるが、同時に柵や背後の建物等、現代の構造物も見える。

写真 2-63:15 東御門跡を見る
石垣及び城郭特有の鍵型の道を見ることができる。

[城郭内部から城郭内部への眺望]⇒

写真 2-58:10 下之橋より東方向を見る
橋から堀の水辺を見ることできるが、舞鶴公園線により堀は分断されている。

写真 2-60:12 上之橋より西方向を見る
東西に延びる堀のほぼ全容を見ることができる。土塁は樹木が覆いかぶさり見えづらい。

写真 2-62:14 鴻臚館跡発掘調査箇所より本丸方向を見る 本丸・二ノ丸の全容を一望することが可能だが、手前にある柵が視界に入る。

写真 2-64:16 鴻臚館跡発掘調査箇所より革櫓跡石垣を見る　石垣を見ることができるが、手前にあるテニスコート等の現代の構造物が視界に入る。

写真 2-65:17 舞鶴公園線より松木坂を見る
二ノ丸へ至る主要な道だが、周囲の樹木により石垣等が遮蔽され見えづらい。

写真 2-66:18 舞鶴公園線よりツツジ園方向
横方向に連続する石垣が、繁茂する樹林に遮蔽され、部分的にしか見ることができない。

写真 2-67:19 桐木坂を見る
石垣と鍵型の出入口の構成を見ることができる。

写真 2-68:20 多聞櫓を見る
福岡城跡で唯一の重要文化財である多聞櫓と石垣を間近で見上げることができる。

写真 2-69:21 多聞櫓(西角櫓)を見る
重要文化財の多聞櫓の西角櫓を間近で見上げることができる。

写真 2-70:22 西三階櫓跡・生捕櫓跡方向を見る
繁茂する樹林が石垣を遮蔽し見えづらい。

写真 2-71:23 東三階櫓跡・天目櫓跡方向を見る
重厚な石垣を間近に見ることができる。

写真 2-72:24 舞鶴野球場より本丸石垣を見る
横に連続する長大な石垣を見ることができるが、野球場や手前の柵、所々に生育する樹木が遮蔽している。

写真 2-73:25 闕所櫓跡方向を見る
繁茂する樹林が石垣への視線を遮蔽し見えづらい。

写真 2-75:27 多聞櫓を見る
多聞櫓を間近に見ることができるが、手前の低木や樹木により一部視線が遮蔽されている。

写真 2-77:29 本丸表御門跡を見る
石垣に囲まれた、本丸への出入口を見ることができる。

写真 2-79:31 本丸御殿跡を見る
低い枝張りのサクラ等が生育しており、奥への見通しが利かない。

写真 2-74:26 本丸裏御門より武具櫓御門方向を見る　本丸へと繋がる道と道沿いの石垣を一体的に見ることができる。

写真 2-76:28 時櫓跡石垣を見る
特徴的な石垣の景を間近で見ることができるが、手前に生育する樹木が視線を遮蔽している。

写真 2-78:30 祈念櫓を見る
祈念櫓を間近に見ることができるが、周囲は樹木に囲まれている。

写真 2-80:32 鉄御門跡を見る
石垣と石垣に挟まれた天守台へと繋がる往時の道を見ることができる。

写真 2-81:33 小天守台石垣を見る
石垣と小天守台へ繋がる階段を間近に見ることができる。

写真 2-82:34 武具櫓御門跡を見る
石垣を間近に見ることができる。

写真 2-83:35 武具櫓跡より天守台跡石垣を見る
本丸の石垣が間近に見えるが、既存の園路から見ると樹木が視線を遮蔽している。

写真 2-84:36 萬櫓跡より東方向を見る
渋紙櫓跡～革櫓跡に続く石垣を見ることができるが、足元にテニスコートが視界に入る。

写真 2-85:37 小天守台を見る
小天守台～天守台への形状を間近に見ることができるが樹木が視線を遮蔽している。

［城郭内部から周辺地域への眺望］

写真 2-86:38 天守台より西方向を見る
周辺地域への 360° のパノラマ眺望が得られる。

（5） 福岡城跡の価値の整理

「管理計画」で整理されている福岡城跡を構成する要素は下記のとおりである。

このうち、「1）城郭としての本質的価値を構成する要素」とは、城郭関連遺構を指し、「2）歴史的重層性を構成する要素」とは、これまでの城跡内の発掘調査等で確認された縄文時代の遺物、古墳時代中期から後期と思われる古墳および遺物、鴻臚館跡に関連する古代の遺構と遺物、また中世後期から明治期～昭和前期におよぶ各時代の遺構と遺物を指している。また、「3）現代的な利用に関する要素」とは、都心部の貴重な大規模公園としての公園的な要素に加え、歴史と緑の相乗効果による観光資源となりうる要素を指している。

これら１）２）３）の要素が古代～近世、近代、現代に至る過程で醸成されてきた福岡城跡の価値であると考えられる。

福岡城跡の価値

福岡城跡を構成する諸要素

1）城郭としての本質的価値を構成する要素

城郭構成

・天守台を含む本丸、二ノ丸、三ノ丸の 3 層構造をなす。

・二ノ丸以上に巡らされた高石垣、三ノ丸の土塁と腰巻石垣、堀、および建造物の礎石等地上・地下の遺構が良好に残る。

・三ノ丸までが城郭として全て保存されており、城郭構成を現地で実見できる。

歴史的建造物

・国指定重要文化財（建造物）多聞櫓、福岡県指定文化財の祈念櫓・（伝）潮見櫓・下之橋御門等が現存する。

・潮見櫓・花見櫓の部材が現存し、本丸表御門が市内の寺院に残る。

2）歴史的重層性を構成する要素

近世城郭の要素には含まれないが、立地的な好条件等を背景に、築城前の古代～中世、および廃城後の近代に蓄積された要素。

3）現代的な利用に関する要素

都心部の大規模公園

・広大な面積を有しており、防災公園としての側面のほか、都市景観形成に果たす役割も大きい。

・都心部に少ない緑と憩いの拠点に位置づけられており、福岡市を代表するサクラやウメが名所化している。

・歴史や緑、憩いの空間等の相乗効果が生み出す集客拠点である。

4）史跡と調和しない、または関連性が低い要素

・上記の 1）～3）に該当しない要素で、史跡と無関係な施設、または公園利用者や管理上に支障のある施設や植生等。

（出典：『国史跡福岡城跡保存管理計画書』より抜粋）

4 福岡城跡の整備上の課題

福岡城跡の現状を踏まえ、その特性と課題を以下に整理する。

（1） 本丸･二ノ丸周辺

本丸・二ノ丸は、筑前国の藩政の中心を占めた福岡城の枢要部である。

本エリアには、現存する建造物として、国指定重要文化財の多聞櫓や県指定有形文化財の祈念櫓があり、城郭構成の主要素となる石垣も良好に遺存している。また、天守台から望む 360 度のパノラマ景観により、城下との関係性を理解することが可能である。さらに、他のエリアに比べ、史跡に関連のない施設の移転の実現性も高いことから、**「福岡城時代の復元可能性が高いエリア」**であると考えられる。

一方、本エリアの活用を図る上での整備上の課題には、以下の事項があげられる。

【課題】

分類	整備上の課題および留意点
歴史的環境	・ 地下遺構の残存状況の把握。 ・ かつて九州を代表する城郭（47 以上の櫓、10 を超える門）であったことが、理解できる整備の実現。 ・ 石垣の傷みや不安定箇所、消失箇所の改善。 ・ 城絵図で描かれた階段（東御門内、扇坂御門内、松木坂御門内）や庭園等(水の手）の存在が理解できる整備の実現。
自然的環境	・ 名所化した公園樹木（サクラ等）と歴史的景観復元に向けた整備との方向性の調整。 ・ 石垣内に自生した高木による遺構保存への影響回避。 ・ 多数植えられた外来種の適切な処置。
社会的環境	・ 老朽化した展望施設の更新。 ・ 史跡巡りに配慮した便益施設の効果的な配置やユニバーサルデザイン化への見直し。 ・ 史跡に関連のない施設等の移転の推進。
景観	・ 樹木（高木～低木）の生育により遮蔽された建造物や石垣の顕在化。

（2） 三ノ丸周辺

三ノ丸は、福岡城跡の本丸・二ノ丸への導入部であり、鴻臚館跡との連結部でもある。

市内でも貴重となる広大な平坦地が確保できる本エリアは、北側、西側から、本丸、二ノ丸の城郭構成が壮観できる。また、市民の日常的な散策や通過利用の他、西広場を利用した大規模イベント等も開催されており、便益施設等も充実していることから、**「多様な利用への受容力が高いエリア」**であると考えられる。

一方、本エリアの活用を図る上での整備上の課題には、以下の事項があげられる。

【課題】

分類	整備上の課題および留意点
歴史的環境	・ 御鷹屋敷跡の屋敷構成や西広場の御下屋敷の遺構状況の把握。 ・ 名島門、旧母里太兵衛邸長屋門等、本来の場所ではない歴史的建造物への適切な措置。 ・ 石垣の傷みや不安定箇所、消失箇所の改善。
自然的環境	・ 公園樹木や花園と歴史的景観復元に向けた整備との方向性の調整。 ・ 石垣内に自生した高木による遺構保存への影響回避。
社会的環境	・ 史跡内に存在する駐車場への適切な措置と大型バス等観光への対応。 ・ 西広場は、遺構表現と快適な広場利用との調整。 ・ 史跡巡りに配慮した便益施設の効果的な配置やユニバーサルデザイン化への見直し。 ・ 飲食・物販機能の充足。 ・ 管理体制に合わせ、文化財保護や景観調和を考慮した管理事務所の配置。 ・ 史跡に関連のない施設等の移転の推進。
景観	・ 史跡に関連のない施設により遮蔽された本丸・二ノ丸への見通しの確保や建造物や石垣の顕在化。

（3） 門・堀・土塁周辺

門・堀・土塁周辺には、(伝)潮見櫓、下之橋御門等の復元建造物があり、縄張りの主要素となる外周の土塁や腰巻石垣の大半が遺存している。北側は明治通り、西側は大濠公園に面し、集客に向けたアピール性を有していることから、**「城郭景観の外部アピール力が高いエリア」**であると考えられる。

一方、本エリアの活用を図る上での整備上の課題には、以下の事項があげられる。

【課題】

分類	整備上の課題および留意点
歴史的環境	・ 城郭の一部(大堀)としての大濠公園との関係性の表出。 ・ 内堀の改変箇所の改善。道路や民地を含む南側、南西側は、長期的な視点での整備の実現。 ・ 下之橋御門西側の北側土塁、陸上競技場に隣接する北側部分、高等裁判所南側部分、舞鶴公園線沿の土塁の毀損箇所の改善。
自然的環境	・ 北側、南西面の土塁上の大径木による遺構保存への影響回避。 ・ ツクシオオガヤツリ（福岡県指定天然記念物）の保全。
景観	・ 計画地北側は、樹木により遮蔽された土塁への視認性の確保。 ・ 計画地西縁は、樹林地により視認困難な土塁の顕在化や遮断された大濠公園側から計画地への視認性の確保。 ・ 歴史的景観と現代的景観（サクラ等の公園植栽）との調整。

（4） 鴻臚館跡

鴻臚館跡は、国内で唯一確認されている古代の迎賓館であり、この地が古来から外交の場として重要な役割を果たしていたことを示す貴重な史跡である。

また、この鴻臚館の史跡指定範囲は、福岡城跡の三ノ丸に位置しており、二重の国史跡指定を受けた特徴的なエリアである。このことは、古代から外交や国政、藩政の重要な場所とされ、今日に至る「都市」福岡形成に至る歴史を物語る貴重なエリアでもあることから、**「鴻臚館との歴史的な重層性を理解できる貴重なエリア」**であると考えられる。

一方、本エリアの活用を図る上での整備上の課題には、以下の事項があげられる。

【課題】

分類	課題および整備上の留意点
歴史的環境	・ 確認された福岡城時代の遺構（大身屋敷や屋敷区画溝、井戸等）と鴻臚館跡の遺構表現の調整。
景観	・ 鴻臚館跡と福岡城跡、各々の歴史的景観復元に向けた調整。

（5） 福岡城跡エリア全体

上記の他、（1）～（4）のエリアに共通した福岡城跡全体の課題として、以下の事項があげられる。

【課題】

分類	課題および整備上の留意点
歴史的環境	・ 福岡城跡の全容解明を目的とする調査の実施。
社会的環境	・ 現況の利用動線は、福岡城本来の入口や動線と異なっており、城郭構成の理解に向けた動線や見学ルートの設定。 ・ 福岡城跡、鴻臚館跡のそれぞれの概要や歴史の重層性を紹介するガイダンスの充足。 ・ 標識や説明板等の機能体系やデザインの整理。

第３ 整備の理念と基本方針

１ 整備の理念

史跡等の文化財は、我が国の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない国民共有の財産であり、将来の日本文化の向上、発展の基礎を成すものである。文化財を次世代に継承していくため確実に保存し、広く市民が親しむことができるように整備・活用していく必要がある。

福岡城は、慶長 12 年(1607)に黒田長政によって築城され、江戸期をとおして福岡藩藩政の中心として機能し、近世城郭としての機能を失った明治時代以降も、その役割を変えながら今日まで受け継がれてきた。現代においては福岡市の貴重な歴史的遺産として、また、都心における市民の憩いの場として親しまれている。

こうした中、近年、歴史的遺産を活かした観光、まちづくり、地域振興への期待が高まっている。観光立国推進基本法(平成 18 年(2006))の制定後、平成 24 年(2012)に策定された観光立国推進基本計画では、文化財や歴史的風土等に関する観光資源の保護、育成および開発が掲げられ、観光資源としての役割が求められている。

また、全国各地で歴史的建造物が急速に失われる現状を踏まえ、「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律」（通称：歴史まちづくり法）（平成 20 年(2008)）が制定された。これにより各地域で歴史を活かしたまちづくりが推進され、近世城郭を中心とした「歴史まちづくり」を行う事例も多く見られる。

平成 19 年(2007)の文化審議会文化財分科会企画調査会報告書では、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための「歴史文化基本構想」の策定が提言され、その効果の一つとして、文化財を核とした地域の魅力の増進や活性化、地域のアイデンティティの確保等が期待されている。

本市においても、平成 25 年(2013)に「福岡 観光集客戦略 2013」を策定し、市内の歴史的遺産を観光の視点から最大限活用し、新たな魅力を創出するために福岡城跡の整備を推進することとした。

整備基本計画策定にあたり、こうした文化財を取り巻く社会状況を踏まえ、福岡城を後世に伝え、市民をはじめとする多様な来訪者に対してより広い活用を図るため、基本構想の理念を尊重し、以下の理念を掲げる。

整備基本計画の理念

近世福岡の中心であり、現代に至る「都市」福岡の基礎を形成した福岡城を本市の歴史的および文化財保護の象徴として位置づけ、確実に後世まで保存を図るとともに、適正な管理の下で、観光やまちづくり、文化財活用ネットワークの拠点として整備し、魅力ある多面的な活用を市民一体となって推進する。

2 基本方針

こうした文化財に対する社会的動向を踏まえ、また「基本構想」、「管理計画」で示した方針、方向性を継承しながら、「基本計画」では今後の福岡城跡整備活用に係る基本方針を以下のとおり設定する。

基本方針

【対象・範囲】

- 整備の直接的な対象範囲は、原則として国史跡としての福岡城跡の範囲とその隣接地とする。城下町を含む惣構えについては、長期的視点で追加指定や文化財活用ネットワークの整備を検討するものとする。また、福岡城の西側城堀跡である大濠公園は、登録記念物（名勝地）（平成 19 年 2 月 6 日登録）であり、同公園と連携した活用のあり方について検討する。
- 復元対象時期は史跡鴻臚館跡を除き、原則として学術的基準を満たし得る近世城郭としての最終形であった幕末期とする。

【整備・活用】

- 福岡城跡の価値※1の保存と顕在化、調和を推進する。
- 適切なゾーニングと各ゾーンの特性を十分に活かした整備活用を行う。
- 史跡鴻臚館跡と連携し、歴史の重層性の表現に向けた整備の整合を図る。
- 史跡指定地内に所在する諸施設について廃止若しくは移転を推進し、継続的に歴史的景観を修景・復元する。そのための計画的な調査を実施する。
- 史跡と都市公園が調和した良好な景観を形成する。
- 市民、観光客、次世代を担う子供たち、高齢者等の多様な来訪者が歴史的・文化的価値を学び、楽しめる空間形成や機能を整備する。なお、整備にあたっては、史跡の適切な保存や本質的価値の保持を前提としつつ、「ユニバーサル都市 福岡」※2の理念に配慮した整備を行う。

【管理・運営】

- 福岡城跡の価値※1を持続するための管理運営の方策を立てる。
- 土地所有や管理者が多岐にわたるため、関係部局との連携や調整が行える恒常的な連絡体制づくりを行う。将来的には一元管理体制の整備を目指す。
- 福岡城の価値や魅力を伝える活用事業においては、行政と地域・市民団体等が連携できる環境づくりに努める。

※1…P56 に記載

※2…ユニバーサルデザインの理念に基づいた「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまち」で、福岡市のまちづくりの目標像として掲げているもの。

第４　基本計画

本整備は、史跡指定地内の施設移転の予定や文化財の調査研究の進捗を踏まえ、長期的な視点を持ちながら、短期・中期・長期と戦略的に進めていく必要がある。

短期的に積極的に取組むべき事項は、多くの市民等に城跡の存在を周知し、また城への理解を深めてもらうことであり、そのためには城郭の輪郭を構成する外周部の整備と、城郭の枢要部である本丸・二の丸の整備を重点的に推進する。

また、城郭の価値を確実に伝えるためには来訪者の動線が極めて重要な要素となることから、短期・中期・長期に合わせた動線計画の立案とともに、それらの動線によって史跡の各ゾーンが有機的に関連づけられ、全容が理解できるようにする。

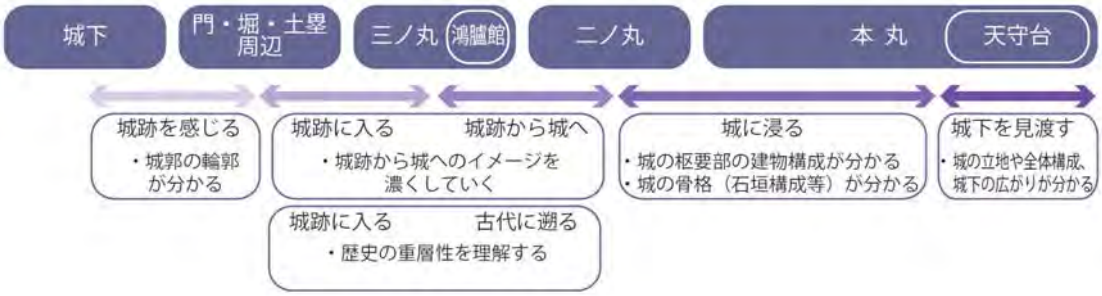

図 4-1：史跡のゾーンと来園者の城への理解を促す考え方

上記の考え方を踏まえ、以下に整備計画について整理する。

1　地区区分計画（ゾーニング）

整備の対象範囲である国史跡指定地は、城郭の構造や現況の特質から、以下のとおり４つのゾーンに分けることができ、各ゾーンの特徴を踏まえた整備を行っていく。

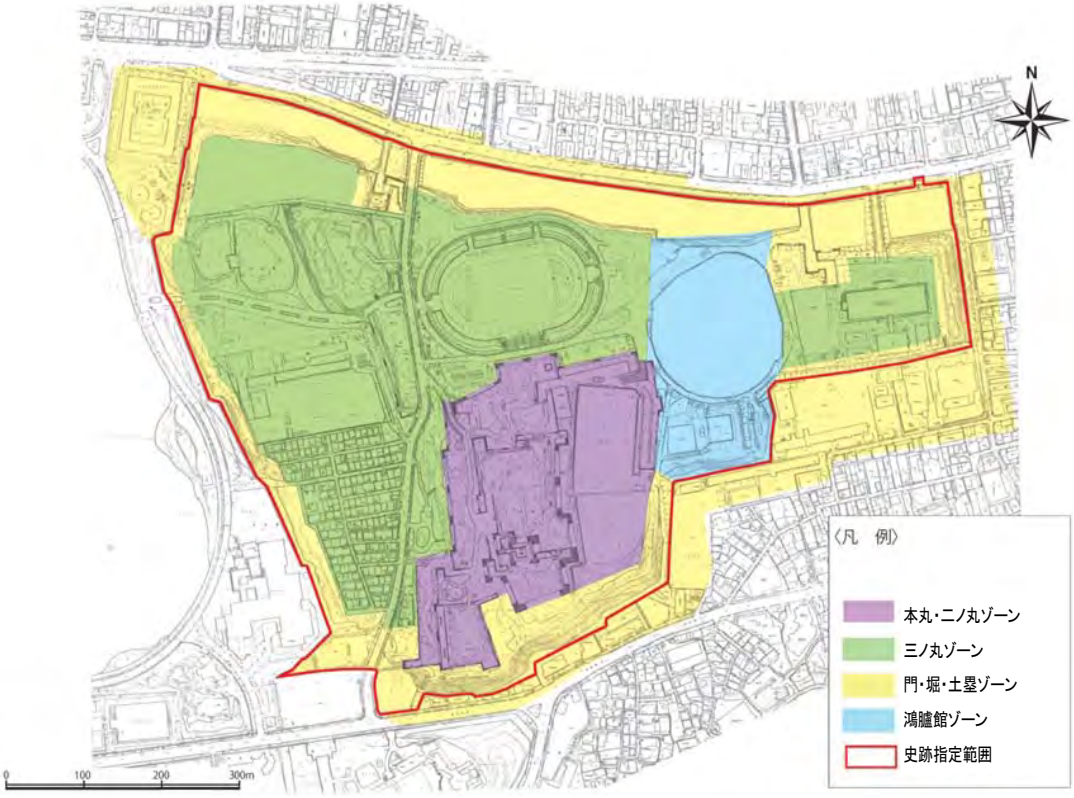

図 4-2：地区区分図

表 4-1：地区区分毎の整備の考え方

ゾーン名	整備の方向性	整備の考え方
本丸・二ノ丸ゾーン	城郭景観の保全	○本丸、二ノ丸の二つの郭を取り込んだ範囲を設定する。 ○城郭としての景観が最も遺存しており、景観保全の面や現在の利用形態からも一体的な保存整備が可能なゾーンとなることが期待される。 **⇒歴史的建造物や庭園等の復元整備、石垣の保存・修景に努め、城郭としての景観保全を重視した整備を行う。**
三ノ丸ゾーン	市民活用を考慮した施設等の設置	○郭としての三ノ丸のうち、「門・堀・土塁ゾーン」と「鴻臚館ゾーン」の範囲を除いた範囲を設定する。 ○現在の利用形態や便益施設設置状況により、公園として、市民をはじめとする多様な来訪者の利用が最も活発であることから、計画範囲内の文化財の活用において大きな役割を果たすゾーンとなることが期待される。 **⇒史跡地内の地下遺構や景観の保全に留意しながら、市民等が憩うための空間整備を行うとともに、利用者の便益施設等の充実を図り、市民活用を考慮した施設等の設置を行う。また、史跡の調査研究を進め、条件が整えば、復元整備を進める。**
門・堀・土塁ゾーン	外部からの視点を意識した景観形成	○三ノ丸外周の土塁や主要園路ともなっている上之橋・下之橋両御門周辺、内郭南北の堀を含む範囲を設定する。 ○国指定範囲の外周部分およびその隣接地であり、外部から見て一体化した城郭景観が形成されている。 **⇒国史跡指定地の外部から見える歴史的および自然的景観を重視するゾーンとし、歴史的建造物が配される門、隅櫓、橋等の復元整備や、土塁の保全に努めるとともに、これらの景観を妨げたり、遺構の保全に支障をきたす植栽については、公園部局との連携により早急な対応を図る。また南側の埋め立てられた城堀については、顕在化に努める整備を行う。**
鴻臚館ゾーン	双方の景観配慮と歴史の重層性の表現	○三ノ丸のうち、「国史跡 鴻臚館跡」の史跡指定範囲を設定する。 ○鴻臚館跡は、福岡城の近世城郭とは時期や性格が異なることから、整備に際しては、修景計画に十分配慮するとともにその特性を活かすゾーンとなることが期待される。 **⇒福岡城と鴻臚館跡の、両者の景観を損なわないことに十分留意した整備を行い、且つ歴史の重層性の表現を目指す。**

2 保存修復計画

現在の福岡城跡には、城郭としての本質的価値とともに、江戸時代を中心として、長期にわたる歴史的な重層性が確認されている。これらの遺構・遺物は福岡城が占地する旧福崎丘陵の土地利用の歴史をたどる上で貴重な資料であり、適切に保存する必要がある。

（1） 基本的な考え方

保存修復計画についての基本的な考え方を以下のとおりに設定する。

基本的な考え方

- 福岡城跡保存管理計画で定められた「３　保存管理の方法」、「５　現状変更の手続き」に則り保存に努める。
- 将来の整備活用に繋げる。

（2） 歴史的建造物

城内に残る建造物（南丸多聞櫓、(伝)潮見櫓、祈念櫓、下之橋御門）の修復については、保存状態の現状把握に努め、構造上の課題、部材の劣化状況、害虫の発生等の建造物の保存に影響を与える要因について必要に応じて調査を行い、学術的な検討を踏まえながら適切な方法による保存修復を行う。

なお、多聞櫓については消失部分の復元を、祈念櫓については本来の姿への復元を修復整備と併せて検討する。

（3） 石垣

現存の石垣については P28（図 2-14 参照）に示すとおり、目視による調査で 20 箇所の異変箇所を確認しているが、今後、詳細な石垣総合調査を進めるとともに、安全および保存上の観点から順次、保存修復を行っていく。また、間詰石等の落下や石垣の強度の低下が重大な事故に繋がることから、定期的な点検を行い、破損、抜けが確認された場合は取り替え・補充を行い経年劣化が進まないよう保全に努める。

（4） その他の遺構

歴史的重層性を確認できる鴻臚館跡や三ノ丸（現高等裁判所）に残る陸軍施設遺構について、また、その他貴重な遺構について、保存状態の現状把握に努め、必要に応じて調査を行い、学術的な検討を踏まえながら適切な方法による保存修復を行う。

3 復元整備計画

（1） 基本的な考え方

復元整備についての基本的な考え方を以下のとおりに設定する。

基本的な考え方

- 幕末期に存在した建造物、石垣等のうち、意匠・形態、素材・材料等において、真正性を確保できる建造物・石垣等を復元する。
- 復元する建造物、石垣等に併せ、その周辺の整備も行う。
- 復元困難な建造物のうち、平面形状や当時の構造物の位置・範囲等が明らかにされた建造物を対象として、平面表示等による遺構整備を行う。
- 福岡城の城郭の輪郭を構成する土塁は原則として顕在化を図る。
- 鴻臚館跡については、歴史の重層性が保たれるよう別途計画を進める鴻臚館跡整備基本構想と調整を図る。

（2） 地割の表現

福岡城の地割を平面的に表現した整備を行う。古絵図によると、三ノ丸は、主として「重臣屋敷」と「道」として利用されていたことから、舗装等により、それらの別を表現する等土地利用のあり方について検討していく。また、発掘調査等の結果から、より精密な境界が把握できる場合には、それらの状況についても適切な表現を行う。

写真 4-1：平成 24 年度に実施した発掘調査で確認された、三ノ丸の重臣屋敷の境界を示す遺構

（3） 歴史的建造物の復元

現在は消失してしまっている建造物のうち、調査研究等により意匠・形態、素材・材料、伝統・技能等の面において、真正性（Authenticity）を確保できるものを復元する。

表 4-2,3 に示した建造物のうち、「A」「B+」「B」評価建造物については、更なる調査検討を行った上で、復元整備対象とする。

「C」「D」評価の建造物については、今後の調査研究により、復元に繋がる資料等が十分確認された場合に、当該建造物について復元可能性の再評価を行い、復元整備の対象となり得るか検討を行う。

表 4-2:復元を可能とする資料の有無について

郭	建造物名（指定）	現存状況	現存箇所	指図	絵図	発掘調査	文献史料	古写真	備　　考
本丸	本丸表御門(県指定)	○	崇福寺山門	×	○	×	×	○	
	本丸裏御門	×	—	×	○	×	○	○	黒田家浜の町別邸に移設後不明(S20の空襲により焼失か)
	太鼓櫓 (伝)潮見櫓ヵ？	○？	(伝)潮見櫓ヵ？	×	○	×	○	○	
	祈念櫓	○	原位置	×	○	△	○	○	福岡城→大正寺(八幡東区)→現位置 発掘調査は１／４の面積（現櫓部分のみ）
	武具櫓	×	—	×	○	×	○	○	黒田家浜の町別邸に移設後、S20の空襲により焼失
	時櫓	×	—	×	○	○	○	×	
	月見櫓	×	—	×	○	○	○	×	
	本丸御殿	×	—	△	○	×	○	○	指図は平面図のみ 礎石がほとんど残っていないと難しい
	天守	×	—	×	△	×	△	×	天守台および礎石のみ遺存 幕末時に存在しない
二ノ丸	多聞櫓(国指定)	○	原位置	×	○	×	○	○	S47～49年度解体修理工事
	東御門	×	—	×	○	×	×	△	門正面の古写真は無い。
	炭櫓	×	—	×	○	×	○	△	写真は1方向のみ
	革櫓	×	—	×	○	×	○	△	写真は1方向のみ
	松木坂御門	×	—	×	○	×	○	○	
	大組櫓	×	—	×	○	×	○	○	
	向櫓	×	—	×	○	×	×	○	
	鉄物櫓	×	—	×	○	×	○	○	
三ノ丸	上之橋御門	×	—	×	○	○	○	○	
	潮見櫓(県指定)	△	部材保存	×	○	○	○	×	崇福寺旧仏殿 ※古写真は×であるが改変していないことから移築時の写真が相当するといえる
	花見櫓(県指定)	△	部材保存	×	○	△	○	△	崇福寺旧仏殿、現存する古写真は遠景 発掘調査はトレンチのみ
	北東隅櫓	×	—	×	×	×	×	×	正保絵図の段階で櫓跡になっている
	南東隅櫓	×	—	×	×	×	×	×	正保絵図の段階で櫓跡になっている
	御下屋敷	×	—	×	○	×	○	○	

＜現存状況＞
○：原位置や移築場所に現存
△：解体後、部材保存
×：現存しない

＜指図･絵図･文献史料･古写真＞
○：確認
△：確認されているが、復元資料としては不十分
×：未確認

＜発掘調査＞
○：調査済
△：一部調査
×：未調査

表 4-3:復元可能性の分類（※B のうち、より復元可能性が高いと判断された建造物を＋とした。）　※復元時期は幕末期

	A 復元の可能性が高い	B 復元の可能性がある	C 復元が困難	D 復元が極めて困難
本丸	本丸表御門　太鼓櫓	+武具櫓　+本丸裏御門　本丸御殿	時櫓　月見櫓	天守
二ノ丸		東御門　炭櫓　革櫓　松木坂御門　大組櫓　向櫓　鉄物櫓		
三ノ丸	上之橋御門　潮見櫓　花見櫓	御下屋敷		北東隅櫓　南東隅櫓

＜復元可能性＞
A　：建造物復元条件をほぼ満たしており、復元の可能性が高い建造物
B+：建造物復元条件にやや不備があるが、復元の可能性が高い建造物
B　：建造物復元条件にやや不備があるが、復元の可能性がある建造物
C　：建造物復元条件がほとんど満たされておらず、復元が困難な建造物
D　：建造物復元条件が満たされておらず、復元が極めて困難な建造物

写真 4-2:武具櫓

写真 4-3:本丸表御門

写真 4-4:上之橋御門

写真 4-5:潮見櫓と花見櫓

写真 4-6:本丸裏御門・太鼓櫓

復元対象建造物の整備優先度は、城の本質的価値の理解を促し、城の歴史的景観の復元に効果が高いと判断される建造物を優先するものとし、実現までの諸条件を加味した上で、総合的に検討する。

なお、今後、鴻臚館跡の全容の解明のためにも、本丸、二ノ丸の調査が必要と考えられることから、整備優先度の判断にあたっては、鴻臚館跡の調査計画も十分踏まえることとする。

また、現在は消失してしまった櫓や門等のうち、平面形状や当時の構造物の位置・範囲等が明らかにされた建造物（復元する歴史的建造物は除く）を対象として、その位置・範囲等を平面表示する。平面表示に際しては、発掘調査等により確認された櫓跡・屋敷地割や礎石等の遺構を活かした整備を図る。

また、復元建造物の整備に併せ、その周辺の整備も行う。

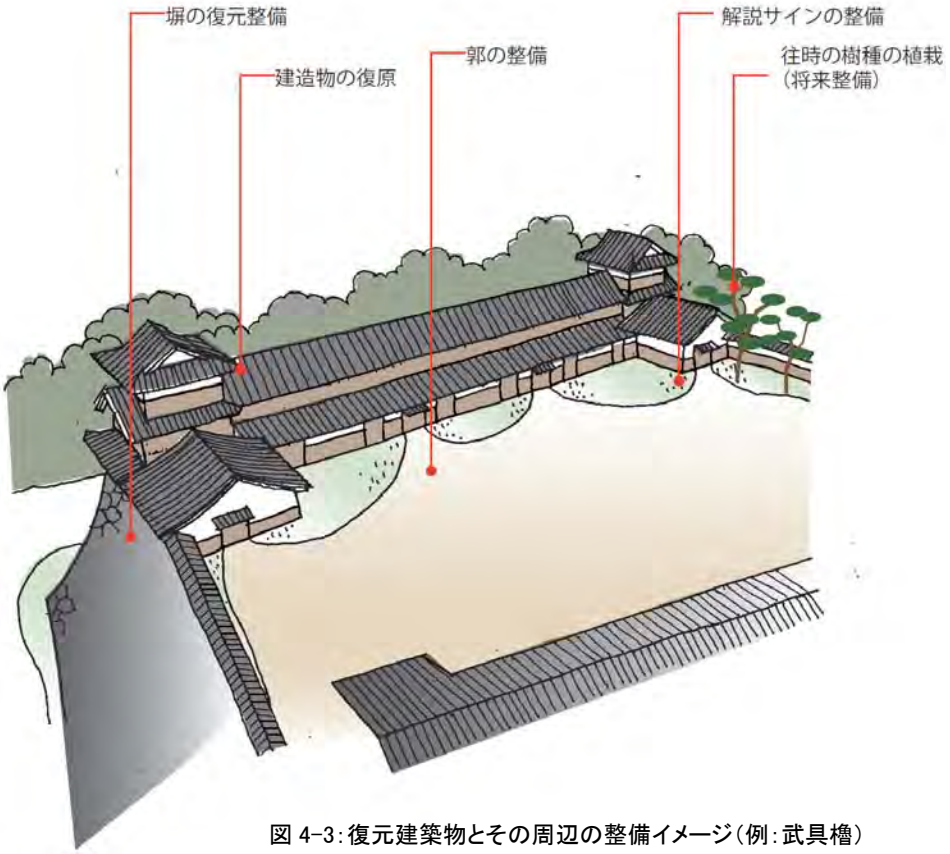

図 4-3：復元建築物とその周辺の整備イメージ（例：武具櫓）

（4） 石垣の復元

現状で消失または大きな改変がなされている石垣の復元を行う。復元にあたっては、現状の遺存状況把握に努め、測量調査や発掘調査による遺構の残存状況等の確認、構造上の分析・検証等を十分に行う。

① 二ノ丸御殿南側の石垣

戦後の造成により、そのほとんどが消失した二ノ丸御殿南側の石垣の復元を検討する。

図 4-4：古絵図にみる二ノ丸御殿南側の石垣

② 松木坂御門周辺の石垣

古写真に見られるように、枡形の平面形状であった松木坂御門周辺の石垣の復元を検討する。

写真 4-7：松木坂御門周辺

（5） その他の遺構の復元

① 土塁・堀、塀の整備

三ノ丸外縁部を巡り、福岡城跡の輪郭を形成する土塁や堀、本丸・二の丸の輪郭を形成する塀の整備を行う。

絵図や発掘調査に基づき、土塁や堀が消失、改変している場所を復元対象とする。

なお、園路として利用され、本来の形状に整備できない箇所については、その切通し断面を利用して土塁の解説を行う等、積極的な活用を図る。

② 通路の復元

往時の形態が消失または改変されている特徴的な階段・坂道等を絵図や発掘調査に基づき復元する。

（6） 庭園の復元

現在は失われてしまった庭園の復元を行う。復元にあたっては、現状では、資料が限られていることから、発掘調査による遺構の残存状況等の確認や、復元に向けた分析・検証等を行いつつ、将来的な整備を目指す。

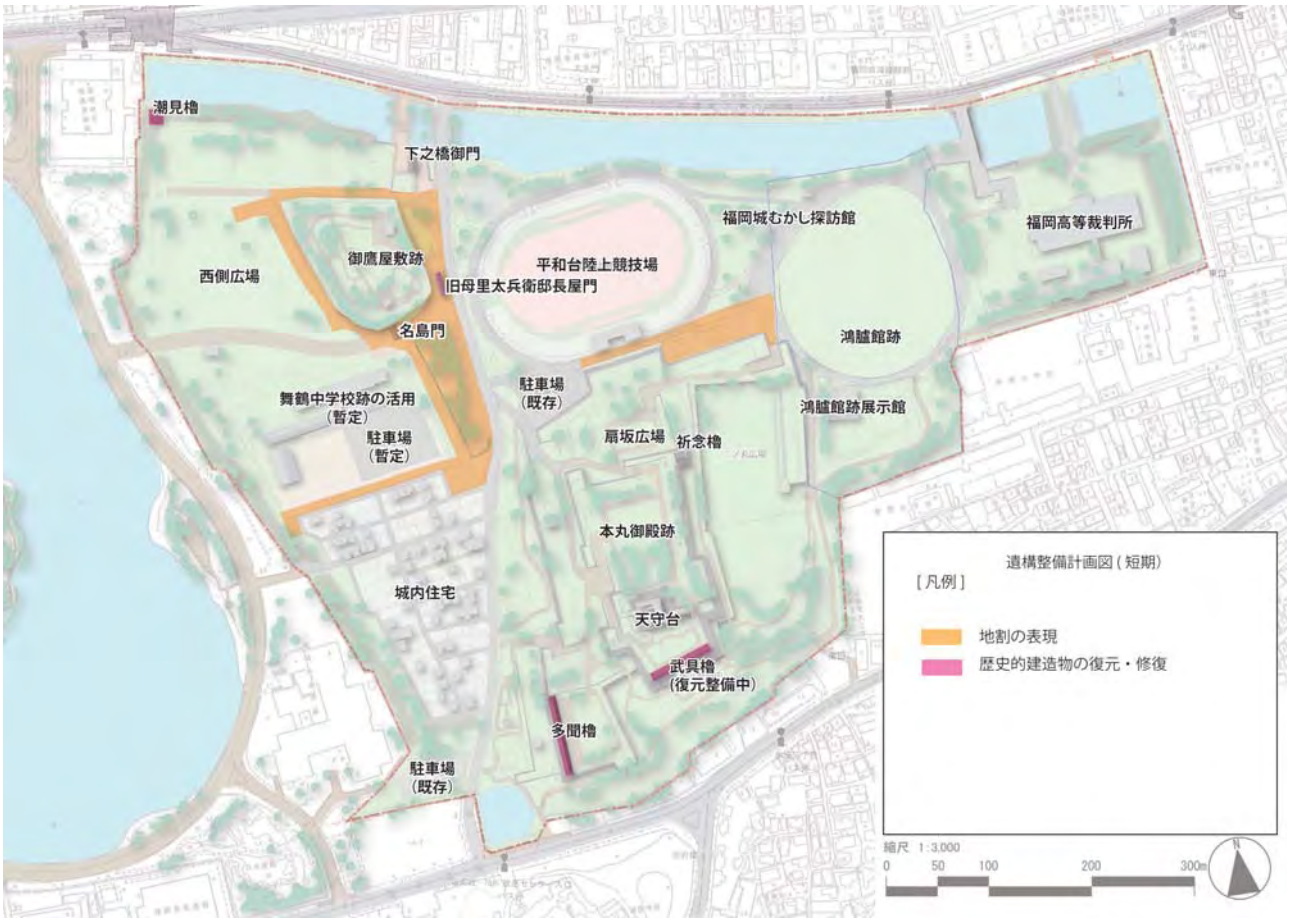

図 4-5：遺構整備計画図（短期）

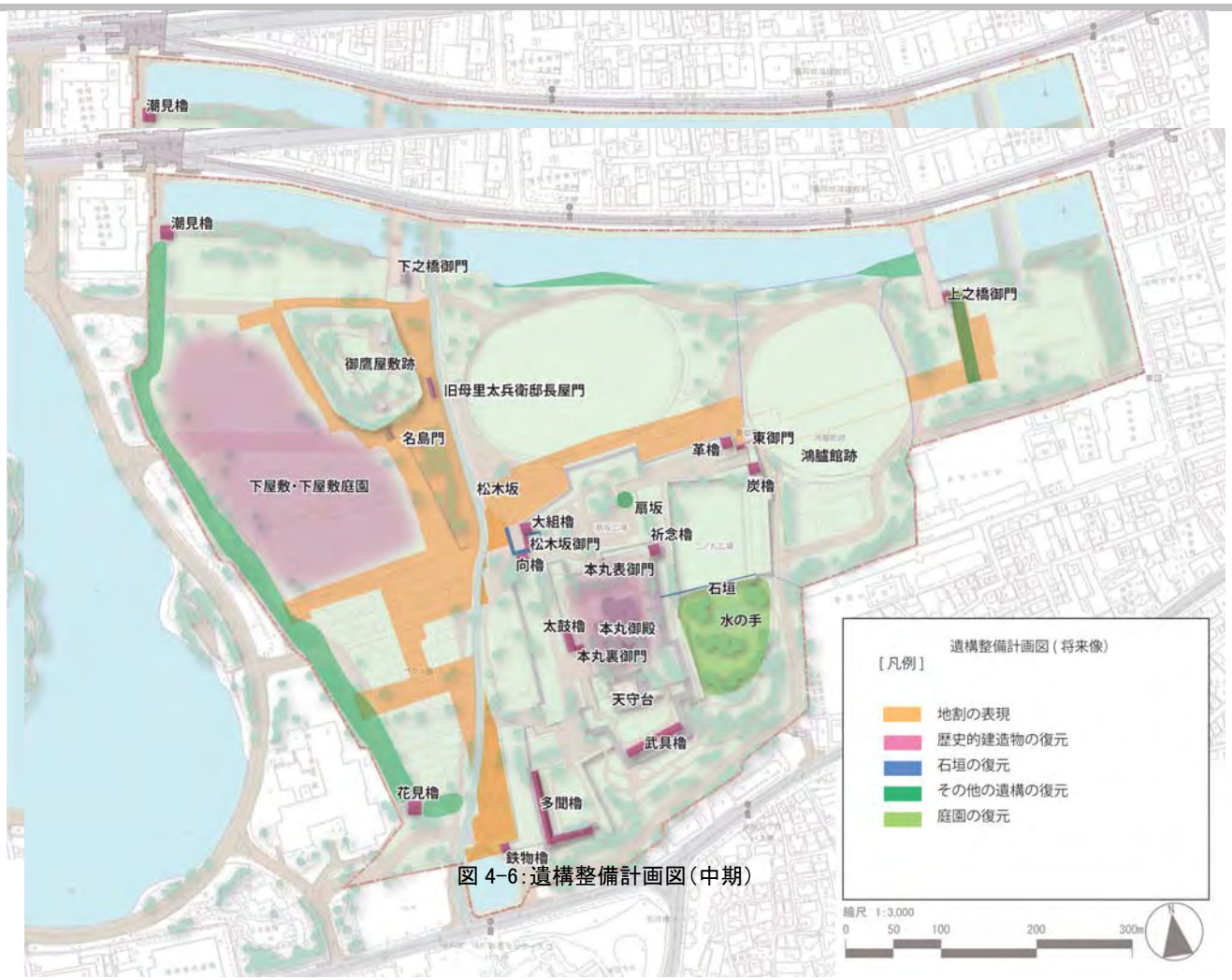

図 4-6:遺構整備計画図(中期)

図 4-7:遺構整備計画図(将来像)

4 環境整備計画

（1） 動線

① 基本的な考え方

動線についての基本的な考え方を以下のとおりに設定する。

基本的な考え方

- **福岡城本来の出入口と動線を継承、再現することを基本として、来訪者が福岡城跡および鴻臚館跡の価値や特質を理解できるようなモデルコースを検討した上で、動線を確保する。**
- **安全・快適に利用できることを前提として、来訪者が福岡城本来の土地利用や景観を感じることのできる園路を整備する。**
- *大濠公園との連続性を高める。*
- *災害時の利用にも効果的なエントランスと動線を確保する。*

※斜体部分は、『セントラルパーク構想』で推進していくもの

② エントランス

福岡城跡の歴史性を示すメインエントランスと、隣接する大濠公園との連続性および現在の利用状況等を踏まえたサブエントランスを設定する。

ア メインエントランス

以下に示す２箇所をメインエントランスとして設定し、各場所の特性を活かした景観演出を行うとともに、来訪者に史跡の解説や利用案内等の情報提供を行う。

a. 上之橋御門周辺（図 4-9 のＡ）

三ノ丸北東部に位置し、福岡城の最も主要な出入口であった上之橋御門一帯をメインエントランスとする。上之橋御門や周辺の土塁の復元等により、歴史的景観の修景を図る。

b. 下之橋御門周辺（図 4-9 のＢ）

三ノ丸北西部に位置し、上之橋御門に次いで主要な出入口であった下之橋御門一帯をメインエントランスとする。(伝)潮見櫓の適切な場所への移設等にあわせ、史実に基づく歴史的景観の修景を図る。

イ サブエントランス

現在の利用状況、周辺土地利用、災害時の避難路としての利用等を視野に入れ、以下に示す８箇所をサブエントランスとし、利用案内等の情報提供を行う。

a. 追廻御門周辺（図 4-9 の a）

三ノ丸南西部に位置し、福岡城の搦め手（裏門）であった追廻御門の場所については、現況では舞鶴公園線が通り、本来のエントランスとして機能させることが困難なことから、サブエントランスとして位置づける。福岡市美術館側との空間的連続性を高め、東正面に見える国指定重要文化財の多聞櫓および石垣による歴史的景観の修景を図る。

以下ｂ～ｈのエントランスは、公園利用の面からセントラルパーク構想にて推進する。

（頭記号は図 4-9 の記号と同じ）

b. 大濠公園との接続部

c. 大濠公園との接続部（北側）

d. 舞鶴公園線の北端

e. 高等裁判所北部

f. 高等裁判所南部

g. けやき通り接続部（東側）

h. けやき通り接続部（西側）

③ 動線

福岡城の歴史性、史跡見学や公園としての憩い・安らぎ等による利用を踏まえ、歩行者を基本とした利用動線を設定する。動線の設定にあたっては、史跡の価値への理解が得やすいポイントやガイダンス施設との連携、ガイドボランティアの取組みが効果的に展開しやすい歴史探訪モデルコースを検討した上で、利用の目的に応じた動線の階層（主動線・副動線）毎に考え方を示す。

ア 歴史探訪モデルコースの検討

歴史探訪モデルコースは、来園者が追体験や史跡の全容理解ができるものとして設定し、既往の案内コースを基に、メインエントランスから各郭を経由し天守台に至る過程で、主要な見所、ガイダンス施設等を巡るコースとする。なお、モデルコースは、整備の段階に応じて大きな変動はないが、復元遺構やガイダンス施設との連動により、充実化が図られていくものとする。

イ 主動線･副動線の考え方

モデルコースの検討結果および既存の利用動線を踏まえ、主動線・副動線を次のような考え方に基づき設定する。

なお､様々な来訪者が可能な限り多くのエリアを利用できるよう､主動線･副動線上を中心に、史跡の適切な保存や本質的価値の保持を前提としつつ、「ユニバーサル都市　福岡」の理念に配慮した整備を行う。

a. 主動線

モデルコースの中でも特に、福岡城本来の出入口や動線を踏まえた動線（絵図等に見られる往時の地割や門、御殿、櫓等の城郭施設の位置に基づき、メインエントランスである上之橋御門、下之橋御門と、天守台とを繋ぐ動線）を主動線に位置づける。

主動線のうち、福岡城の本来の動線は、線形、平面形状、幅員等も、地割に基づき園路整備を行うことを原則とし、舗装については、往時の風景を想起させる景観づくりを行うことを基本とし、土の質感（素材・色彩）を演出できる舗装とする。

また､主動線周辺は歴史的景観の修景を図るとともに､遺構等についての情報提供の充実を図る。

b. 副動線

サブエントランスと主動線および歴史的建造物や石垣、ガイダンス等とを繋ぐ動線を副動線とする。なお、本丸の城郭構成がわかり、福岡城跡の歴史的価値の理解に繋がる石垣等が実見できる動線は、この副動線に位置づける。また、副動線は、日常的な維持管理を行う管理動線としても利用できるようにする。

本動線の園路においても土の質感を演出できる舗装とするが、福岡城本来の動線とは異なる素材・色彩を用いて区別を図る。

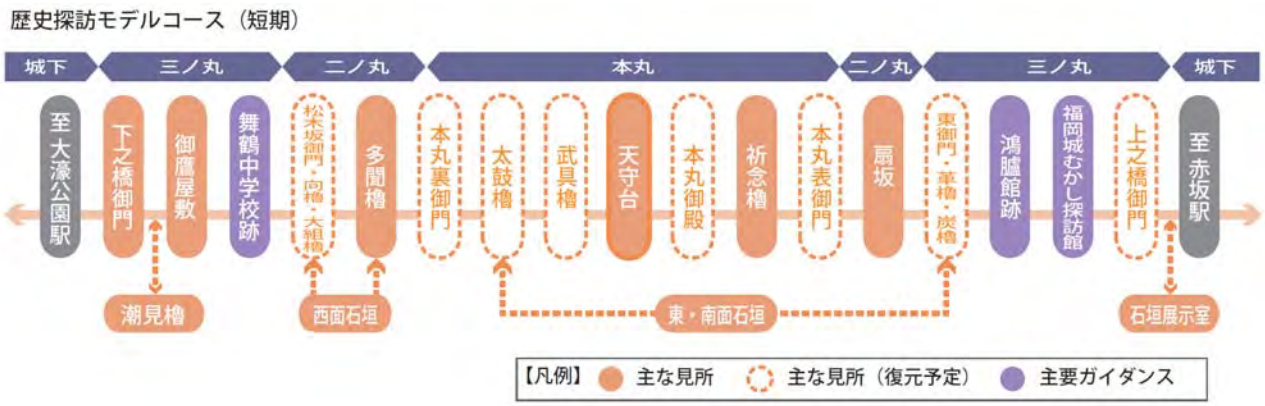

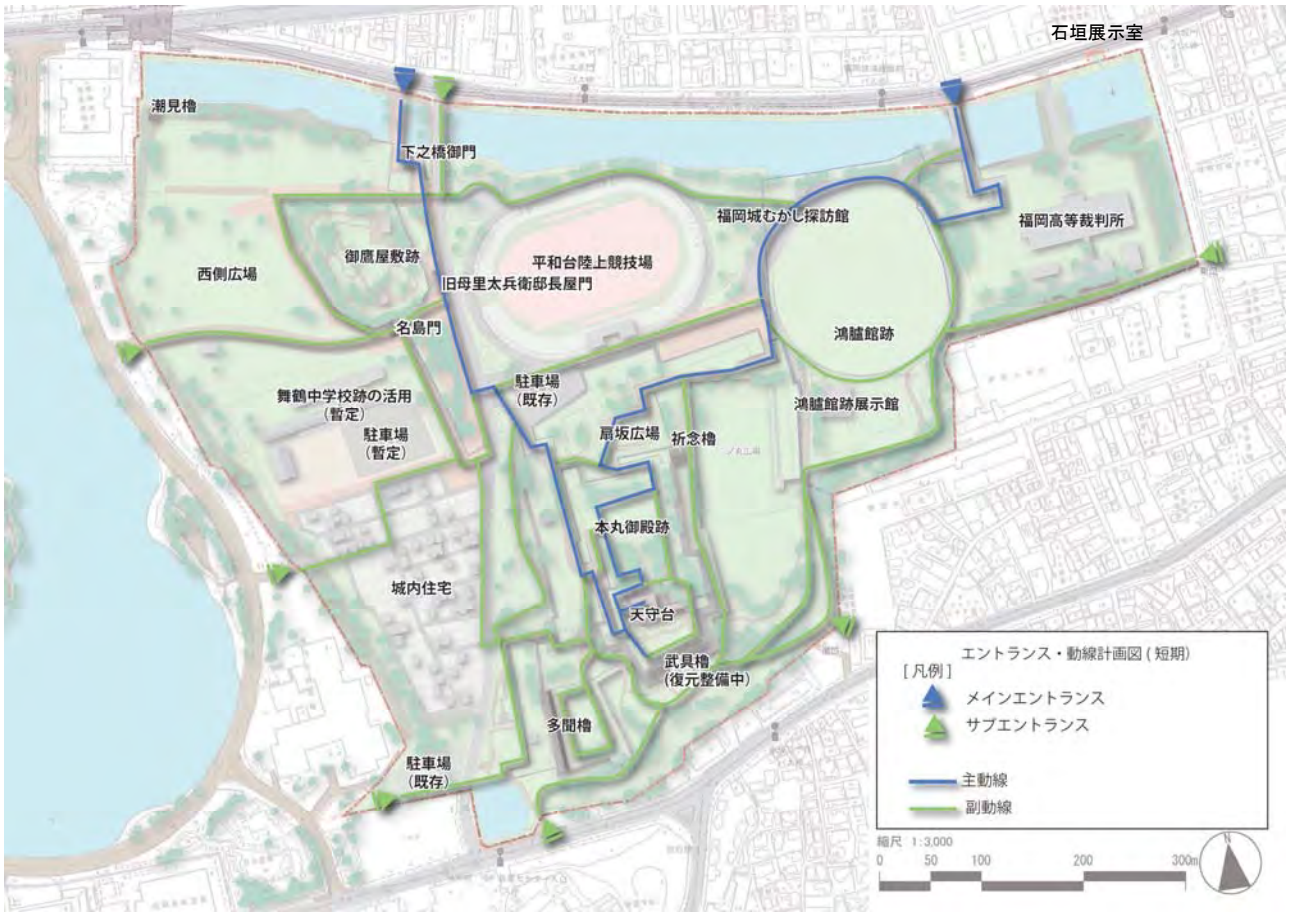

図 4-8：エントランス・動線計画図と歴史探訪モデルコース（短期）

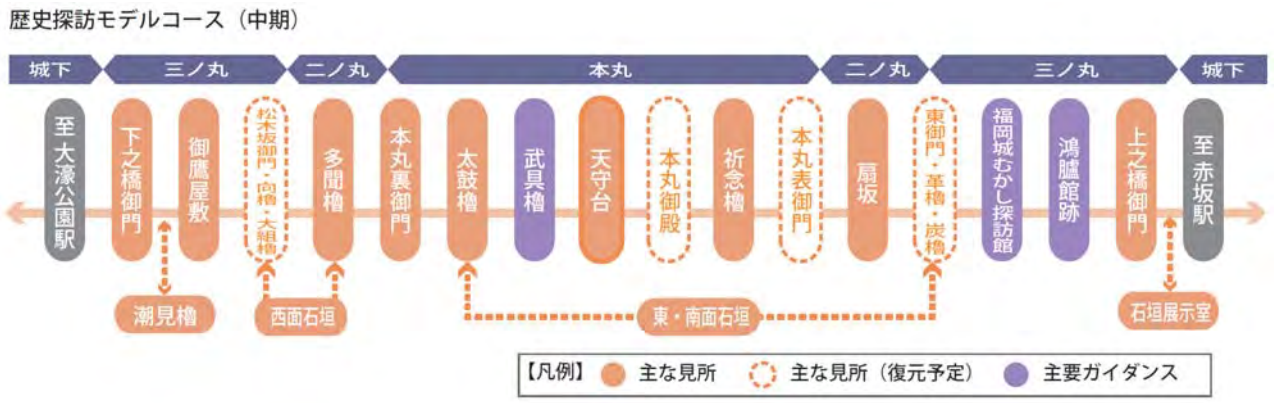

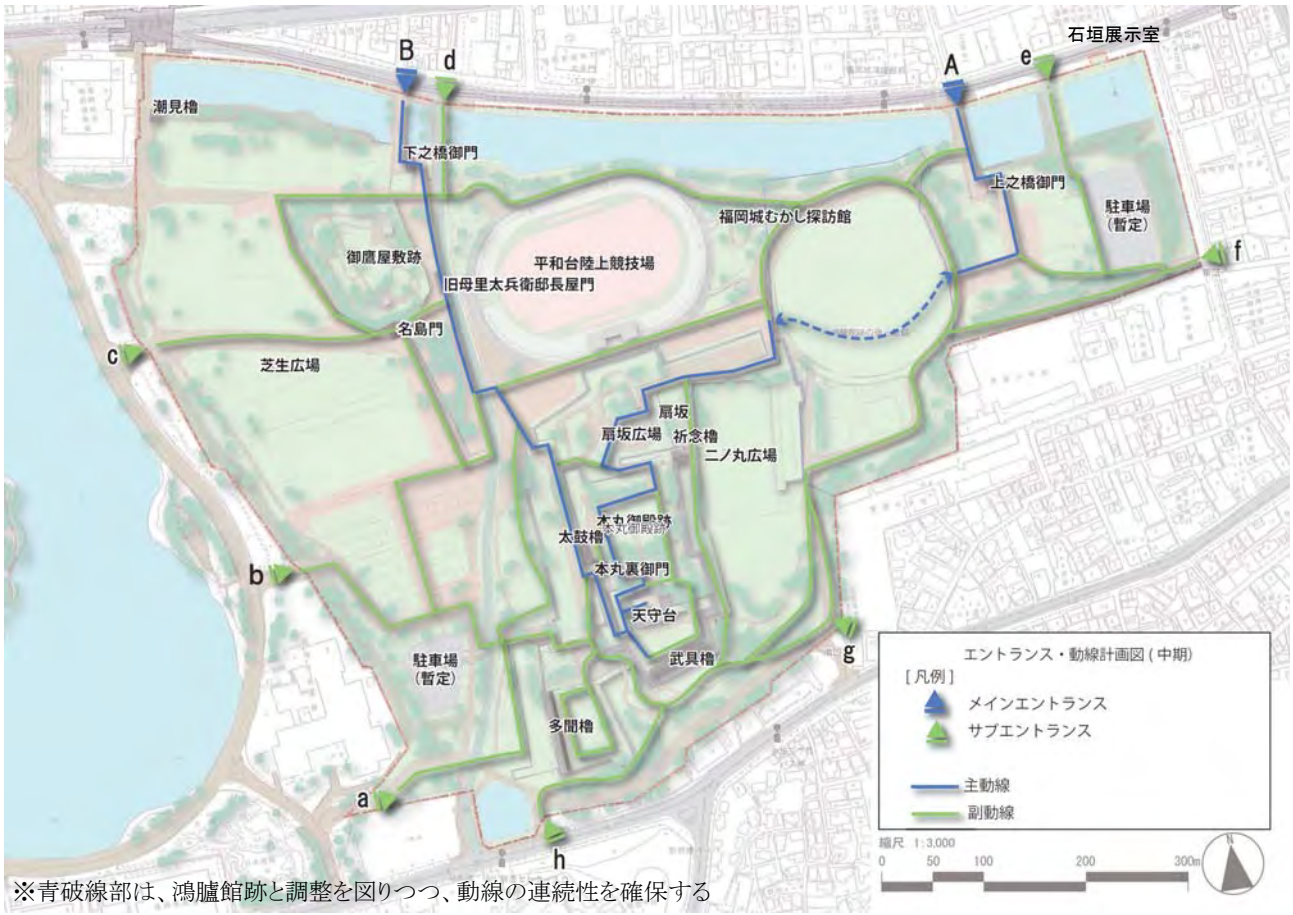

※青破線部は、鴻臚館跡と調整を図りつつ、動線の連続性を確保する

図 4-9：エントランス・動線計画図と歴史探訪モデルコース（中期）

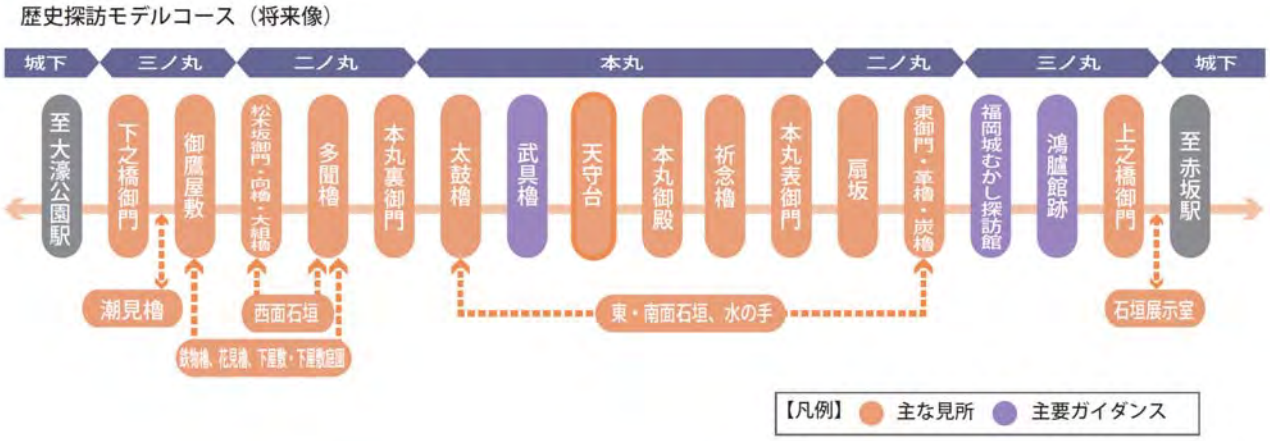

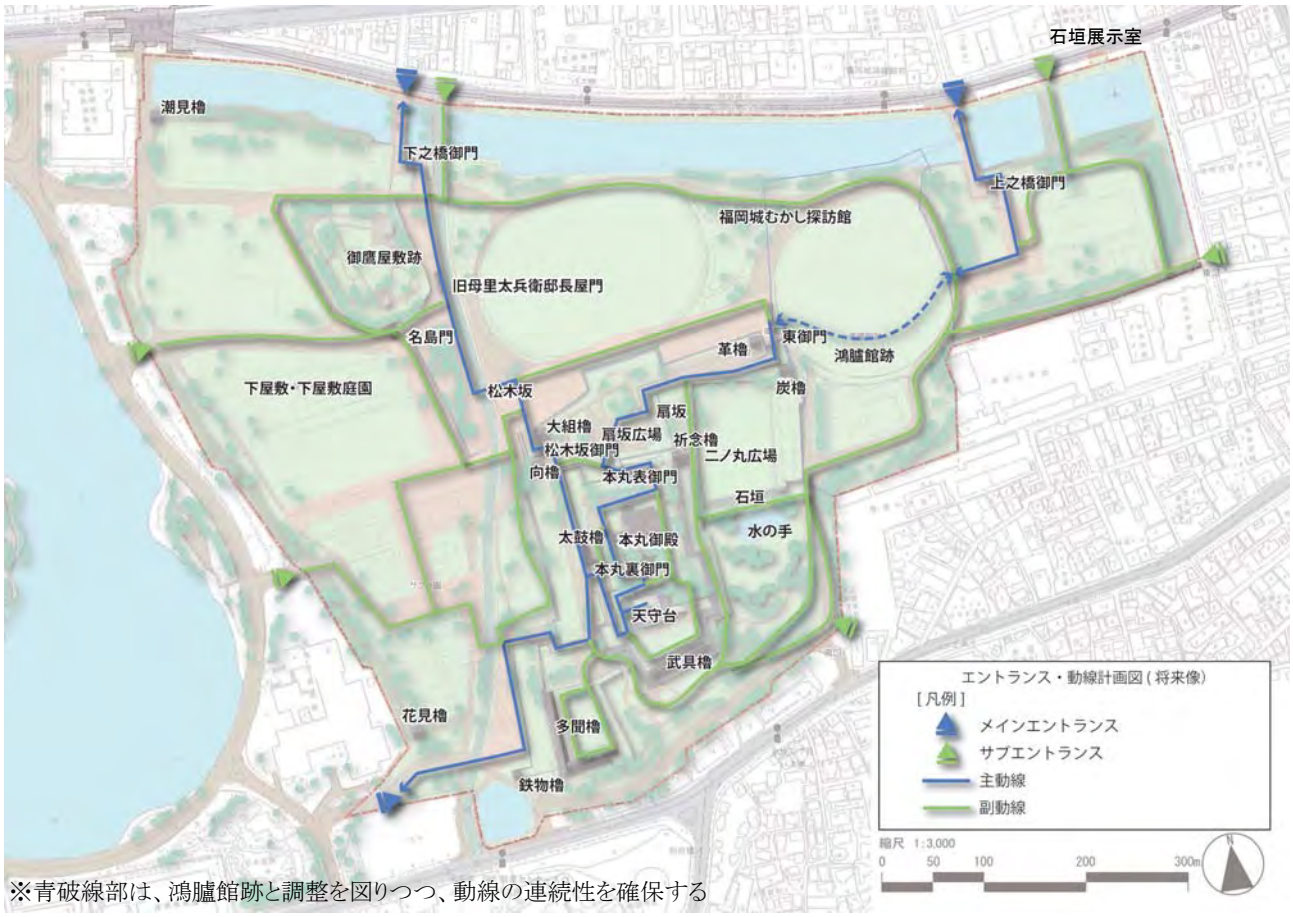

※青破線部は、鴻臚館跡と調整を図りつつ、動線の連続性を確保する

図 4-10：エントランス・動線計画図と歴史探訪モデルコース（将来像）

（2） 修景･植栽

① 基本的な考え方

修景・植栽計画についての基本的な考え方を以下のとおりに設定する。

基本的な考え方

- 城郭の全体構成を来訪者が認識できるような修景・植栽を行う。
- 本丸、二ノ丸については、地区区分計画の考え方に基づき、将来的に歴史的景観復元を目指した樹木の更新・移植および植栽を行う。
- 石垣等の遺構保存および修景を図る上で阻害要因となっている樹木について、適切な措置を行う。
- 歴史性の再現や公園環境を形成する緑や花木等、目的に応じた植栽を、在来種を主とした樹木・草花によって行う。既存外来種については、適宜除去していく。
- *福岡城跡の価値を顕在化させ、史跡の歴史的価値と水･緑がもたらす現代的価値が調和する美しい景観を創出し、来訪者がその景観の魅力を体感できる場としていく。*
- *史跡空間への浸り込みや公園空間としての機能を発揮するため、史跡との関連の薄い都市景観の遮蔽や都市環境の気象緩和、防災面に寄与する緑の保全を図る。*

※斜体部分は、『セントラルパーク構想』で推進していくもの

② 福岡城跡の望ましい景観の姿

福岡城跡の望ましい景観とは、遺跡と水や緑の調和により史跡の価値が引き立ち顕在化した景観であると考えられる。

修景に際しては、より望ましい景観創出のため、以下の内容を踏まえた整備を行っていく。

写真 4-8：復元建造物と桜･堀の景観

ア 歴史的建造物と緑

建造物の特徴の概観が分かる。

遠景:高さ、長さ、層、屋根形状、建具等

近景:素材感、装飾、工法等

写真 4-9:樹木整理前の多聞櫓

樹木整理後

写真 4-10:樹木整理後の多聞櫓

イ 石垣と緑

石垣の特徴の概観が分かる

遠景:城郭の 3 層構造、高石垣、長大さ等

近景:石垣の積み方、石材の違い等

写真 4-11:樹木整理前の天守台石垣

樹木整理後

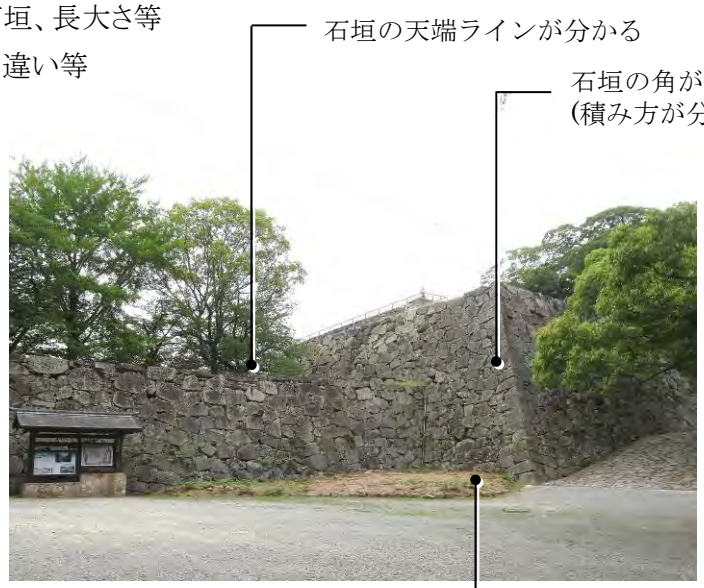

写真 4-12:樹木整理後の天守台石垣

ウ その他の遺構と緑

＜土塁＞

土塁の輪郭が分かる

遠景：形状（高さ、長さ）等

近景：構造、工法等（腰巻石垣等）

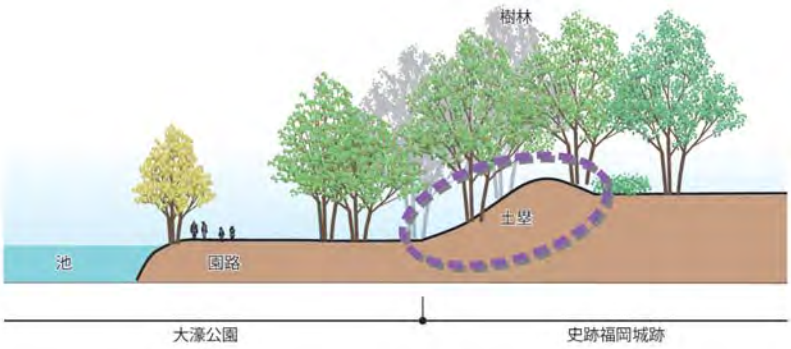

【断面図】

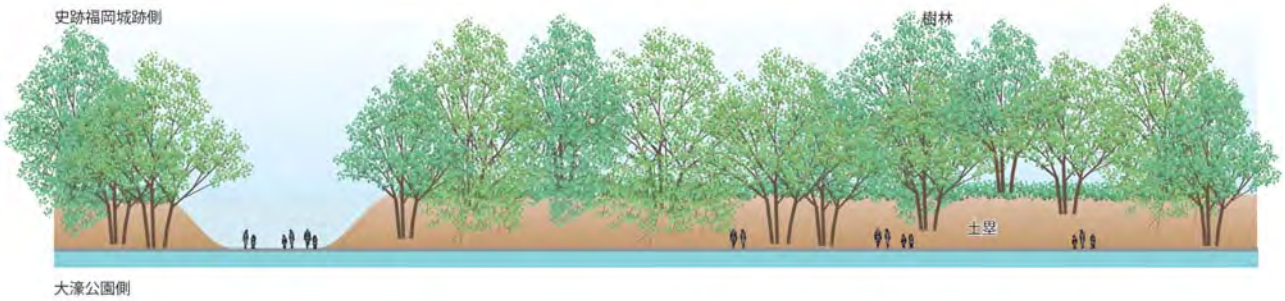

【正面図】

部分的整備後

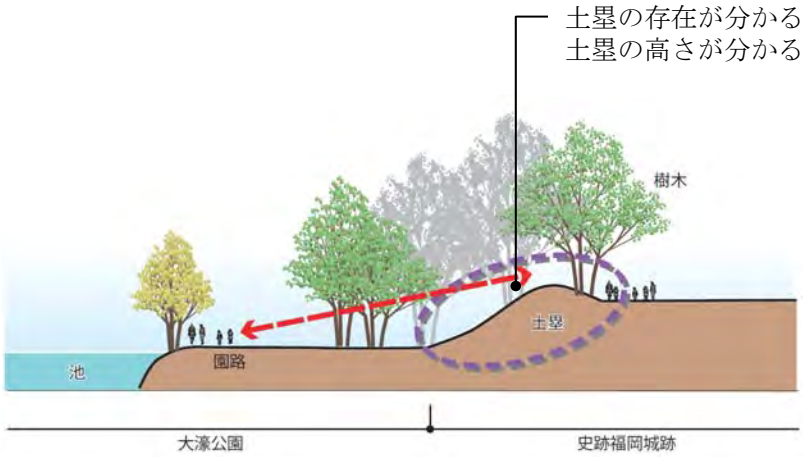

【断面図】

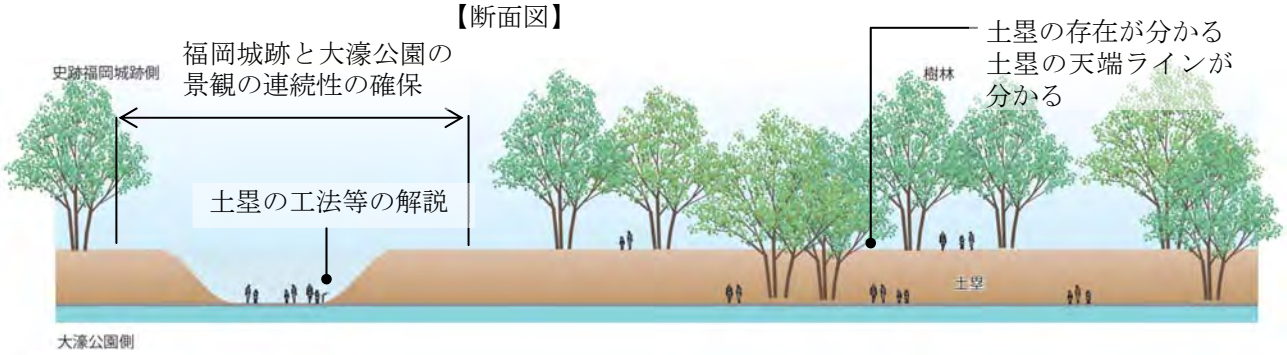

【正面図】

図 4－11：計画地西縁の樹林整理のイメージ図（現況と整備後）

③景観上の重点整備箇所と整備例

福岡城の価値を顕在化させる効果的な場所を選定する。重要な景観ゾーンとしては、城郭の基本構成を示すエリアを選定し、重要な修景整備箇所としては、エントランスや動線上を中心に、城郭構成や歴史的建造物の特徴が分かりやすい場所、史跡と水や緑が相乗効果を発揮する場所を選定する。

例　青字：既存植栽を活かす整備　赤字：改善を図る整備

写真4-13：①下之橋からの福岡城跡を望む景観

写真4-14：②上之橋御門周辺を望む景観

写真4-15：③上之橋からの福岡城跡を望む景観

写真4-16：④舞鶴公園線からの景観（天守台方向への眺望）

写真4-17：⑤武具櫓南側からの景観（武具櫓への眺望）

写真4-18：⑥武具櫓南側からの景観（武具櫓への眺望）

写真4-19：⑦舞鶴公園線からの景観（多聞櫓への眺望）

写真4-20：⑧菖蒲園からの景観（多聞櫓への眺望）

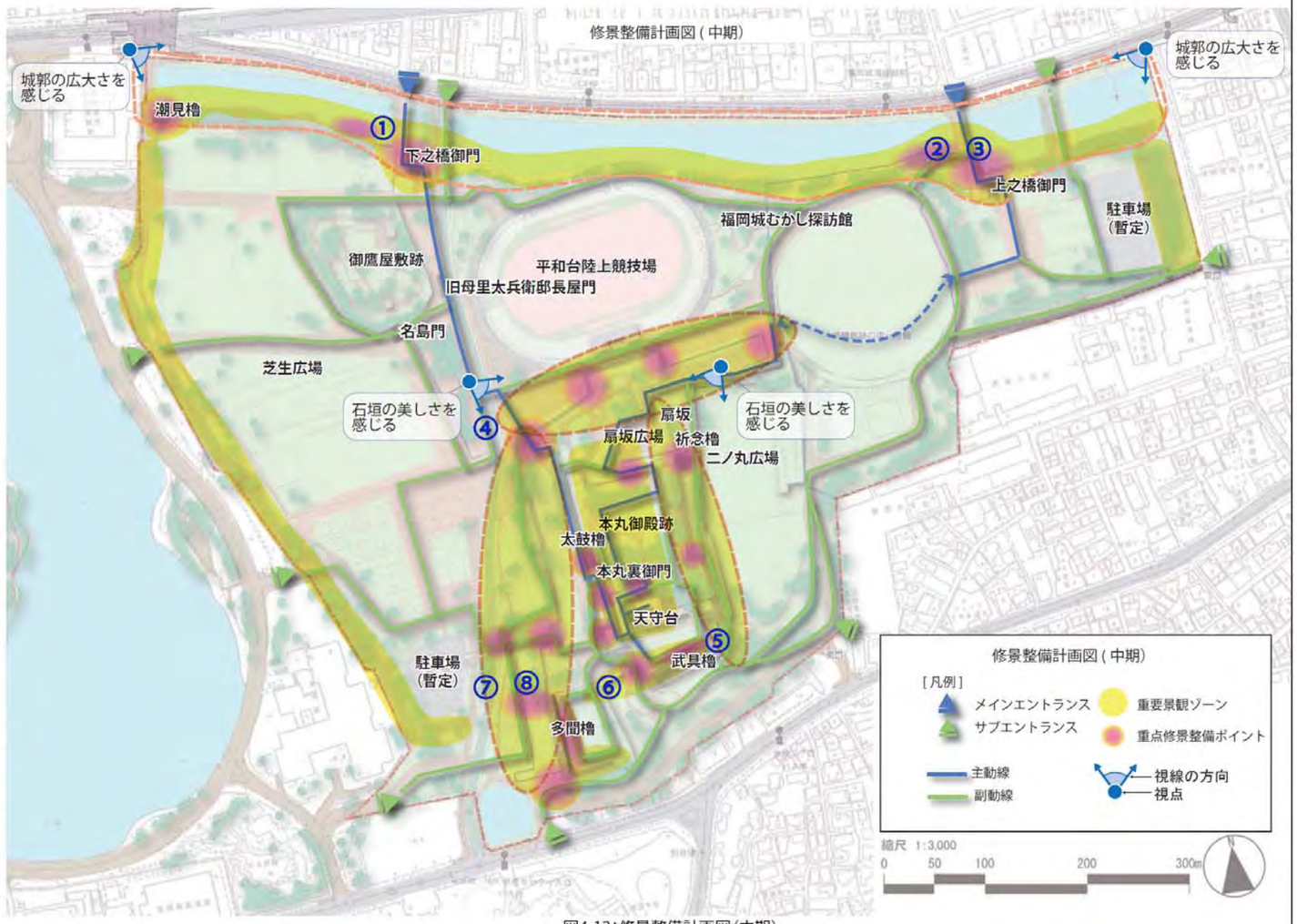

図4-12：修景整備計画図（中期）

④ 植栽の方向性

現在の植生の状況を踏まえながら、前項で示した歴史的景観の保全・創出、公園としての良好な環境形成等を実現するため、植栽に関する取り扱いの方向性を以下のように整理する。

ア 歴史的景観復元を目指した修景、植栽計画

福岡城内に江戸時代をとおして本来あった樹種については、文献、絵図等の資料調査を踏まえ、可能な範囲で既存樹種との調和を図りながら修景するものとする。

＜文献･絵図にみられる植物種の例＞

・マツ	・タケ	・スギ	・サクラ	・ウメ
・ツバキ	・ハギ	・カラタチ	・ナンテン	・ムクノキ
・アオキ	・リョウブ	・サイカチ	・ヌルデ	・カキ
・アブラギリ	・ボタン	・シャクヤク	・キク	等

イ 大濠公園との連続性を高め、土塁の保護を図るための樹林整理 （図 4-11 参照）

福岡城の堀であった大濠公園との景観的な連続性を高めるとともに、大径木の根による土塁への影響を防ぐため、大濠公園の土地利用を踏まえながら、計画地西縁に形成されている既存樹林の整理（間伐等）を行う。

以下は、公園利用の面からセントラルパーク構想にて推進するものとする。

○サクラ等の花木の保全

＜主な対象＞

・本丸・二ノ丸のサクラ
・ 二ノ丸のウメ（梅林）
・ 牡丹・芍薬園のボタン・シャクヤク
・ 御鷹屋敷跡南側のフジ　等

○周辺地域との緩衝帯となる樹林地の保全

＜主な対象＞

・ 三ノ丸北側土塁におけるサクラを中心とした樹林の保全
・ 三ノ丸南側土塁における樹林地
・ 福岡市美術館沿いの三ノ丸西側土塁上の樹林地　等

（３）ガイダンス施設

① 基本的な考え方

ガイダンス施設についての基本的な考え方を以下のとおりに設定する。

基本的な考え方

- 福岡城の価値・特質、歴史および今後実施する調査研究や整備についての最新情報等を効果的に発信する展示・プログラム等を導入する。
- 古代～近世～現代の時代の重層性とともに福岡城のガイダンスを行い、福岡の都市形成史もあわせて理解できるようにする。
- アジアの交流拠点都市を目指す福岡市として、古代～近世～現代に至る歴史の中で、アジアとの交流の視点をガイダンスのサブテーマとして紹介する。
- 周辺文化施設との連携や関連歴史資源とのネットワーク化等による、ガイダンス機能の補完や広がりを目指し、広域的なガイダンス展開も検討する。
- ガイダンス施設については、史跡指定範囲内への新設は原則認められないこと、史跡周辺地での土地取得が困難なことから、当面は既存施設や復元建造物の活用を図る。将来的には、その時の社会情勢等を踏まえ、史跡周辺地への配置も視野に入れた検討を行う。
- ガイダンス施設は、史跡面積の広さや複数のエントランスに配慮し、分散配置を行う。二つの国史跡指定を踏まえ、福岡城跡、鴻臚館跡の各々の史跡を中心にしたメインガイダンス施設とそれらを補完するサブガイダンス施設を設定する。
- 当面のガイダンス施設は、これまで活用してきている既存施設や移転予定の既存施設等を活かしつつ、今後必要となるガイダンス機能を補完する。中期整備段階では、復元建造物等を活用し、ガイダンス機能の充実を図る。

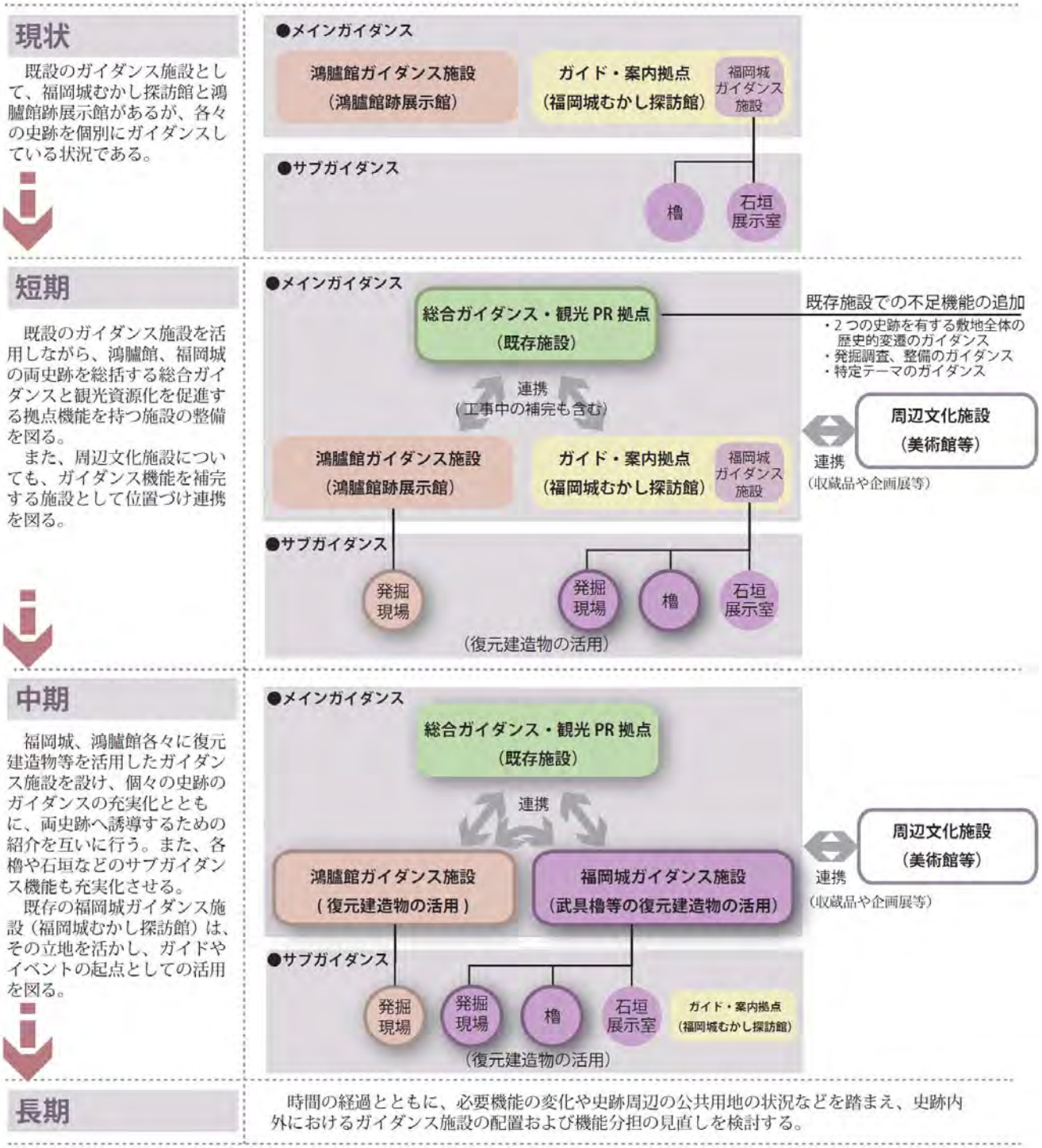

図 4-13:ガイダンス施設体系概念図

② 導入機能

福岡城跡と鴻臚館跡に係るガイダンス施設には、計画地の特徴を踏まえ、以下に示す機能を導入することが求められる。

ア 史跡の価値・特質についてのガイダンス

福岡城跡と鴻臚館跡の両史跡を将来にわたって保存するためには、文化財としての本質的価値や特質を広く普及・啓発することが第一に必要となることから、これらについての解説を行う。

イ 歴史的変遷についてのガイダンス

計画地は、古代には鴻臚館、近世には福岡城として利用され、近代以降は、県庁等の行政施設、陸軍施設、学校、公園等、多様な用途として利用されてきた。このように福岡の歴史を物語る上で中心的存在であるといえる計画地の歴史的変遷についての解説を行う。

ウ 城の構造、機能および往時の姿や利用状況等についてのガイダンス

福岡城跡および鴻臚館跡については、これまでに実施されてきた数々の調査研究の成果により、往時の姿や利用状況等が明らかにされつつある。これまでの成果に基づき、現段階で想定される両史跡の往時の姿や利用状況等についての解説を行うとともに、福岡城については、城郭としての構造や機能についても解説を行う。

エ 遺構・遺物についてのガイダンス

これまでに実施された発掘調査等により、福岡城跡・鴻臚館跡の価値・特質、往時の実態を我々に伝える特徴的な遺構・遺物が数多く出土・確認されている。両史跡への理解をより豊かなものにするため、これら特徴的な遺構・遺物についての解説を行う。

オ 発掘調査、整備等についてのガイダンス

計画地では本計画に基づき、今後、調査や整備が推進されることとなる。これらの取組みについての情報を発信することは、来訪者に事業の進捗や調査による新たな発見等の最新情報を伝えるだけでなく、文化財保護への理解を普及・啓発できるものと考えられる。このことから、今後進行する発掘調査、整備等についての解説を行う。

カ 特定テーマに基づくガイダンス

史跡の特徴を踏まえた様々な視点・アプローチから、史跡への理解を深める機会を設けるため、特定テーマに基づく企画展示やレクチャー、会議等のイベントを開催する。

③ 展示・プログラム等

前述した導入機能を踏まえ、現段階で想定される展示・プログラム等の案を以下のとおりに整理する。今後、個々のガイダンス施設の計画時に、施設の規模や内容にあわせてプログラムの具体的な検討を行う。

表 4-4：ガイダンス施設に導入する展示・プログラム等（案）

機能	展示・プログラム等（例）
ア：史跡の価値・特質についてのガイダンス	・パネル展示
	・映像*1
イ：歴史的変遷についてのガイダンス	・パネル展示
	・映像*1
ウ：城の構造、機能、往時の姿や利用状況等についてのガイダンス	・模型
	・映像*1
	・パネル展示
	・レプリカの展示
	・往時の生活等体験プログラム
エ：遺構・遺物についてのガイダンス	・出土遺物の展示
	・レプリカの展示
オ：発掘調査、整備等についてのガイダンス	・パネル展示
	・出土遺物の展示
カ：特定テーマに基づくガイダンス	・企画展示・イベントスペース

※1 映像は、ひとつのプログラムとしての作成も視野に入れて、今後検討。

写真 4-21：模型（福岡城むかし探訪館内）

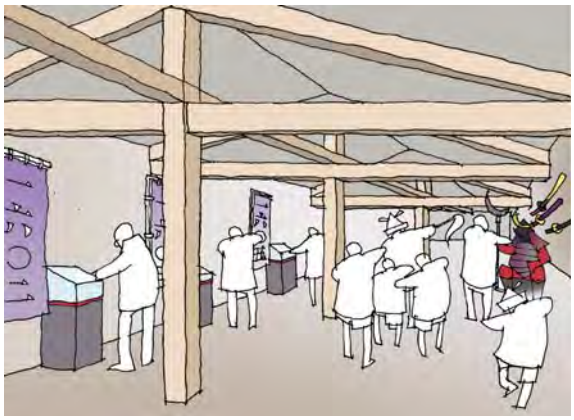

図 4-14：復元建物を活用したガイダンス施設のイメージ

福岡城および鴻臚館のガイダンス施設の展示展開案として、時代の重層性の表現と各々のガイダンス施設への誘導を考慮し、右図のように大筋の展示の流れを共通化させることも考えられる。

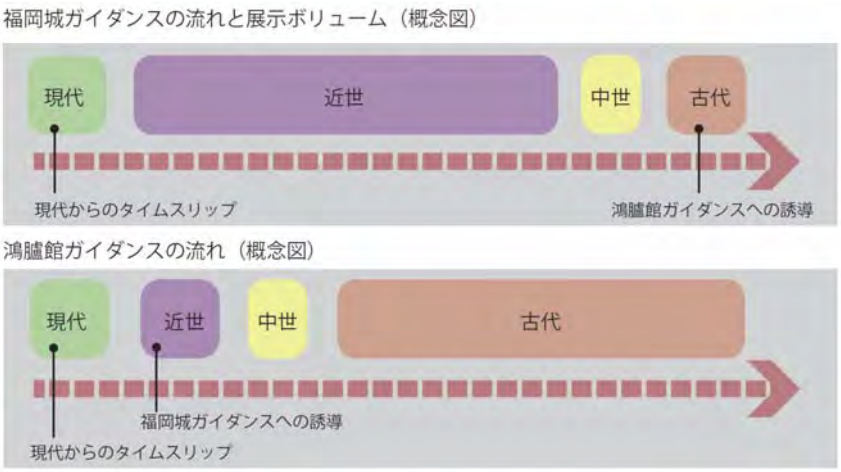

図 4-15：ガイダンスの流れと展示ボリューム概念図

④ 配置

史跡等のガイダンス施設は、遺構・遺物の保護や史跡として望まれる土地利用のあり方等から、史跡指定範囲内に新たに設置することは原則として認められていない。従って、前述した機能、および機能に基づく展示・プログラムの効果的な導入を図るためには、計画地内の既存施設の活用、もしくは史跡周辺地における適切な箇所への施設整備が必要となる。

計画地周辺には、業務・商業等による都市的な土地利用がなされており、土地取得は困難である。一方、計画地内は、公共施設等の移転が進められ、中期（今後 15 年間）までの段階での完了を予定しており、機能移転後に残る建築物を有効活用できる可能性はある。

これら建築物の立地、規模、形態、構造等を考慮し、既存施設（建築物）を活用し、各種機能を導入したガイダンス施設としての整備を目指す。また、本ガイダンス施設は、史跡の集客力を高める拠点施設としても機能させ、休憩等の便益施設の併設による整備を行う。

なお、将来的には、周辺交通機関等からのアクセス性、ガイドや遺跡巡りコース等の公開活用のあり方等を踏まえ、復元建造物や史跡周辺地へのガイダンス施設の配置を視野に入れて検討していくものとする。

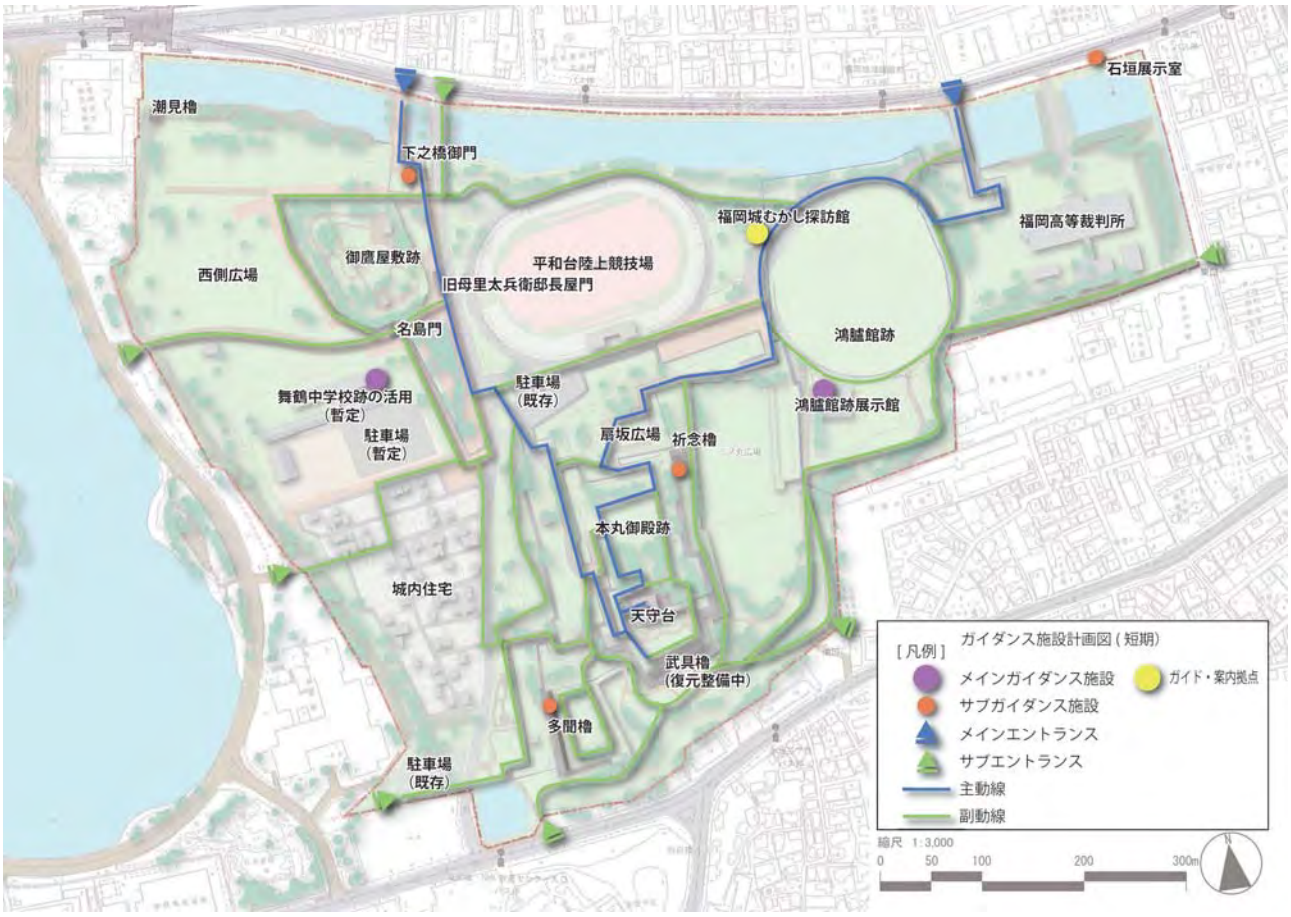

図 4-16:ガイダンス施設配置図（短期）

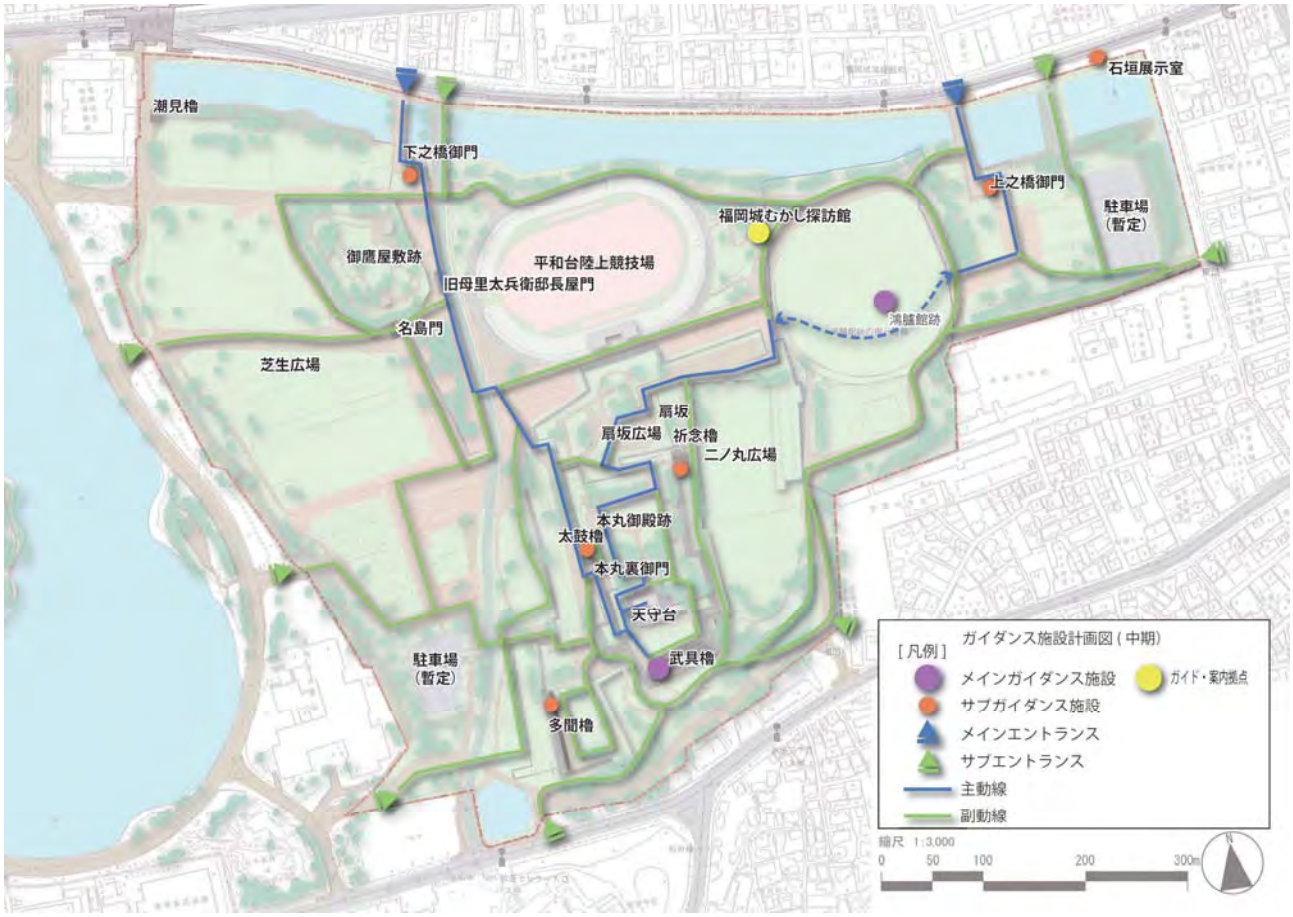

図 4-17:ガイダンス施設配置図(中期)

（4） サイン

① 基本的な考え方

サインについての基本的な考え方を以下のとおりに設定する。なお、計画の実行にあたっては、舞鶴公園を包含する『セントラルパーク構想』および「同基本計画」のサインの全体計画の方針に基づき調整を図り進める。

基本的な考え方

- **福岡城跡と鴻臚館跡の価値や特質および２つの史跡が重層的に存在するという特徴等を来訪者に分かりやすく解説するためのサインを整備する。**
- **海外からの来訪者にも対応した多言語表記のサインを整備する。また、ビジュアル表現や触地図等、多様な来訪者にわかりやすい情報提供を行う。**
- *サインの種類、形態・意匠等の統一を図り、ソフトとの連携を図りながら、総合的に史跡および公園として必要な情報を的確に提供する。*

※斜体部分は、『セントラルパーク構想』で推進していくもの

② サインの構成

史跡福岡城跡および史跡鴻臚館跡の遺跡としての特質、および今後実現化を目指す利用のあり方等を踏まえ、計画地のサインの種類を以下のとおりに設定する。

表 4-5:サインの構成

サインの種類	掲載情報等
a.. 史跡解説･公園案内サイン	・史跡福岡城跡と史跡鴻臚館跡の概要（文化財指定の概要、指定範囲、歴史等）。 ・史跡福岡城跡と大濠公園を含む地域全体の総合案内図。 ・史跡福岡城跡と史跡鴻臚館跡との重層性の表現・解説。
b. 遺構解説サイン	・史跡福岡城跡と史跡鴻臚館跡の主要な遺構についての解説。 ・城郭の特性である防御のための工夫の解説。
b-1. 石垣解説サイン	・材料、加工法、積み方、傾斜等、史跡福岡城跡にある複数種の石垣それぞれについての特徴の解説。
b-2. 櫓解説サイン	・47 棟あったといわれる各々の櫓についての解説。
c. 遺跡景観サイン	・復元対象期の姿・風景を、現在の風景に重ねて見ることができるサイン。
d. 道標	・計画地内の主要な遺構や施設等へ誘導するための方向指示。

（5） 便益施設

① 基本的な考え方

便益施設についての基本的な考え方を以下のとおりに設定する。

基本的な考え方

- *地下遺構の保護を前提として、復元建造物等の活用も視野に入れながら、来訪者の快適な利用を促す休憩等の便益サービスの充実を図り、利便性を高める。*
- *駐車場、便所等は、エントランス・動線計画、施設整備計画等に基づく適切な規模、配置による整備を行う。*

※斜体部分は、『セントラルパーク構想』で推進していくもの

② 駐車場

駐車場については、将来的には史跡外への配置を原則とし、それまでは、遺構景観や遺構の保護への配慮、遺構展示の可能性を考慮しつつ、利便性を実現できる暫定的な施設配置の検討を行う。

＜配置について＞

- 中期的な整備段階においては、アクセス性や管理動線の必要性も踏まえ、ガイダンス施設に近接する場所に配置することを検討する。
- 現在、福岡城跡の景観上、阻害要因となっている松ノ木坂前（平和台陸上競技場前）の駐車場を廃止する。
- 駐車場については、史跡指定範囲内での新設は原則認められないことを踏まえ、将来的には史跡指定範囲外で、史跡にアクセスしやすい場所に配置することを視野に入れて検討する。

③ 便所

便所については、既存施設の活用を図りながら、遺構景観と遺構の保護に配慮しつつ、ユニバーサルデザインへの対応を含め、高い利便性を実現できる施設配置の検討を行う。

＜配置について＞

- 便所には給水排水設備が必要となることから、便所は地下遺構に影響を与えない場所に配置することを原則とする。
- 遺構整備の状況を踏まえながら、利用頻度の高い主動線や大規模なイベントの開催が想定される広場からアクセスしやすい場所に便所を配置する。
- 特に主動線や副動線上から遺構への眺望を阻害しないような配置を行う。
- 既存便所については、将来的な施設の移転に伴い必要性が無くなるものは、撤去する。

＜デザインについて＞

- 今後、新たに設置する施設については、統一感を創出するために共通したデザインを施す（既存施設の改修時には、共通デザインの施設となるよう配慮する）。
- 本計画地が文化財であることを踏まえ、使用する素材・材料は木材・石材等の自然素材を用いつつ、周辺景観と調和するようなシンプルなデザインを基本とする。

④ 休憩施設

休憩施設については、遺構景観と遺構の保護に配慮しつつ、既存の四阿、パーゴラ、ベンチ等の活用を図りながら、史跡巡りや憩い・安らぎ等の様々な利用目的に対応できる施設の検討を行う。

また、このうち飲食・物販施設については、短期においては既存施設を活用することとし、中期段階において、それまでの整備状況や来訪者の利用実態を踏まえた検討を行う。

＜配置について＞

- 遺構整備の状況を踏まえながら、多くの来訪者の利用が集中する主動線付近や眺望景観の視点場となる場所等を中心に休憩施設を配置する。
- バリアフリー動線沿いには、高齢者や身障者の利用頻度が高くなることを考慮した配置を行う。
- 四阿、パーゴラ等、地上部にある程度の高さの構造物が立ち上がる施設については、眺望景観の視点場となる場所から遺構への眺望を阻害しないような配置を行う。

＜デザインについて＞

- 今後、新たに設置する施設については、統一感を創出するために共通したデザインを施す（既存施設の改修時には、共通デザインの施設となるよう配慮する）。
- 本計画地が文化財であることを踏まえ、使用する素材・材料は木材・石材等の自然素材を用いつつ、時代が特定されるような意匠は極力避け、周辺景観と調和するようなシンプルなデザインを基本とする。

（6） 維持管理施設

① 基本的な考え方

維持管理施設についての基本的な考え方を以下のとおりに設定する。

基本的な考え方

- *管理事務所、照明設備、給排水・電気設備等は、史跡の保存と効果的な活用および来訪者の快適・安全な利用を実現できるよう、適切な施設整備を行う。*
- *各維持管理施設は、施設の基礎や管渠が地下遺構に影響を与えないよう十分に配慮するとともに、景観にも配慮した配置とデザインを行う。*

※斜体部分は、『セントラルパーク構想』で推進していくもの

② 管理事務所

文化財の保存、管理、活用に向けて、管理運営体制に即した管理事務所の整備が必要である。管理運営体制については、史跡の保存、活用面からも公園管理との連携が不可欠であり、統合が望ましいと考えられ、別途計画が進められているセントラルパーク構想との調整のもと、管理事務所の検討を進めるものとする。

③ 照明設備

照明設備は、来訪者の通行の安全や治安維持を目的とした明視照明と、歴史的建造物・石垣等の遺構や樹木等の特定対象物を定めて照らす修景照明（ライトアップ）を行う。

ア 明視照明

明視照明については、その存在が昼間の史跡の景観に支障を来たすため、必要最小限の設置により目的を実現できる照明設備を検討する。

＜配置について＞

- 明視照明は、夜間の来訪者が主として利用する動線沿いを基本に配置する。

＜デザインについて＞

- メインエントランスと二ノ丸・本丸を繋ぐ主園路沿いの照明は、歴史的建造物・石垣等の遺構への眺望景観に配慮した照明を導入する。
- 主として三ノ丸外縁部を巡る副園路沿いの照明は、周囲に生育する高木を活かした間接照明となるような照明を導入する。
- 今後、新たに設置する施設については、統一感を創出するために共通したデザインを施す（既存施設の改修時には、共通デザインの施設となるよう配慮する）とともに、時代が特定されるような意匠は極力避け、周辺景観と調和するようなシンプルなデザインを基本とする。

イ 修景照明（ライトアップ）

修景照明（ライトアップ）については、夜間において、遺跡の景観を美しく演出できる照明設備を検討する。

＜ライトアップの対象について＞

- 修景照明は、福岡城跡・鴻臚館跡の復元建造物や石垣、サクラを含む特徴的な樹木等を対象とする。

＜仕様等について＞

・ ライトアップする対象に応じて、その特徴を効果的に演出できる照明を選択する。

【例】石垣：石垣の足元から石垣全体を照らすスポットライト

扇坂：横方向からの照射で石の素材感と陰影を強調するスポットライト　等

・ 照明設備そのものは、極力、昼間においても来訪者の視界に入らないよう、低木植栽等によって遮蔽する。

④ 柵等

天守台を含め、史跡内の柵や手すり等の施設については、遺構の保存と景観性に配慮しつつ更新を図る。更新に際しては、統一感を創出するために共通したデザインを施すとともに、時代が特定されるような意匠は極力避け、周辺景観と調和するようなシンプルなデザインを基本とする。

⑤ その他設備（給排水・電気等）

給排水・電気設備については、既存の設備の活用を基本とし、景観に配慮しながら、施設の状況や想定する公開・活用に対応した設備を検討する。

＜配置について＞

歴史的建造物や復元建造物等の周辺には、屋外消火栓や放水銃等の消火設備の設置を視野に入れ、そのための給水設備を設ける。

5 調査研究計画

（1） 基本的な考え方

前述の保存修復整備、復元整備、公開活用に向けた環境整備を行うにあたっては、十分な調査研究が不可欠である。そこで、調査研究計画についての基本的な考え方を以下のとおりに設定する。

基本的な考え方

- 福岡城跡の構造（縄張り）、関連遺構の構成に関する総合的な調査研究を実施する。
- 城跡内外の関連遺構・遺物の調査、古文書・文献等の調査、資料収集を将来にわたって進める。
- 福岡城跡の近世城郭としての特質の抽出、築造当初から廃城までの変容の把握、近代以降の跡地利用の変遷の記録化等を図る。
- 調査研究結果は、福岡城跡の本質的価値の保存と顕在化に向けた整備、活用に活かす。

（2） 保存状況の把握

今後の保存・修復・復元・整備・管理運営を適切に行うために、遺構の保存状況や活用・管理面での課題等の現状を十分に把握するための調査を将来にわたり継続的に行う。

特に、城郭外縁の土塁、腰巻石垣、また、各郭を画していた石垣や城内各門跡、およびそれらの周辺の石垣、さらに、各郭の平面構成のうち、明治以降の土地利用の変化に伴い、新たに造作され変容した箇所、あるいは消失した箇所については、城郭全体の本来の形状・構造の理解に欠かせないものであるため、今後計画的な確認調査を進めるとともに、絵図等の関連資料等の調査収集に努めていく。

なお、現存する総延長約 3.4km に及ぶ石垣は、全体的に遺存状況は良好ではあるが、保存上課題のある箇所も存在するため、安全対策の面および今後の修理・復元に備えるために、石垣総合調査および修理等の必要箇所の確認と検討を速やかに行う。

（3） 発掘調査（考古学的調査）

発掘調査については、これまで十分に行われてきたとは言い難い。今後、石垣の修復、櫓等の整備計画に連携しながら、内容確認のための発掘調査を実施していく。

整備事業に伴い実施される工事については、現状保存を前提とし、適切な保存措置を講じるために、立会調査や事前の確認調査等を実施する。

その他指定地内での史跡の現状変更行為に伴う立会・確認調査等については、保存管理計画の「管理計画　Ⅲ.保存管理 1. 基本方針、3. 保存管理の方法」でそれぞれ定める方針、並びに規定に基づき実施する。

（4） 文献資料等調査

櫓等の建造物に係る作事、修繕や石垣普請等に係る古文書、絵図、指図等の所在調査、並びに集成・解読作業を本市博物館、市史編纂室と連携しながら引き続き実施していく。

古写真の調査・収集作業については、関係機関・研究施設、民間が所有する写真コレクション等の調査等を進めながら、整備事業の進捗に合わせ、適宜広報活動や講演会等をとおして市民等への呼びかけを今後とも継続的に行う。

（5） その他の調査研究

史跡の保存整備を適切に行うため、前項の各調査とあわせて自然科学的分野との連携を十分考慮していく。

特に、福岡城跡が立地する丘陵、およびその周辺の自然的環境に関しては、これまで鴻臚館跡の発掘調査にあわせてボーリング調査を実施してきたが、県指定記念物ツクシオオガヤツリをはじめとした動植物分布等の生物学的調査・環境調査も、史跡の多様な活用を促す視点から実施して行く必要がある。

６ 周辺地域の環境保全・整備計画

（1）基本的な考え方

福岡城は、前述「第２ 福岡城跡の概要と現状」の「２ 福岡城跡の歴史的変遷」のとおり、かつては東西を御笠川～室見川、南北を大休山～荒津山で囲われた城下一帯を含む惣構えの城郭構造を成しており、現在でも枡形門に連なっていた外郭石垣の一部が薬院新川沿いに残存する等、福岡城周辺には関連する遺構が数多く埋蔵されている可能性がある。

また、唐津街道沿いを中心に町家、社寺等の歴史的建造物も残されている。この地域は近世の福岡城下町の中心であり、今後、歴史を活かしたまちづくりを推進する上で重要な地域でもある。

このような、史跡指定範囲外の周辺地域における関連する文化財についても、福岡城を構成していた貴重な歴史文化資源として、史跡等と一体となって保存・活用していく必要がある。これらの歴史文化資源を保存・活用していくための周辺地域の環境保全・整備について、以下のとおり基本的な考え方を設定する。

なお、ここでいう周辺地域とは、「基本構想」で示した福岡城の惣構え【城下エリア】の範囲とする。

また、当該周辺地域計画は、対象範囲が広く、具体化のためには十分な検討や調整が必要であることから、ここでは長期的視野にたって今後検討を行うべき事項や検討の方向性を示すに留め、具体的整備については、今後の検討結果を踏まえて明確にしていくこととする。

基本的な考え方

※長期的視点にたって以下の考え方での検討を行い、今後の整備に繋げていく。

- **福岡城跡との関連する各種の歴史文化資源を保存し、活用のための環境整備を推進する。**
- **福岡城跡の周辺景観を保全する。**
- **福岡城を中心とした歴史を活かしたまちづくりを検討する。**

（2）取組みの方向性

① 福岡城跡と関連する各種の歴史文化資源の保存と、活用のための環境整備の推進

史跡指定範囲外の周辺地域において、福岡城跡に関連する埋蔵文化財が確認された場合には、発掘調査等を実施し適切な保存を行う。

保存にあたっては、現位置で保存し、解説を施した設備・施設の整備等によりその公開・活用が望まれるが、現位置での保存が困難である場合には、研究施設または博物展示施設に移設を行うこととする。

また、調査等によって確認された埋蔵文化財の歴史的価値が極めて高いと認められた場合には、史跡の追加指定を含む文化財指定に向けた検討、および手続きを行っていくこととする。

埋蔵文化財以外の福岡城跡との密接な関連性を有する歴史文化資源についても適切に保存・活用を図っていくとともに、そのための環境整備について推進していくこととする。

また、関連する文化財を活用し、次の例に示すような取組みについて検討を行う。

□本計画が主導して推進する取組み（例）

○各種ガイダンスプログラムの作成等を行い、観光モデルコースや社会教育等へ展開

○ガイドマップ・ブック等の資料の作成

□関連するその他の計画等（部局・組織）と連携して推進する取組み（例）

○各関連文化財間を連携させるための共通仕様のロゴ、サインの検討・設置

② 福岡城跡の周辺景観の保全

福岡城下一帯の空間については、現代的な都市機能との共存を図りながらも福岡城跡らしさが醸成される空間であることが望まれる。

このため、福岡城跡から周辺への眺望、周辺から福岡城跡への眺望等の景観特性を把握するとともに、景観の保全・創出、あるいはそれらを阻害する要因を除去する各種の方策について検討を行う。

③ 福岡城を中心とした歴史を活かしたまちづくりの検討

平成 22・23 年度（2012・2013）に実施した「福岡市内所在文化財悉皆調査」では、城下エリアの街道沿いを中心に、歴史的建造物、工作物、伝統的祭礼等の歴史文化資源が少なからず残されていることが確認された。

既に指定ないし認知されている福岡城関連の歴史文化資源とともに、これらの隠れた歴史文化資源を掘り起こし、「（仮称）福岡城跡関連文化財（群）」とする等、「文化審議会文化財分科会企画調査会」の提言による「歴史文化基本構想」や、歴史まちづくり法による「歴史的風致維持向上計画」の策定等を視野に入れ、福岡城を中心とした歴史を活かしたまちづくりについて検討を行う。

7　公開・活用計画

（1） 基本的な考え方

福岡城跡とその関連歴史文化資源は、適切に保存・公開し、多くの市民および来訪者等の興味を促し理解を得ながら活用することにより、永続的な保存に向けての市民等の協力がより多く得られるものと期待される。

また、「福岡 観光・集客戦略 2013」においても、福岡城跡を観光都市福岡のシンボルエリアとして、また、福岡にしかない歴史文化資源として活用することとしている。

これらを踏まえ、福岡城跡の関連歴史文化資源の公開・活用について、以下のとおり基本的な考え方を設定する。

基本的な考え方

- **継続的に発掘調査・整備状況を公開する。**
- **福岡城跡とその時代背景への理解を深められるよう、ガイダンスシステムを活用する。**
- **史跡にふさわしい多様なイベントを実施する。**
- **情報の継続的な発信を行う。**
- **地域の住民をはじめとする関係者等への事業計画の広報宣伝を行う。**

（2） 具体的な取組み

① 継続的な発掘調査・整備状況の公開

平成 25 年(2013)現在、福岡城跡の上之橋御門石垣修復工事、並びに鴻臚館跡発掘調査において、発掘調査および整備状況の公開事業が実施されているが、今後の城内の整備事業に伴う発掘調査や、櫓等の復元整備工事の公開等をとおして来訪者の関心を高め、より理解が得られるように公開手法等を検討しながら実施していく。

② 情報技術によるガイダンスシステムの開発・充実と、その積極的活用

来訪者が、史跡への興味・関心、理解をより深められるよう、実存する遺構等を補完する機能として、各種情報技術を用いたガイダンスシステムを開発・充実させ、その積極的活用を図っていく。

『鴻臚館・福岡城バーチャル時空散歩』として実施中の VR（Virtual Reality=仮想現実）技術を用いたタブレット端末の活用を継続的に進めるとともに、より多くの来訪者が同種の体験を提供できる場（バーチャル四阿等）の設置等、システムの充実、応用について検討、実施していく。

また、福岡市内の総合的な歴史文化遺産ガイダンスシステムとして、現在実施しているスマートフォンによる『福岡歴史なび』も活用し、城下エリア一帯に点在する史跡、寺社等を繋ぐ歴史探訪ルートとして展開させていく。

なお、システムの内容は、史跡そのものへの理解とともに、その時代背景（まちの成り立ち、人々の暮らし等）にも思いを馳せることができるものとなるよう留意する。

これらのシステムを、観光モデルコースのガイドや、学校教育、生涯学習等、幅広く活用できるようにし、史跡へ関心をもつ市民等の裾野を広げていくことに繋げていく。

③ 史跡にふさわしい多様なイベントの実施

市民および来訪者の、福岡城跡の関連歴史文化資源に対する興味・理解を継続させるとともに、さらに新たな来訪者を増加させていくことができるよう、現在実施されている様々なイベント等と連携・発展させる。

なお、イベントの実施にあたっては、「福岡 観光・集客戦略 2013」も踏まえ、以下に示すような、史跡にふさわしいイベントを企画し、運営・実施していくものとする。

□本計画が主導して推進する取組み（例）

○「福岡城むかし探訪館」を拠点として、現在行われているボランティアガイドによる観光ツアーの充実や集客イベント…特別公開展

○他都市との連携によるイベント…城郭フォーラム

等

□関連するその他の計画等（部局・組織）と連携して推進する取組み（例）

○福岡城跡（および鴻臚館跡）の空間の特質を活かしたイベント…「福岡城さくらまつり」、野外劇場、アートイベント、フォトコンテスト

○都市のオープンスペースとしての福岡城跡（および鴻臚館跡）の、日常的な賑わいを創出するためのイベント…屋外飲食

○城下エリアのまちとの連携により、主要な交通拠点や通過する地域との回遊性や賑わいを高めるイベント…籠・馬車・ベロタクシーアクセス（輸送）イベント、商店街との連携、まちぐるみアートイベント

等

④ 情報の継続的発信

福岡城跡の関連歴史文化資源への興味・理解を深めるためには、継続的な情報発信が必要である。現在実施されている様々な取組みと連携、発展させながら、以下に示すような情報発信を実施していく。

□本計画が主導して推進する取組み（例）

○現行の市ホームページ（『福岡市の文化財』）の充実化…特設リンクページの制作

○ガイドブック、定期広報誌、パンフレット、発掘調査報告書・研究紀要等の発行

○シンポジウムや現地説明会の開催

等

□関連するその他の計画等（部局・組織）と連携して推進する取組み（例）

○旅行会社、鉄道・航空会社等との連携による観光ＰＲ

○各種メディアとの連携による PR…特集番組の制作、各種イベント・講演会等の中継配信、「福岡フィルムコミッション」との連携

等

⑤ 地域の住民をはじめとする関係者等への事業計画等の広報宣伝

福岡城跡の関連歴史文化資源の永続的な保存・活用に向けては、周辺地域住民をはじめとする関係者等の理解・協力が不可欠である。このため、関係者に対する行政の施策・事業について、以下に示すような事業計画等の広報宣伝を実施していく。

□本計画が主導して推進する取組み（例）

○教職員に対する講習会…教育カリキュラムや、各種見学会等への組込みに資するプロモーション

○福岡城と関連し現在まで残る地名等、埋もれた文化資源の掘り起こし、地域住民によるまちづくりへの活用のための情報の整理・提供

等

□関連するその他の計画等（部局・組織）と連携して推進する取組み（例）

○『福岡 観光・集客戦略 2013』等、市の観光施策と連携した広報宣伝…旅行会社や商業関係者に対する相談会等の開催による、ツアーコース・修学旅行への組み込みや、文化財の保存・活用に寄与する新たな関連グッズ・土産物等の物販システムに関するプロモーション

等

※注）：文化財の保存・活用に寄与する物販システムとは、商品の売上げの一部を文化財保護事業に還元するシステム等を想定。

8　管理・運営計画

（1） 基本的な考え方

現在、福岡城跡の管理運営については、福岡市が中心となり、主として文化財保護および所管施設の維持管理を実施している。

今後、福岡城跡の関連歴史文化資源の価値を永続的に継承するためには、それらを取り巻く施設や環境についても適正に維持・利用していくことが重要であり、本市関連各部局の横断的な対応はもとより、関係する行政や各種団体等が一体となった包括的な管理・運営を進めることが必要である。

特に、舞鶴公園に包含される福岡城跡は、福岡県が管理する大濠公園とともに、福岡市のセントラルパークとして一体的な利用が目指されていることからも、管理・運営の実施にあたっては、福岡県との連携が不可欠である。

さらに、個別の歴史文化資源のみならず、周辺地域の良好な環境や価値を維持・向上させながら、歴史文化資源全体をより価値ある確かなものとしていくためには、関連する市民、各種団体、事業者等が行政と連携し、地域ぐるみで守り育てていくことが必要であると考えられる。

これらを踏まえ、今後の福岡城跡の望ましい管理・運営の仕組みとその体制について、以下のとおり基本的な考え方を設定する。

基本的な考え方

- **歴史文化資源の価値を保持しつつ、関連する施設や環境を適正に維持管理する。**
- **日常・緊急時に対応した、資源・施設・環境の適正利用に資する管理を行う。**
- **市を中心とした新たな管理運営システム・体制整備を行う。**

（2） 具体的な取組み

① 維持管理

「（仮称）福岡城跡・鴻臚館跡管理運営ガイドライン・マニュアル」を別途策定し、下記に示す管理を行う。

ア 文化財および関連施設等の管理

遺構・復元建造物・構造物等、各種の文化財の特性に合わせた点検項目を設定し、定期的な点検、補修、清掃等を行う。また、その他の便益施設・供給処理施設等についても同様に維持管理を行う。

イ 植栽管理

歴史文化資源周辺の樹木・草本類等については、文化財の保存や視認性の確保、歴史的景観の維持の面から支障木等の伐採、除草、剪定、灌水、施肥、防虫対策等を行う。

また、特に文化財と密接な関係をもつ、或いは単独で周辺環境の保全に対し有用な樹木を「保全対象木」として選定し、それらの保護を行う。

② 利用管理

「（仮称）福岡城跡・鴻臚館跡管理運営ガイドライン・マニュアル」を別途策定し、下記に示す管理運営を行う。

ア 活用誘導･安全対策

福岡城跡（および鴻臚館跡）の歴史文化資源や自然環境等の魅力を解りやすく伝え利用を促進するとともに、利用者が安全に快適な利用が行えるような管理を行う。

＜主な管理項目＞

○ガイダンスプログラムの企画･運営

○イベント等の企画･管理･運営

○利用者マナー･安全指導

○利用者に対する管理運営者の接遇向上

イ 緊急･救急時対策

文化財保護の観点から、事故や災害時等、緊急時における緊急車両の搬入経路や消火対策、連絡体制,利用者の安全な誘導・避難・搬送等についてのマニュアルを作成するとともに、関係者間で周知徹底を図る。

③ 管理運営システム･体制整備

利用管理、並びに資源・施設環境保全維持管理が、持続的かつ円滑に行われるよう、管理運営の仕組みと体制の整備を行う。

ア 管理運営システム

福岡城跡（および鴻臚館跡）の関連歴史文化資源の多くは公共の財産であり、行政機関による厳正な管理の下に運用されることが基本となる。しかしながら、史跡指定地外に分布する関連の資源を中心に、民間が所有・管理しているものも少なくなく、周辺地域一帯をあげての福岡城跡および鴻臚館跡の管理運営が求められている。

また、これらの歴史的文化資源の価値を永続的に継承していくためには、税収を財源の基本とした保全管理費だけでは賄いきれない時期が到来することも想定される。

このため、現時点では、これまで関連する行政機関が行ってきた管理運営手法を踏襲し、管理運営事業を実施していくものとするが、将来的には永続的な文化財の保存･活用に資する収入源の確保（利用施設の有料化、物販、寄付金等）や、効果的な利用プログラムの開発等、民間経営手法の視点に立った、総合的な利用者・施設環境管理運営システムの検討が必要となる。

イ 管理運営体制整備

現時点では、福岡市による一元的な管理運営を基本とするが、上記のとおり、将来的に総合的な利用者･施設環境管理運営システムの導入を視野に入れた場合、関係する行政団体（国、県）、市民（団体）、学識者、事業者等の多様な関係者の参画・連携が必要となる。

このため、将来的には福岡市と福岡県、市民・各種団体・事業者等が参画・協働して、協議調整を行い各種の取組みを推進する体制について検討していくことが望まれる。

第5 事業計画

1 段階的整備計画

先述した計画については、城跡内の諸施設の移転時期に合わせ、短期（5 年後）、中期（15 年後）に分けて段階的な整備を行う。また、本整備計画は、将来的な望ましい姿（将来像）をみすえたものであり、中期整備終了後には、社会情勢等を踏まえた時点修正を実施し、必要に応じて計画の見直しを行い将来像へ近づけていくものとする。

（1） 短期

整備概要【短期】

「福岡城跡の骨格の顕在化による魅力発信と誘客」に向けて、以下の整備指針を推進する。

〇外部から見た城郭としての認知度の向上
〇本丸への誘客のため、本丸、二ノ丸の歴史性再現への着手
〇現存、復元遺構の顕在化に向けた植栽密度管理
〇利活用の促進に向けた施設整備（駐車場、飲食・物販施設、ガイダンス、サイン）の充実

表 5-1：整備内容（短期）

	ゾーン	整備内容	整備部署（予定）	
			文化財部局	その他
移転施設［城外移転］	本丸・二ノ丸	テニスコート	―	―
	三ノ丸	テニスコート	―	―
		舞鶴中学校	―	―
主な整備内容	本丸・二ノ丸	武具櫓の復元	〇	
		天守台の柵の更新、解説サインの設置	〇	〇
		本丸御殿跡、二ノ丸広場（扇坂南）の整備（縁石撤去、ベンチ等の再配置、土系舗装）		〇
		多聞櫓の修復	〇	
		多聞櫓の周辺整備	〇	
	門・土塁・堀	潮見櫓の復元	〇	
		潮見櫓の周辺整備（解説サインの設置）	〇	
		潮見櫓の周辺整備（歴史的景観復元に向けた植栽）		〇
	三ノ丸	地割の表現（陸上競技場南側）		〇
		旧母里太兵衛邸長屋門の修復	〇	
		現存建造物、現存遺構への解説サインの設置	〇	
		名島門、旧母里太兵衛邸長屋門への解説サイン設置（来歴表示含む）	〇	
		舞鶴中学校跡地の暫定活用（駐車場、飲食・物販施設、ガイダンス施設）	〇	〇
	全般	石垣の修復（安全面、展示面から優先度の高いもの）	〇	
主な管理内容	本丸・二ノ丸	復元建造物、石垣の顕在化に向けた植栽密度管理		〇
	門・土塁・堀	土塁の顕在化に向けた植栽密度管理 大堀（大濠公園との境界部）との関連性顕在化に向けた植栽密度管理		〇

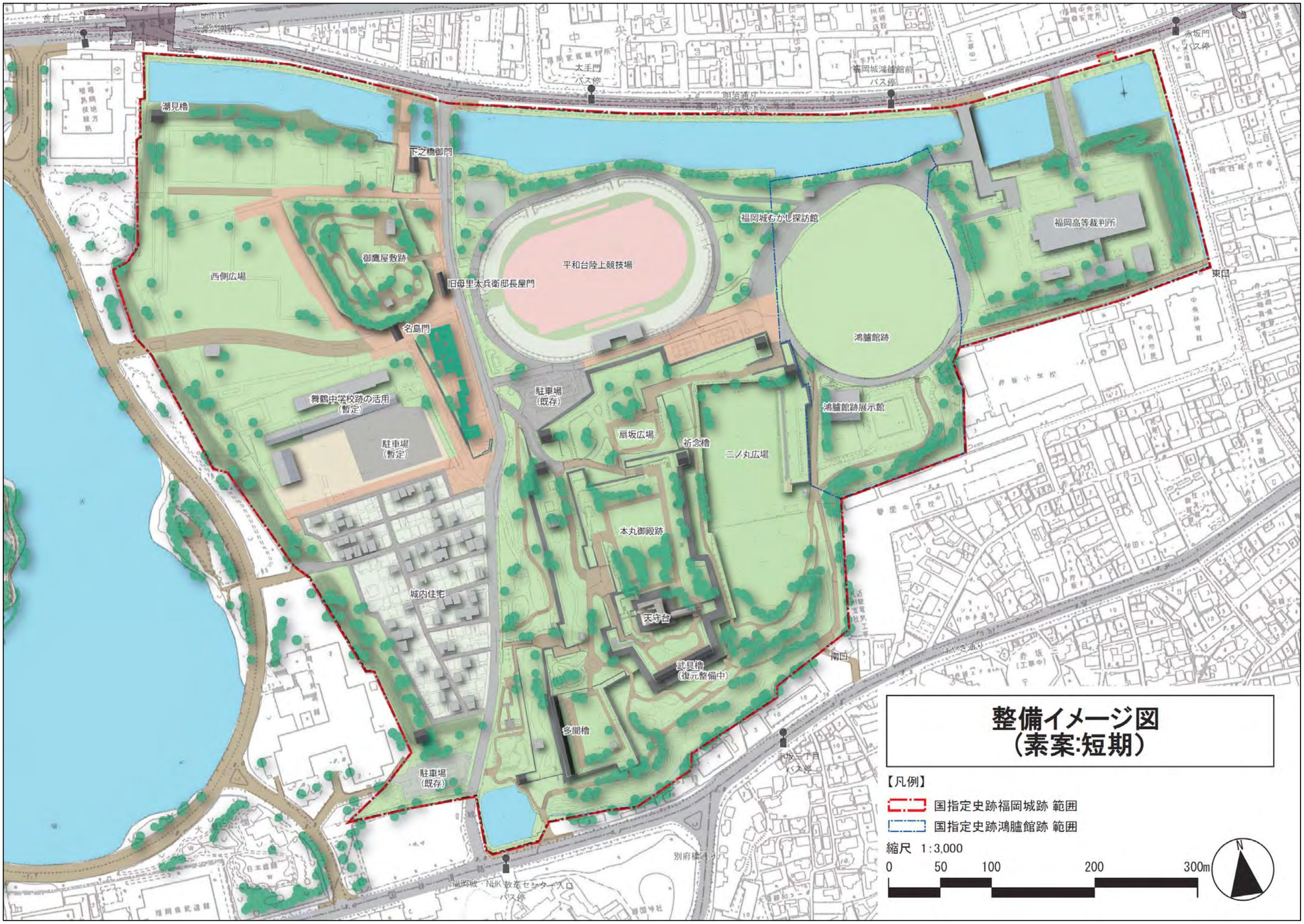
赤坂門
バス停
福岡城鴻臚館前
バス停
太手門
バス停
明治通り
湖見櫓
下之橋御門
福岡城むかし探訪館
福岡高等裁判所
御鷹屋敷跡
平和台陸上競技場
西側広場
旧母里太兵衛邸長屋門
東口
名島門
鴻臚館跡
駐車場
(既存)
鴻臚館跡展示館
舞鶴中学校跡の活用
(暫定)
扇坂広場
祈念櫓
二ノ丸広場
駐車場
(暫定)
本丸御殿跡
城内住宅
天守台
南口
武具櫓
(復元整備中)
多聞櫓
駐車場
(既存)
赤坂三丁目
バス停
別府橋通り
福岡城・NHK放送センター入口
バス停
整備イメージ図
(素案:短期)
【凡例】
国指定史跡福岡城跡 範囲
国指定史跡鴻臚館跡 範囲
縮尺 1:3,000
0
50
100
200
300m
N

（2） 中期

整備概要【中期】

「福岡城跡の歴史の重層性の表現と歴史的景観および利活用の充実」に向けて、以下の整備指針を推進する。

○鴻臚館跡の復元整備による歴史の重層性の表現
○本丸、二ノ丸の歴史性再現の継続実施
○外部から見た歴史景観再現の充実
○施設の移転に伴う三ノ丸の整備
○現存、復元遺構の顕在化を維持するための植栽密度管理

表 5-2:整備内容（中期）

	ゾーン	整備内容	整備部署（予定）	
			文化財部局	その他
移転施設［城外移転］	本丸・二ノ丸	球技場	―	―
		野球場	―	―
	三ノ丸	福岡高等裁判所	―	―
		城内町住宅	―	―
移転施設［城内移転］	三ノ丸	美術館横駐車場 陸上競技場横駐車場 舞鶴中学校跡地駐車場	―	―
主な整備内容	本丸・二ノ丸	武具櫓の復元	○	
		武具櫓の活用（ガイダンス施設等）	○	
		武具櫓の周辺整備 （塀、郭、解説サインの設置）	○	
		本丸裏御門・太鼓櫓の復元	○	
		本丸裏御門・太鼓櫓の周辺整備 （解説サインの設置）	○	
		祈念櫓の修復	○	
		扇坂の復元	○	
		月見櫓跡、時櫓跡の遺構表現（平面表示）	○	
	門・土塁・堀	上之橋御門の復元	○	
		上之橋御門周辺の整備 （堀・土塁形状復元、瓦舗装、塀、解説サインの設置）	○	
		上之橋御門周辺の整備 （歴史的景観復元に向けた植栽）		○
	三ノ丸	福岡高等裁判所跡地の整備（広場、駐車場等）		○
		城内町住宅跡地の整備（広場、駐車場等）		○
		舞鶴中学校跡地の整備（芝生広場）		○
		球技場・野球場跡地の整備（広場）		○
		地割の表現（広場整備に合わせて）		○
	鴻臚館	鴻臚館跡の復元整備	○	
	全般	石垣の修復（短期整備以外のもの）	○	
主な管理内容	本丸・二ノ丸	復元建造物、石垣の顕在化に向けた植栽密度管理		○
	門・土塁・堀	植栽密度の維持管理		○

潮見櫓
下之橋御門
上之橋御門
駐車場
(暫定)
福岡城むかし探訪館
平和台陸上競技場
御鷹屋敷跡
旧母里太兵衛邸長屋門
名島門
鴻臚館跡の復元整備
芝生広場
扇坂
扇坂広場
祈念櫓
二ノ丸広場
太鼓櫓
本丸裏御門
天守台
武具櫓
多聞櫓
駐車場
(暫定)
東口
南口
太宰公園駅
太手門
バス停
福岡城鴻臚館前
バス停
赤坂門
バス停
赤坂二丁目
バス停
福岡城・NHK放送センター入口
バス停
明治通り
別府橋通り
整備イメージ図
(素案:中期)
【凡例】
国指定史跡福岡城跡 範囲
国指定史跡鴻臚館跡 範囲
縮尺 1:3,000
0
50
100
200
300m
N

（3） 将来像（参考）

整備概要【将来像】

「福岡の歴史資源の保存・活用のシンボルとしての充実」に向けて、以下の整備指針を推進する。

○史跡と関連のない施設の城外移転

（舞鶴公園線については、交通状況や公園の利用状況のほか、社会情勢等の変化も踏まえてあり方を再検討。）

○真正性が確保できる遺構の復元

○施設の移転に伴う三ノ丸の整備の充実

○史跡指定地周辺の遺構の顕在化

○現存、復元遺構の顕在化を維持するための植栽密度管理

表 5-3：整備内容（将来像）

	ゾーン	整備内容	整備部署（予定）	
			文化財部局	その他
移転施設［城外移転］	三ノ丸	陸上競技場	―	―
		駐車場	―	―
主な整備内容	本丸・二ノ丸	本丸御殿、本丸表御門、向櫓、大組櫓、松ノ木坂御門、東御門、革櫓、炭櫓、鉄物櫓の復元	○	
		本丸御殿、本丸表御門、向櫓、大組櫓、松ノ木坂御門、東御門、革櫓、炭櫓、鉄物櫓の周辺整備（塀、解説サインの設置）	○	
		本丸御殿、本丸表御門、向櫓、大組櫓、松ノ木坂御門、東御門、革櫓、炭櫓、鉄物櫓の周辺整備（歴史的景観復元に向けた植栽）		○
		水の手（庭園）と石垣の復元	○	
		サクラ園の移設（樹木の移植、更新）		○
	門・土塁・堀	花見櫓の復元	○	
		花見櫓の周辺整備（解説サインの設置）	○	
		花見櫓の周辺整備（歴史的景観復元に向けた植栽）		○
		追廻御門、追廻橋の復元※	○	
		追廻御門、追廻橋の周辺整備（解説サインの設置）※	○	
		美術館東側駐車場跡地の堀遺構の顕在化	○	
		史跡指定地周辺（南側）の堀遺構の顕在化（解説サインの設置）	○	
	三ノ丸	下屋敷、下屋敷庭園の復元	○	
		サクラ園の整備		○
		陸上競技場跡地整備（広場）		○
		地割の表現（広場整備に合わせて）		○
主な管理内容	本丸・二ノ丸	復元建造物、石垣の顕在化に向けた植栽密度管理		○
	門・土塁・堀	植栽密度の維持管理		○

※再検討の結果、舞鶴公園線が移転施設となる場合は、追廻御門、追廻橋の復元および周辺整備を行う。

将来イメージ

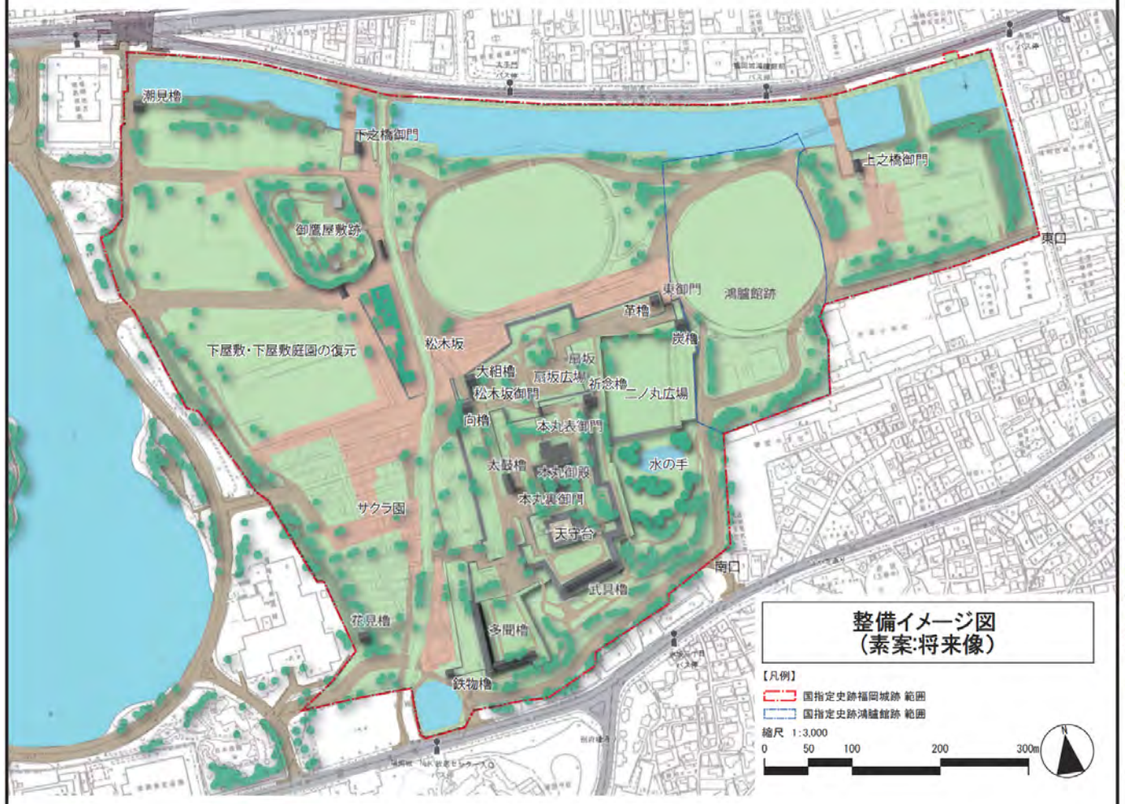

○復元された櫓等

失われた櫓等の復元により、特に城郭の中心となる本丸、二ノ丸では、福岡城を体感することができる。

福岡城跡整備イメージパース（将来イメージ）

○天守台からの眺望

自然地形を巧みに取り入れた城の地選の見事さ、城郭の広大さ、全体構成を感じることができる。

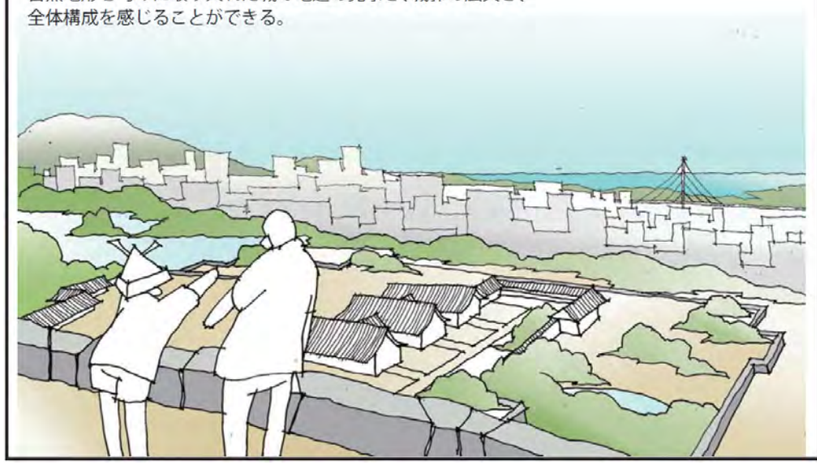

○城郭構成を感じられる広場からの眺め

整備された三ノ丸の広場から石垣や櫓等、城郭の存在感を感じることができる。

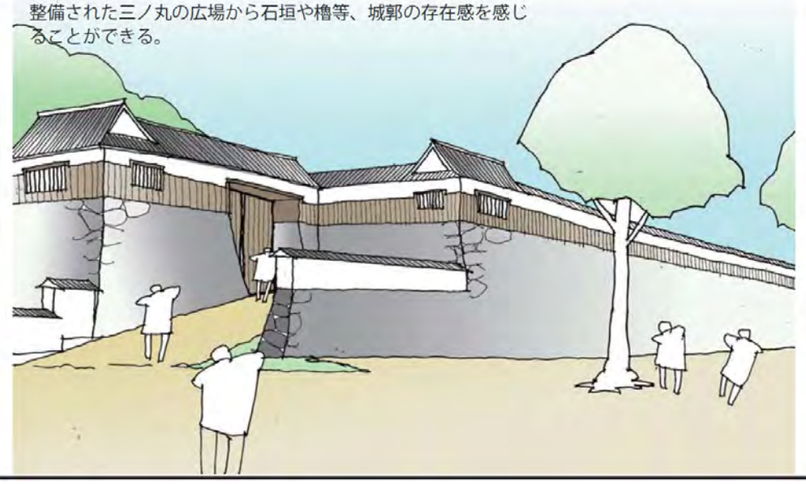

○充実したガイダンス

復元された櫓で、福岡城の歴史や現在とのつながりを知ることができる。

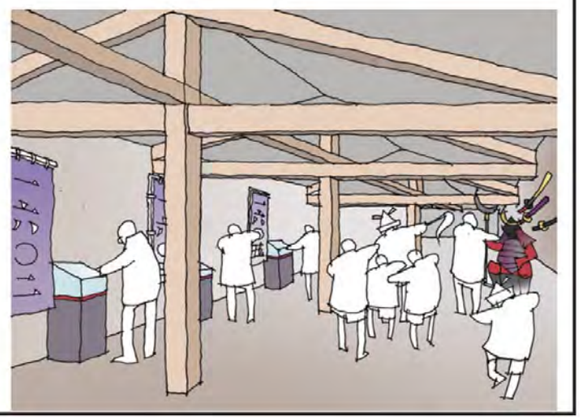

（4） 年次スケジュール

表 5-4：年次スケジュールおよび概算事業費

		短期	中期	将来〔参考〕
1 調査研究		石垣総合調査 発掘調査（本丸裏御門、太鼓櫓、上之橋御門、扇坂、地割、水の手周辺等）		
2 保存修復		多聞櫓 旧母里太兵衛邸長屋門 石垣		
3 復元整備				
	地割の表現		三ノ丸東側	
	歴史的建造物の復元	潮見櫓、武具櫓	本丸裏御門・太鼓櫓・上之橋御門	
	石垣の復元			
	その他の遺構の復元		扇坂、上之橋御門周辺の坂道	
	庭園の復元			
	平面表示	時櫓・月見櫓		
4 環境整備				
	動線（エントランス・園路）			
	修景・植栽			
	ガイダンス施設	（既存建物の活用整備）	（復元建造物の活用整備）	
	サイン	（遺構整備と連動して文化財としてのサインを随時、整備）		
	便益施設			
	維持管理施設			
本基本計画の見直し作業			中期段階で見直しを行う	
概算事業費		2，208(百万円)	4，826(百万円)	

※上記スケジュールは、今後の諸状況の変化により変更となる場合がある。
※概算事業費については、文化財部局で実施するものを計上。（灰色矢印は、他部局で整備を実施するもの。）

２ 事業推進のための取組み

（1） 全容解明に向けた調査の実施

福岡城跡の全容解明に向け、今後、整備にあわせた計画的な調査研究を積極的に進めていく。

また、文献、絵図、古写真等の資料については、市民等にも広く協力を呼びかけ、継続して収集し、市民の関心が高い天守のみならず、現存する資料が少ない櫓等の建造物について調査研究を行い、全容解明に繋げていく。

（2） 体制の充実

計画では、１５年間という限られた期間の中で、櫓の復元等、多岐にわたる整備を行うこととしており、実現にあたっては、必要な調査や検証を十分行い、計画を着実に進めていくことができる体制の整備が必要である。

このため、計画内容を踏まえながら、職員の人材育成や、関係機関や部局との連携等、体制の充実について検討していく。

（3） 市民と一体となった整備の推進

計画の実現には、多額の事業費が必要であり、そのための財源を確保する必要がある。

また、市民等の協力を得ながら実現を図っていくことにより、市民等の福岡城への愛着を醸成し、多くの人々の思いに支えられた「私たちの福岡城」となることに繋げていく。

■福岡城跡整備基金（仮称）の設置による受け入れ体制整備

芳名掲示、瓦等への記名等、参加意識を促す寄付方法について検討する。

（4） 関連計画との連携、調整

本計画の策定が関連する計画の策定に先行することを踏まえ、特に以下の事項について、本計画で記した内容を踏まえながら、他の計画との整合を図っていく。

①セントラルパーク構想および同基本計画

・将来的な遺構復元の可能性を考慮した公園利用
・福岡城跡の価値を顕在化させるための植栽の整理、再配置、保全
・公園全体におけるサインの構成・配置・デザイン
・便益施設、管理事務所、電気設備の規模やデザイン、配置、整備方法等

②鴻臚館跡整備基本構想および同基本計画

・鴻臚館跡と福岡城跡の双方の景観配慮、歴史的重層性の表現、動線の扱い等
・今後の発掘調査等の結果を踏まえた両整備計画の調整